

令和4年第1回定例会

大江町議会会議録

令和4年 3月2日 開会
令和4年 3月14日 閉会

大江町議会

令和4年第1回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月2日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○本会議に職務のため出席した者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期決定の件	7
○諸般の報告	7
○行政報告	8
○令和4年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について	11
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議第4号～議第28号の一括上程	33
○提案理由の説明	33
○一般質問	39
土田 勵 一 君	39
結城 岩太郎 君	44
○散会の宣告	54

第 2 号 (3月3日)

○議事日程	5 5
○本日の会議に付した事件	5 5
○出席議員	5 6
○欠席議員	5 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
○本会議に職務のため出席した者	5 6
○開議の宣告	5 7
○議事日程の報告	5 7
○一般質問	5 7
櫻井和彦君	5 7
菊地邦弘君	7 1
藤野広美君	8 3
宇津江雅人君	9 2
○散会の宣告	1 0 6

第 3 号 (3月4日)

○議事日程	1 0 7
○本日の会議に付した事件	1 0 7
○出席議員	1 0 8
○欠席議員	1 0 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 8
○本会議に職務のため出席した者	1 0 8
○開議の宣告	1 0 9
○議事日程の報告	1 0 9
○一般質問	1 0 9
橋本彩子君	1 0 9
関野幸一君	1 2 1
毛利登志浩君	1 3 2
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 3

○散会の宣告	144
--------	-----

第 4 号 (3月9日)

○議事日程	147
○本日の会議に付した事件	148
○出席議員	149
○欠席議員	149
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	149
○本会議に職務のため出席した者	149
○開議の宣告	150
○議事日程の報告	150
○議第4号の説明、質疑、討論、採決	150
○議第5号～議第7号の説明	153
○議第5号の質疑、討論、採決	154
○議第6号の質疑、討論、採決	155
○議第7号の質疑、討論、採決	155
○議第8号の説明、質疑、討論、採決	156
○議第9号の説明、質疑、討論、採決	157
○議第10号の説明、質疑、討論、採決	159
○議第11号の説明、質疑、討論、採決	160
○議第12号の説明、質疑、討論、採決	162
○議第13号の説明、質疑、討論、採決	164
○議第14号の説明、質疑、討論、採決	180
○議第15号の説明、質疑、討論、採決	182
○議第16号の説明、質疑、討論、採決	183
○議第17号の説明、質疑、討論、採決	185
○議第18号の説明、質疑、討論、採決	186
○議第19号の説明、質疑、討論、採決	188
○議第20号の説明、質疑、討論、採決	189
○予算特別委員会設置及び付託	190

○散会の宣告	191
--------	-----

第 5 号 (3月14日)

○議事日程	193
○本日の会議に付した事件	193
○出席議員	194
○欠席議員	194
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	194
○本会議に職務のため出席した者	194
○開議の宣告	195
○議事日程の報告	195
○予算特別委員会報告	195
○議第21号～議第28号の質疑、討論、採決	196
○発議第2号の説明、質疑、討論、採決	197
○閉会中の継続調査について	198
○議員の派遣について	198
○閉会の宣告	199
○署名議員	201

大江町告示第2号

令和4年第1回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月25日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和4年3月2日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦広君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

令和4年第1回大江町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年3月2日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 令和4年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について
- 日程第 6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 議第 3号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度大江町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第 9 議第 4号 西村山広域行政事務組合と大江町との事務委託に関する規約の一部変更について
- 日程第10 議第 5号 大江町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について
- 日程第11 議第 6号 大江町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第 7号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第 8号 大江町条例で定める押印を求める手続きの見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第14 議第 9号 大江町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第10号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第11号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議第12号 大江町本郷東放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第18 議第13号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第19 議第14号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議第15号 令和3年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議第16号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議第17号 令和3年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議第18号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議第19号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議第20号 令和3年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議第21号 令和4年度大江町一般会計予算
- 日程第27 議第22号 令和4年度大江町国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議第23号 令和4年度大江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議第24号 令和4年度大江町介護保険特別会計予算
- 日程第30 議第25号 令和4年度大江町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第31 議第26号 令和4年度大江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第32 議第27号 令和4年度大江町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第33 議第28号 令和4年度大江町水道事業会計予算
- 日程第34 一般質問（2名）

10番 土田勵一

- 学校給食費について

9番 結城岩太郎

- 子どもの貧困対策について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

今議会におきましても、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク等を着用での議会となりますので、ご協力よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回大江町議会定例会を開会いたします。

なお、議場内での写真撮影と町長席に水差しを置くことを許可いたします。また、ご覧のように、今年も啓翁桜を飾ることを許可いたしました。

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

3番 藤野広美さん

4番 櫻井和彦君

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日から3月14日までの13日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月14日までの13日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、西村山広域行政事務組合全員協議会の件について報告を求めます。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、西村山広域行政事務組合議会全員協議会についてご報告申し上げます。

西村山広域行政事務組合議会の全員協議会が令和4年2月2日、寒河江市議場で開かれました。

西村山広域行政事務組合事業計画（令和4年度～令和6年度）につきまして協議されましたので、概要について報告いたします。

一般会計及び寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計の令和4年度から6年度にかけての総括各市町村分担金概算の合計は60億87万1,000円で、大江町につきましては8億6,803万2,000円であり、年度別では令和4年度予算2億7,990万8,000円、令和5年度、これは計画であります。令和5年度は2億9,216万1,000円、令和6年度、これも計画であります。令和6年度は2億9,596万3,000円です。

総括各市町村分担金のうち大江町の年度別分担金の概算についても申し上げます。

一般会計は、令和4年度では1億6,888万6,000円、令和5年度計画、1億7,467万1,000円、令和6年度計画、1億8,480万8,000円であります。

また、寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計は、令和4年度予算1億1,102万2,000円、令和5年度計画、1億1,749万円、令和6年度計画、1億1,115万5,000円であります。

次に、主な事業計画であります。消防施設整備事業では4町の分署庁舎改修工事や河北分署及び西川分署の車両更新などが計画されております。大江分署につきましては、令和4年度、庁舎の劣化診断業務委託、令和5年度、改修工事实施設業務委託、令和6年度に大江分署庁舎改修工事などが計画されております。

ごみ処理施設整備事業では、令和4年度に空調設備改修工事が計画されております。

以上で、西村山広域行政事務組合全員協議会の報告を終わらせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 続きまして、山形県町村議会議長会定期総会の件について、私よりご報告いたします。

定期総会につきましては、2月16日に予定されていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い書面協議に変更になったところであります。

書面協議により承認された内容について、概要を報告させていただきます。

令和3年度の会務報告並びに令和4年度の事業計画と収支予算について承認されたほか、「地方創生のさらなる推進」や「町村議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備」など、昨今の地方自治体と地方議会を取り巻く諸課題11項目の決議が承認されました。

また、「新型コロナウイルス感染症対策に関する特別決議」も承認され、今後、国に対して要請を行っていくことが決定されたところであります。

以上が、山形県町村議会議長会定期総会の報告となります。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、行政報告です。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

行政報告として2件、報告させていただきます。

初めに、山形連携中枢都市圏ビジョンの変更について、ご報告させていただきます。

山形連携中枢都市圏ビジョンとは、村山地域の7市7町で構成される山形連携中枢都市圏において将来にわたり一定の圏域人口を有し、生活の質の向上や経済の維持発展を図るため圏域内の各市町が連携する取組の方向性と内容を定めたものであります。ビジョンでは、圏域の中長期的な将来像や成果指標、連携協約に基づく具体的取組などを示してございます。なお、ビジョンの取組期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としております。

このたびの変更はさきの山形連携中枢都市圏推進会議で承認され、圏域で行う令和4年度から新規の連携事業の追加などを行ったものでございます。

資料1のほうをご覧ください。

初めに、50ページをお開きいただきたいと思っております。

令和4年度からの新規連携事業として、備蓄物資等の情報共有事業、これを追加しております。この事業では圏域内の各市町が備蓄している融通可能な物資の情報を共有し、災害発生時には迅速かつ簡便に当該市町で融通することを目指すものでございます。本事業には本町を含め7市7町全ての自治体が参加する意向となっております。

次に、24ページをお開きください。

成果目標、KPIの数値であります。圏域の観光客数に誤りがあったため修正しております。修正前は、平成30年の数値が2,615万1,866人とされていましたが、正しくは2,198万1,266人だったものであります。この修正に合わせて、令和6年の目標数値を2,800万人から2,400万人に修正しております。

その他の変更及び修正点といたしましては、25ページから64ページまでにかけて掲載しております。

40の連携事業について網かけで表記しておりますが、主に具体的取組の内容に関する実施スケジュール及び事業費見込みの項目について、今年度の実績と来年度の方向性などを反映したものでございます。連携事業の取組が町民の福祉向上につながるよう努めるとともに、引き続き連携事業の内容などについて協議を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

続いて、新型コロナウイルスワクチンの追加接種についてご報告申し上げます。

大江町における追加接種の進捗状況につきましては、2月27日現在で3回目の接種を終了

した65歳以上の高齢者は1,993人、接種率で65.2%、18歳以上の対象者全体では2,339人、接種率で34.9%となっております。

18歳以上の対象者全員には既に接種券を送付し、送付を完了しており、現在、保健センターにおいて順次接種を受けていただいておりますが、現時点での計画では65歳以上の高齢者については3月9日までに、65歳未満の方については4月の中旬までには追加接種をおおむね完了したいと考えているところです。

今後は、追加接種を加速しながら、並行して新たに12歳に到達する小学校6年生の接種を実施するとともに、3月下旬より5歳から11歳までの児童を対象に1回目のワクチン接種も開始したいと考えております。

なお、町民以外の方に対してもワクチンを無駄にしないとの考えから、キャンセル枠を有効活用しながら、併せて国、県からの要請を受けて、保育士や教員などのいわゆるエッセンシャルワーカーの方々の優先接種も進めておりますのでご理解いただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症については、いまだに終息の兆しが見えない中で我慢の日々が続いておりますが、本町といたしましては、今後もワクチンの追加接種を推進するとともに、検査費用に対する助成の継続を図りながら町民の皆様への不安を解消していきたいと考えておりますので、引き続き、町民の皆様からのご協力と議員の皆様からのご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、行政報告でございます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告を終わります。

○議長（菊地勝秀君） 議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

◎令和4年度町政運営に関する所信と主要施策の概要について

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、令和4年度町政運営に関する所信と主要施策の概要についてであります。

それでは、町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 令和4年第1回大江町議会定例会の開会に当たりまして、日頃より大江町のためにご尽力いただいております議員各位をはじめ、町民の皆様に心より感謝を申し上げます。

また、令和4年度の当初予算をはじめ、各議案の審議をいただくに当たり、今後のまちづくりに取り組む所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症拡大によるマスク生活が始まってから、早いもので2年が過ぎました。いまだ終息の兆しが見えない中で、3年目の春を迎えようとしています。これまで町民の方お一人お一人の感染防止対策へのご理解とご協力があったからこそ、町内での感染拡大には至らなかったものと感じております。

この間、私たちは多くの制限の中での生活を強いられ、経済活動の停滞や町内における様々な活動も中止や延期を余儀なくされてきました。感染防止の切り札と言われるワクチン接種については、町内での2回目の接種を順調に進めることができ、現在、3回目の接種を鋭意進めております。

こうした今の時期を乗り越えれば、必ずその先に希望の光がある、こうしたことを信じて前に進んでいかなければなりません。町民の方々と一緒になって光り輝く未来を切り開いていくことこそ行政の大きな役割であると考えております。

今の大江町の最大の課題は、人口減少に歯止めをかけ、人口確保をどう図っていくかに尽きるかと思えます。つまり、転出者を少しでも抑え、転入者をいかに増やしていけるか、そのためにあらゆる視点から検討し、施策を講じていかなければなりません。

1つ目は、ふるさと大江町に心を寄せてくださる方々の定住支援です。2つ目に、村山地域を中心とする県内からの移住者確保のための対策、そして、3つ目として、首都圏を中心とする都市部からの移住推進です。これまでの住宅団地分譲、町営住宅整備、新規就農者用

住宅などの住宅支援に加え、新たな施策の展開を図り、特に若い世代の移住・定住支援をさらに強化していきます。

これまで県外から多くの方がこの町に移り住んでいただいております。全国の数ある自治体の中から大江町を選び、生活を営むことへの決断は大変なことであり、そこには生き方や物事に対する価値観や個々の事情があると思います。コロナ禍を契機に既成の価値観から別の観点からの価値観に変化している、この流れを好機と捉え、気持ちに寄り添った移住者支援に取り組んでいきます。

地域、区として存在すること、大江町という自治体として存在することは、そこに住む人がいてこそ成り立ち、そして、コミュニティが形成されています。大江町における少子・高齢化の現状は、将来のまちづくりを考える上で大きな懸念材料となっています。

例えば、それぞれの地域、区単位で考えればより分かりやすいのではないのでしょうか。高齢化率や出生者数から見て、20年後、30年後には地域の世帯や人数がどうなっていくのかは一定の推測が立ちます。このまま自然体で時が過ぎてしまえば、残念ながら人の増加は期待できず、地域の存在そのものがあやぶまれます。

これを町全体の姿に置き換えて考えたときに、ここ数年、生まれてくる子どもの数が30人に満たない状況となっていることは中期的な課題として町の将来を担う若者の減少につながります。このため、子どもを産み、育てやすい環境の整備と思い切った支援を子育ての段階に応じたソフト的な応援と経済的な支援とを組み合わせる進めていきます。

また、目の前に迫った課題として、保育の在り方や小中学校教育の在り方を今後どうしていくべきか、早期に検討していかなければなりません。

大江町の魅力や町のイメージは何かと考えたとき、自然が豊か、農産物がおいしいなどの答えが多くを占めているように感じます。このような表現はこの町だけに限ったものではなく、プラスアルファの効果が得られるよう情報発信をしていかなければなりません。ここにしかないもの、この町にしかないもの、ないことをもっとアピールしていくことが町としてのイメージづくりにつながるのではないのでしょうか。

大江町という存在に気づいてもらうこと、町の魅力に興味を持ってもらうこと、住んでみたいと感じること、そして、住んでよかったと思ってもらえることなどイメージ戦略が今求められています。

大江町ならではの施策が次々あったとしても、伝えることができなければ町のイメージアップにつながらない。特に現代社会においては、これまでのパンフレットなどの紙媒体に加

えてデジタルデバイスを活用し、SNSなどを介した情報発信にさらに力を入れていく必要があります。何かを期待させる、何か楽しそうな、何か新しさを感じる、そうした町のイメージを強く伝えられるよう全国に向けた情報発信を強化していきます。

ここに暮らす人の様々な出来事はそこに住む人々が積み重ね、築き上げてきた営みの足跡であり、時代が過ぎ、振り返ったときには歴史という言葉で語られています。この町の歴史は63年前の大江町誕生以前から刻み続けられており、今を生きる私たちは諸先輩方が築き上げてきたものを後世につないでいく責務があります。

1世紀という長い間町民に親しまれ、大江町の象徴と言っても過言ではない左沢線左沢駅と灯ろう流し花火大会が今年同時に100周年を迎えることとなります。先人がなし得た2つの歴史的偉業に感謝と敬意を持って新たな歴史を積み重ねていかなければなりません。コロナ禍で大変な状況ではありますが、趣向を凝らした記念行事を開催し、区切りの100年を祝いながらこれからの100年を展望できるものにしていきたいと考えています。

これからのまちづくりを考える上では、ポストコロナを視野に入れて進めていかなければなりません。新型コロナウイルス感染症拡大により観光客をはじめ人の動きが停滞している状況から、疲弊した人の心を勇気、元気づけ、再びにぎわいを取り戻す対策が必要です。

そのため、道の駅再整備や健康温泉館改修など柏陵エリアの整備を進め、地域全体の魅力を高めていきます。また、コロナ禍で停滞している地域経済の活性化に向け、町内商工業者の支援を国、県の対応策とも連携し、タイミングを計りながら実施していきます。

大江町には先人が守り、育ててきた豊かな自然、山菜や果物など季節ごとの多様な恵み、地域ごとに受け継がれてきた伝統文化、最上川舟運がもたらした文化的景観、人と人との温かいつながりや支え合い、そして、この土地でたくましく生きてきた人々の知恵など、ほかに誇れるかけがえのない宝が数多くあります。

私たちはこれらの宝に囲まれた生活にちょうどいいという居心地のよさを感じて日々過ごしています。私たちの宝を守り、磨くことでこの町に暮らす人が誇りを持ち、愛着を深め、魅力ある町として感じてもらえるように日々の暮らしからちょうどいい幸せを感じられるまちづくりを進めてまいります。

それでは、令和4年度の主要施策について申し上げます。

初めに、まちづくり関係についてであります。

第10次大江町総合計画と短期行動計画が策定3年目に入ります。事業の進捗状況を踏まえ、課題を明らかにしながら町民それぞれの夢をより多く実現できるようまちづくりを推進して

まいります。

人口減少対策として、移住・定住施策を大きな柱と位置づけ、大江町出身の若者が戻ってくることを、外から人を呼び込むこと、町外への流出を抑制するために多方面から施策を展開してまいります。

新たな取組として、子育て世代の移住世帯の経済的負担軽減のため、転校の際の諸費用に関する補助制度を新設するとともに、町独自の支援制度や恵まれた子育て環境の周知を図るためPR戦略を拡充してまいります。

令和3年度に開始した町の公式SNSは若い世代の利用者が多く登録者が増えていますが、動画を掲載するなど内容をさらに充実させるほか、対象者を絞れるフリーペーパーを活用し、子育て世代へ情報発信に努めてまいります。

婚活支援に関しましては、首都圏などの女性と町内の男性をターゲットにした町内での婚活イベントを開催し、移住と婚活への支援をさらに加速させるとともに、国の補助事業である結婚新生活支援事業に関しては、町単独事業により支援枠を拡充して結婚を後押ししてまいります。

空き家対策として、不動産事業者との連携による利活用を引き続き促進するため、空き家バンクに関連する補助メニューを見直し、登録物件の増加と利用促進を図ります。あわせて、中古住宅利活用に向けた新たな取組に着手いたします。

地域おこし協力隊については、若者の移住・定住促進を図るため、学生の地域社会への参加を促すことが重要であることから、その活動に対する支援を行う人材を配置してまいります。さらに、将来の地域おこし協力隊希望者を育てていくため、「おためし地域おこし協力隊事業」を新たに実施します。

重要な公共交通機関の役割を担ってきたJR左沢線が令和4年4月23日に全線開通100周年を迎えます。利用客の減少が続く状況ではありますが、町民の心のよりどころでもある左沢駅を有人駅として存続すべく、令和3年11月から運営を町が引き継ぎ、産業振興公社に委託しているところです。なお、JR東日本、町民の皆様とも協力しながら様々な記念行事を予定しており、引き続き利用者拡大に向けての取組を沿線自治体と連携しながら進めてまいります。

また、広く町民の足として浸透している町営バスと乗り合いタクシーについては、さらなる利用拡大に向けてPRに努め、ダイヤ改正やエリア拡大の検討など利便性の向上を図ってまいります。

道の駅おおえについては、大江町の活性化拠点施設として再整備を図ることとしており、これまで基本構想、計画の策定と基本設計を進めてきました。令和4年度は、実施設計や用地買収などに着手し、柏陵エリア全体の整備構想実現に向けて具体的に動き出す年度となります。

ふるさとまちづくり寄附については、登録事業者を増やし、魅力ある返礼品を充実させてきた結果、ここ数年寄附額が順調に増えており、令和4年度は前年より1億円上乗せして歳入予算を計上しました。さらなる増額のため、引き続き登録事業者と協力し、質・量共々返礼品の充実に努め、町特産品の販路拡大と販売促進に結びつけ、地域経済の活性化につなげるよう取り組んでまいります。

なお、村山地域7市7町による山形連携中枢都市圏の取組は3年目を迎えます。参画している連携事業について、ワーキンググループ等での協議を踏まえ、改善を加えながら住民サービス、住民福祉の向上につながるよう努めてまいります。

令和3年度からSNSで情報発信を始めていますが、行政のデジタル化も乗り遅れることなく進めていかなければなりません。今年度は、住基等の基幹システム更新を機に、電子決裁導入に向け検討を始めるほか、議会用タブレットを導入し、効率的な議事進行と省力化、ペーパーレス化を図ります。

また、住民票等をコンビニで取得可能にするシステムを導入し、マイナンバーカード取得者の利便性向上とさらなる取得促進を図っていきます。

子育ての分野でも、新たに母子手帳アプリを導入し、子育てに関する情報発信や乳幼児健診等のスケジュール管理を行いながら子育て世代の不安解消、育児負担の軽減を図ります。

なお、コロナ禍を機に、民間の一部業種ではテレワークが既に定着しております。官公庁ではなじまない部分はあるものの、災害やクラスター発生などの有事に備える必要もあり、試行期間中の検証結果を踏まえ、本格導入に向け課題を整理することとしています。

次に、農業の振興について申し上げます。

本町はリンゴ、ラ・フランス、桃など高品質で多種多様な果樹の生産地であり、市場からも高い評価を受けています。中でも順調に生産量が伸びているスモモはこれまでの地道な取組が実を結び、安定した高値で取引されていることから、引き続き大江町産スモモのブランド確立に努めてまいります。

同様に、ブランド化を進めている大江町産やまがた地鶏については、飼養羽数を増やし、食鳥処理施設の利用拡大に努めるとともに、販路拡大に向けたプロモーションを推進してま

います。

稲作農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地を防ぐため、鋭意農地集積を進めていますが、年々担い手の負担が大きくなっています。農業法人や一定規模以上の担い手に対し新規事業の稲作経営持続化支援事業により大型機械導入や施設整備などを支援するとともに、ふるさと納税の返礼品として好評な大江町産つや姫と同様、はえぬきのオリジナルパッケージを作製し、稲作農家の所得向上につなげてまいります。

親元就農を含めた新規就農者の確保は本町農業の持続化と振興を図る上で大きな役割を果たしています。その候補者となる研修生の受入れも年々増えていることから、老朽化した研修施設、旧寄宿舎の改修を行うとともに、新たな新規就農者用住宅の建設に向けて候補地を選定するなど住環境の整備を進め、OSINの会や農業関係機関と連携した営農支援、生活支援を継続してまいります。

一方、頻発、激甚化する自然災害やコロナ禍による農産物の価格低下など農業経営におけるリスクが増大し、セーフティネットの重要性が高まっています。新たに収入減少を補填するための保険加入を促進・支援する制度を設け、農業経営の安定化を図ってまいります。

また、熊やイノシシによる農作物被害も増加していることから、有害鳥獣対策に有効な電気柵設置の支援を拡大し、被害軽減に努めてまいります。

美しい農村環境を保全していくため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を引き続き効果的に活用するとともに、農地利用状況調査を行い、農地中間管理事業を積極的に活用した農地の集約・集積を進め、耕作放棄地の発生防止を図ってまいります。

また、地震や集中豪雨などによる被害を防止するため、県営農村地域防災減災事業により、大江中部地区と大江三郷地区のため池や用水路の整備・改修を関係機関と連携して進めてまいります。

林業については、外国産材から県産材への切替え、公共建築物等木材利用促進法の改正及びSDGsの目標達成に向けた機運の高まりにより、公共建築物のみならず民間建築物での木材利用や木質バイオマスエネルギーへの転換が見られるなど木材の需要が高まっています。大江町美しい森林づくり協議会や関係自治体、林業関係組織等で構成する西山杉利活用推進コンソーシアムと連携しながら高品質な町産西山杉の生産・販売の拡大と森林資源の利活用による林業と関連産業の振興に努めてまいります。

また、木材搬出の効率化を図るため、県代行の森林管理道開設工事として林道沢口道海線の整備を継続するほか、森林環境保全整備事業により林道小鉾線ののり面保護工事を実施し

てまいります。

次に、商工労働について申し上げます。

町内産業の一部で景気回復の兆しが見られるものの、長引くコロナ禍の影響でいまだに経済活動が停滞していることから、国の政策や経済動向を重視しつつ、町内産業の活性化と雇用対策を商工会などの関係機関と連携して進めてまいります。

町内企業においては、求人募集に対して応募が少ない状況となっており、少子・高齢化や町外への就職、進学希望者の増加により若者の雇用確保が難しい状況です。新規学卒者の町内就労促進、雇用の安定化、そして、定住化に資する支援を引き続き実施してまいります。

工業に関しては、産業立地促進資金貸付金や企業立地促進条例による支援を継続し、雇用機会の拡大と企業の育成を図ってまいります。

商業に関しては、起業や第二創業、若者による起業、新商品開発などへの補助継続や資格・技能取得などを支援するほか、Uターン・Iターン者による商工業活性化を図るため、事業所における後継者育成や事業継承を支援してまいります。

なお、ここ数年継続してきたプレミアムつき商品券事業は町民の皆様から大変好評をいただいております。コロナ禍の影響による家計支援と町内商店などでも販売促進が同時に図られることから、プレミアム率を50%とし、タイムリーな時期に実施するべく準備を進めてまいります。

特産品の販路拡大に向けては、町外で開催される商談会などへの参加を促すための支援や既存の大江ブランド認定商品の認知度向上のための支援、また、リニューアル予定の道の駅おおえ再整備計画に合わせ、新たな特産品の開発に向けた支援事業を実施してまいります。

観光の支援について申し上げます。

令和3年度もコロナ禍の影響を受け、主要イベントが軒並み中止や規模縮小となりましたが、県のイベント開催に関する基本方針に基づき、町観光物産協会など関係団体と連携して誘客の拡大を図りながら、人と物の交流を促進していきます。

今年100周年を迎える水郷大江夏まつり灯ろう流し花火大会は県内最古の花火大会で町を象徴するイベントとして定着しています。先人たちが築き上げてきた歴史ある大会を今後150年、200年と継承していけるよう、記憶にも記録にも残るような趣向を凝らしたイベントを計画し、記念大会にふさわしいものにしていきます。

近年、観光に対するニーズは多岐にわたっており、広域的な観光の取組が必要不可欠になっています。西村山1市4町などとの連携により広域観光を推進するとともに旅行会社との

連携によるツアー招致を進めてまいります。

また、町の観光誘客の拠点施設である健康温泉館石風呂の全面リニューアルを予定しており、コロナ禍で落ち込んだ利用客回復の起爆剤となることを期待しております。ほかにはない温泉の泉質の良さをアピールし、リピーターがさらに増えるよう産業振興公社と一体となって利用拡大を図ってまいります。

次に、道路交通網の整備について申し上げます。

主要地方道大江西川線は本町の道路交通網の要であることから、貫見、沢口間の改良工事と月布橋架け替え工事の早期完成に向けて、大江・西川両町道路整備促進期成同盟会などを通じて要望活動を継続していきます。

また、改良工事を行う町道藤田堂屋敷線については、用地確保の見通しがついたことから令和4年度から工事に着手し、令和7年度の完成を目指します。

町が管理する町道は、町民生活に密着する最も身近な道路であることから、維持管理に万全を期すとともに、歩道用ロータリー除雪車の購入などにより除排雪作業の効率化とさらなる充実、強化に努めてまいります。

また、橋梁の老朽化により生活道が通行不能とならないよう点検作業と橋梁長寿命化修繕計画に基づく適正な修繕を行っていきます。

次に、都市・住宅施策についてであります。

急激な人口減少が進む中で、町中心部の活性化を図るため、公共施設や医療福祉・商業施設、公共交通などの都市機能のほか、防災リスクの低い区域への居住誘導など将来を見据えた都市計画が求められています。このため、現状分析と将来推計に基づいた立地適正化計画を令和4年度中に作成し、具体的な取組につなげていきます。

都市公園については、道の駅再整備に合わせて柏陵エリアでの整備を予定している柏陵荘敷地の利活用に向け設計に着手をします。

現在、分譲中のおおぞら団地については残り7区画となっており、早期完売に向けたPR活動を強化するとともに、新たな住宅団地の造成に向け検討を進め、定住促進につなげてまいります。

また、住環境整備事業として、住宅建築奨励事業、西山杉材利用促進事業、雪から家をまもる事業、空家除去支援事業、危険ブロック塀等撤去事業を継続し、住みよい住環境の形成につなげてまいります。なお、住宅建築奨励事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、建築着工件数が減っている現状にあることから、補助限度額を引き上げて支援

の充実を図っていきます。

治水対策について申し上げます。

令和2年7月豪雨により被災した百目木地区と鹿子沢地区での治水対策は、国土交通省及び山形県と連携して取組を進めていきます。

百目木地区の緊急治水対策プロジェクトは令和10年度の堤防完成を目指すものですが、地元の堤防整備推進委員会との連携を密にし、地域住民の生命、財産を守ること、そして、重要文化的景観からの視点、この両面を考慮した堤防案を選定できるよう慎重に協議を重ねていきます。また、堤防整備のため、移転を余儀なくされる方々の意向を確認し、町内に移転ができるよう近接する場所への移転先の調整など住民に寄り添った丁寧な対応に努めてまいります。

鹿子沢地区については、県で月布川と市野沢川の合流点付近の治水対策を行うこととしており、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を活用し、令和8年度中の完成を目指しています。

続いて、生活排水処理対策についてであります。

公共下水道事業及び農業集落排水事業の公共ますへの接続率は近年横ばいとなっており、将来的な人口減少により一層厳しい運営になるものと予測されます。今後とも経営適正化のための接続戸数と接続率を高めるとともに、令和6年度からの地方公営企業法に基づく企業会計の移行に向けた作業を進め、適正な運営に努めてまいります。

合併処理浄化槽設置事業については、公共水域の水質保全と公衆衛生面での視点から、くみ取りや単独浄化槽からの転換に対する支援を継続するとともに、老朽化に伴い修繕が必要になった場合の補助制度を新たに設けることにしております。

水道事業については、給水人口の減少や施設の老朽化など取り巻く環境が年々厳しくなっており、県及び関係市町村で構成する村山圏域水道事業広域連携検討会において、広域連携による水道事業の経営基盤の強化を様々な角度から検討しています。

令和4年度は月布橋架け替えに伴う配水管布設替え工事のほか、下モ原地内の老朽管更新工事、上水道監視装置などの更新などを計画的に実施し、引き続き経営健全化を図ってまいります。

次に、福祉・子育て・健康・医療について申し上げます。

本町の高齢化率は、令和3年4月時点で39.3%と年々高くなる傾向にあり、高齢者の福祉施策は重要な行政課題となっています。

そのため、独り暮らし高齢者を重点に民生児童委員による日頃からの見守り活動に加えて、高齢者世帯等訪問や緊急通報体制整備事業などにより見守り体制を強化しています。また、雪下ろし等費用支給事業などの支援体制の充実、老人クラブ活動への支援を通じて高齢者の生きがいに努めてまいります。今後とも高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、高齢者を地域全体で支えるシステムづくりを関係機関と連携して進めていきます。

また、障害の有無にかかわらず誰もが誇りと生きがいを持ち、共に生活できる社会を築き上げていくことが重要です。このため、昨年度策定した第4期障害者計画に基づき、障害福祉サービス事業などの地域生活支援事業を継続しながら障害者を理解し、互いに尊重し合える社会づくりに取り組んでまいります。

介護保険事業については、団塊の世代が75歳に到達する令和7年に向けて、現行の第9期老人福祉計画、第8期介護保険事業計画に基づき今後とも各種サービスの提供と健全な事業運営に努めていきます。

また、高齢者が要介護状態にならないように運動教室などの一般介護予防事業を継続し、認知症対策を重点課題として初期集中支援事業や認知症サポーター養成講座などを展開してまいります。

子育て支援については、近年の出生者数の急激な減少を考慮すれば、本町における喫緊の課題、重要課題と位置づけています。各保育施設の運営を支援し、低年齢児保育や延長保育、病児・病後児保育など多様なニーズに対応するとともに、子育て応援訪問事業を継続しながら子育て支援センターばれっとの機能強化を図っていきます。

なお、少子化の現状を踏まえ、これからの本町の幼児教育・保育の在り方について検討する委員会を設置し、議論を始めることといたします。また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、3歳児から5歳児の保育料無償化、給食費無償化と併せて、保育料等段階的負担軽減事業を継続しながらいきいき子育て支援事業を拡充し、第3子以降に加えてゼロ歳から2歳児の第2子が同時入所の場合も保育料を全額助成することといたします。

加えて、高校生の未来を支援する観点から、新たに高校生応援給付金を創設いたします。

子育てに優しい環境づくりを実践するため、庁舎1階の事務室を整理し、キッズスペースを設けることとします。生まれてから小学校就学前までは保育所入所申込みなどで役場に来られる機会が多くあることから、乳幼児を持つ親からの要望に応え、落ち着いて手続きができる環境を整えるものです。

全国的な問題となっている児童虐待については、早期発見・早期対応が重要であり、新た

に家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員を配置いたします。これにより、母子保健部門と家庭福祉部門の連携を強化し、児童虐待防止に向けて切れ目のない支援体制を整備してまいります。

健康づくりについては、乳幼児期から高齢期までの各世代に合わせた各種事業の実施に加え、食生活改善推進協議会の活動支援を通して栄養バランスのとれた健全な食生活への改善を図り、運動習慣の改善と併せて健康寿命の延伸を目指してまいります。

また、町内医療機関に対しては、身近なかかりつけ医としてさらなる地域医療の充実をお願いしながら高齢者世帯の経済的負担を軽減するため、高齢者等通院支援給付事業を継続します。

母子保健については、妊婦健診、妊婦歯科検診及び乳幼児の健康診査を実施しながら子育て世代包括支援センターを拠点に妊娠期から子育て期に至るまでの様々なニーズに対する総合的な相談支援を行います。また、3歳児健診時に見過ごされることが多い片眼性弱視の発見率を高めるために屈折視覚検査器を導入いたします。

新型コロナウイルス感染症との闘いは3年目を迎えます。町民の皆様の健康を守り、地域経済の回復を図るため引き続きワクチンの3回目接種を加速するとともに、感染への不安を早期に払拭するため、新型コロナウイルス検査費用の無償化を継続します。同時に、できるだけ早く収束に向かうよう、県における対策と歩調を合わせて感染症予防の広報活動と対策を徹底してまいります。

各種健康診査については、疾病の早期発見、早期治療のため、特にがん検診の受診率向上を図りながら、若年層健診の対象者を16歳以上に拡大します。また、東日本重粒子センターの本格稼働に伴い、県と連携しながら重粒子線照射治療に対する助成を新たに創設いたします。

あわせて、健康相談、生活習慣病予防教室などによる健康教育の推進に加えて、温泉の効果を利用した町民の健康増進を目的とするさわやか健康づくり推進事業を継続してまいります。

福祉医療については、医療費の自己負担分を扶助する制度を活用し、重度心身障害児(者)、ひとり親家庭等の医療費の自己負担分をこれまでと同様に県と町が2分の1ずつ扶助します。

また、子育て医療支援は、令和元年度から高校3年生の18歳までに拡大しており、引き続き実施してまいります。

国民健康保険については、今後の大幅な税率引上げにならないよう、県に納める納付金の算定方法などを注視しながら、原資となる国保税の収入確保に努めるとともに、医療費削減のため、健康増進、生活習慣病予防等に関する啓発や各種保健事業を展開してまいります。

75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療は、被保険者の方が安心して医療を受けられるよう広域連合と連携した業務を行ってまいります。

次に、教育関係の施策について申し上げます。

現在、大江町教育プラン、第3次大江町教育振興計画に基づき、様々な教育施策を推進しています。自己実現と共生を目指す心豊かなひとづくりを理念とし、幼少期から高齢期まで学校教育や社会教育だけでなく、歴史、文化、スポーツ、健康づくりなどの様々な分野でそれぞれの年代の町民が共に学び、共に生きることを目指してまいります。

学校教育の振興では、この理念を基に、学力向上と豊かな人間形成を基本に据え、変化の激しい時代を生き抜くために、自ら考え、多様な人々と協働し、新たな価値観を創造するための資質、能力を培っていくとともに、いじめ、不登校のない地域に開かれた学校を目指し、教育活動をさらに充実してまいります。

学習指導に関しては、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、授業改善をさらに進めてまいります。1人一台端末等のICT機器やICT支援員を有効に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、時代と社会に適応できる資質・能力を育成してまいります。

また、外国語教育の充実のため、小学校低学年の楽しみながら英語を学ぶ活動、小学校6年生のGTEC4技能検定、中学校1年のブリティッシュヒルズオンラインレッスン、中学校2年ではブリティッシュヒルズ現地での体験型英語学習、中学3年の英検チャレンジ、これを継続してまいります。

さらに、令和3年度からスタートしたコミュニティ・スクール、学校運営協議会のさらなる充実、学校図書支援員による本に親しむ活動及び学校図書の環境整備を推進してまいります。

学校給食については、給食費の単価を小中学校ともに引き上げて食と栄養の充実を図るとともに、中学生の給食費負担は引き続き求めず、小学校についても従前の6年生のみ無償化から全ての学年の給食費を半額負担へと助成枠を拡充いたします。

スクールバスについては、新たに1台を導入し、左沢小学校区のバス利用区域の変更と充実に努めるとともに、運行計画の見直しを進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

中央公民館を生涯学習の基軸として、おおえ町民大学（ぷくらすカレッジ）を中心に様々な講座や体験活動を開催しており、学童期から高齢期まで幅広い年代の多くの町民から参加いただき、交流や学びが深められています。

コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式が求められる中、オンラインを活用するなど工夫をしながら時代に合わせた講座を開設し、参加しやすい充実した学習機会の提供に努めてまいります。

また、幼少時より本に親しむ機会を増やすため、今年度から小学1年生へ絵本とバッグをプレゼントする事業を実施します。小学1年生に自分の興味のある本をプレゼントすることで本を読むことの楽しさを知ってもらい、町立図書館へも足を運んでもらえるよう取り組んでまいります。

学校外における青少年教育に関しては、放課後子ども教室のほか、様々な体験活動や人と触れ合う事業を実施し、多様な個性を発揮する多くの大人と関わることで子どもたちの豊かな情操を育ててまいります。

なお、令和4年4月から民法では成人年齢が二十歳から18歳に引き下げられますが、本町の成人式はこれまでと同様に二十歳の区切りで実施することとし、社会参画の意識を高める場として位置づけていく予定です。

次に、歴史文化関係とスポーツ振興について申し上げます。

史跡、左沢楯山城跡と重要文化的景観の周知を図るため、令和4年度からの3か年で史跡等の説明や表示、道順等を示すサイン、案内看板等の整備を順次進めていきます。令和6年度の道の駅リニューアルオープンをめどに整備することで、観光面での集客と交流人口の拡大にもつながるものと期待されます。

また、重要文化的景観の保全のため、重要な構成要素以外の建造物についても外観の修繕等を支援できるよう新たな補助制度に向けた検討を始めます。

スポーツ振興の面では、生涯スポーツを大江町体育協会など各種団体と連携して推進していきます。なお、今年度は、町民大運動会の開催年度でもありますが、地域の結束を高めるよい機会となるイベントでもあるため、コロナウイルス感染症対策を徹底し実施する方向で準備を進めていきます。

また、スポーツ少年団の競技力向上を目指し、指導者の資格取得に対して補助を行い、青少年スポーツ選手の育成・強化に努めます。

体育施設の整備・修繕については順次計画的に進めており、快適なスポーツ環境を確保し、効率的で質の高い施設運営を行ってまいります。

次に、危機管理対策について申し上げます。

令和2年7月豪雨をはじめ、地震、土砂崩れ、豪雪など毎年全国各地で甚大な被害が発生し、比較的災害が少ないとされてきた山形県や本町でも現実的な脅威として降りかかってくる時代となりました。

激甚化する災害に的確に対応していくため、地域防災計画を見直しており、関係機関と連携して防災・減災対策を進めていきます。

また、こうした公助だけではなく自助・共助の取組をいかにして住民一人一人に浸透させていくかが肝要です。コロナ禍で集うことが困難になっているものの、効果的な自主防災組織の取組を町内全域に広げられるよう誘導し、日頃からの災害への備えや防災意識の向上、より効果的な避難行動に役立てていきます。

また、防災行政無線は、今後とも火災予防、交通安全啓発などにも効果的に活用していくとともに、防災情報伝達多重化システムの構築を急ぎ、様々な情報を速やかに提供し、受け取る側がそれを選択できるよう利便性向上を図っていきます。

全国的な問題となっている消防団員の確保対策について、本町では問題点を探るため、全団員を対象としたアンケート調査を実施しています。それを踏まえて課題を整理し、改めべきところは改め、時代に合った若者から敬遠されない消防団活動はどうあるべきかを早急に取りまとめることにしています。同時に、処遇改善が求められている団員報酬については、近隣自治体の均衡を図る必要があり、令和5年度からの改定に向けて西村山1市4町で調整を進めていきます。

最後に、町の財政状況について申し上げます。

歳入のうち、町税については、コロナ禍の影響が懸念され減収が見込まれますが、不確定要素が多く見積もることが困難な状況です。うち町民税は納税義務者数が減っていることなどから減少傾向にある一方で、固定資産税は、令和3年度に限り実施されたコロナ禍の影響による中小事業者等への減免措置が終了するため増収を見込んでいます。町税全体では、平成初期以降、7から8億円程度で推移しており、今後とも同水準、もしくは微減で推移していくものと見込んでいます。

一方、歳入の大きなウエートを占める普通交付税は減少傾向が続いていましたが、令和2年度に増加に転じ、3年度には個別算定経費のうち地域振興費の拡充やデジタル社会推進費

の創設などがあり、税収が落ち込んだことも相まって、さらなる大幅増となりました。加えて、3年度限りの措置として臨時財政対策債の償還費などに充てる追加交付がありました。令和4年度の当初予算ではこの分を除き、今後の補正予算での留保財源も見越して計上しております。

なお、地方財政計画では若干プラスの伸びを示しておりますが、コロナ禍による景気低迷が続く状況下においては、所得税や法人税、酒税など地方交付税の原資となる国税収入の伸びは期待できず、今後の見通しとして楽観視できない状況には変わりありません。

主な財政資本については、ここ数年県内自治体の中でおおむね中上位を維持しており、今のところ財政運営上の大きな支障は生じていません。しかしながら、財政運営の弾力化を示す指標とされる経常収支比率は平成27年度の78.7%から令和2年度には87.7%と徐々に悪化しており、注意すべきラインとされる90%に近づいています。

この要因として、年々増え続ける物件費に加え、会計年度任用職員の雇用増、公債費が再度増加傾向にあることなどが影響しており、経常的な事務事業の見直しと施設管理経費などの節減が急務となっています。

なお、投資的事業費は、健康温泉館浴室リニューアル工事などもあり、4年度は前年比71.7%の大幅増となりました。今後とも道の駅再整備をはじめ大規模事業が予定されていることから、過疎債をはじめ交付税措置の手厚い優良債を活用し、将来的に過度な負担とならないよう平準化を図りつつ、積極的・計画的に投資的事業を進めていくことにしております。

一般会計での令和3年度の基金残高は、総額で23億8,711万円となる見込みで、新たな行政需要への対応と将来的な財源不足に備え、順調に残高を増やすことができます。特に、町有施設整備基金では、平成初期に整備が集中した公共施設の大規模修繕や建て替えの時期が今後一斉に到来することが予想されるため、さらなる充実に努めていく必要があります。

一方、3年度末の地方債残高は57億1,272万円で、前年度末より1億249万円減り、4年度末も現時点でさらに1億1,800万円減る見込みとなっております。

今後の財政運営の見通しとして、高齢者福祉や障害者福祉などの扶助費が増加傾向にある中で、公債費についても平成29年度を境に増加に転じており、令和3年度には6億円を超え、以降も増加傾向が続いていくことが予想されます。委託料や需用費などの物件費も増加傾向に歯止めがかからず、維持・修繕費などの費用も同様に増加していくことは想像に難しくありません。

また、特別会計の繰出金については、特に下水道事業会計における施設管理費分の増加が

見込まれています。近い将来の予算編成を想定したとき、一般財源が不足し、自由度が下がっていくことは間違いなく、引き続き徹底した歳入確保と歳出抑制が不可欠になります。中長期的な視点に立って、選択と集中により優先する事務事業を見極め、淘汰し、計画的で持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上、令和4年度の町政運営に関する所信と主要施策の概要について申し上げましたが、新たな行政課題に的確に対応し、目に見える成果をお示しできるよう、職員共々気持ちを新たにして取り組んでまいりますので、町政に対する町民の皆様、議員各位の特段のご理解を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 以上で、令和4年度町政運営に関する所信と主要施策の概要についてを終わります。

11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時25分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

令和元年7月1日から人権擁護委員でありました前田なぎさ氏は、令和4年6月30日で任

期満了となります。この間、前田なぎさ氏は、人権擁護委員としてその使命を自覚し、常に人権、人格、見識の向上に努め、特に、子どもたちに人を思いやる心の大切さを伝えたいと積極的に人権擁護の職務を遂行されていることから適任と認め、再度推薦いたしたく諮問するものであります。

また、任期につきましては、令和4年7月1日から3年間となります。

以上、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて令和4年4月8日まで法務大臣に推薦することとなっておりますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 諮問第1号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての採択は、起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（菊地勝秀君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

現在、委員を務めていただいております林俊一氏は、令和4年6月30日で任期満了となります。平成28年4月1日より2期6年間、人権相談員とともに人権思想の普及に努めていただきましたが、今限りで退任したいとの申出がありました。

このことから、後任の人権擁護委員候補者として、渡辺博氏が適任と認め諮問するものがあります。

渡辺博氏は、昭和30年5月17日生まれで小見区に在住しております。昭和49年より大江町職員として長らく勤務され、退職後も大江町農地利用最適化推進委員、大江町体育協会理事長として尽力されており、地域の方々からの信頼も厚く、また、地域の実情にも精通するとともに、人権擁護についても理解されている方であります。

なお、任期につきましては、令和4年7月1日から3年間となります。

以上、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて令和4年4月8日まで法務大臣に推薦することとなっておりますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 諮問第2号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての採択は、起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定いたしました。

1時まで休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大江町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第3号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第11号）に係る専決処分の承認を求める議案について、ご説明申し上げます。

除排雪に要する経費につきましては、さきの1月19日の臨時議会において、2月、3月分の降雪状況について長期予報に基づき平年並みと見込み追加補正をさせていただいたところであります。しかしながら、1月末から2月7日にかけて強い寒気が数回にわたり到来し、2月7日には左沢で110センチ、柳川では2メートル5センチの積雪を記録しております。

参考までに申し上げますが、今シーズンのこれまでの最高は、2月25日の左沢140センチ、柳川においては250センチとなっています。また、連続的に降り続く雪であったことから、早朝除雪に加え日中除雪を実施し、安全な交通の確保に努めたところであります。

以上のことから、今後も除排雪作業を支障なく実施するには既決の予算では再度不足する見込みとなったことから緊急に予算措置の必要があったため、去る令和4年2月18日付で専決処分させていただいたものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,000万円を追加し、補正後の予算総額を59億3,400万円としたものであります。詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第3号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第11号）の専

決処分承認を求め議案について、詳細をご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

3ページの下段をご覧ください。

8款土木費は、2,000万円の増額です。2項3目道路除雪費は、今後の道路除排雪作業に万全を期す必要があったことから除雪業務委託料1,750万円の追加とともに、連続的な降雪で出動回数が例年になく増えているため、会計年度任用職員である直営の除雪オペレーター報酬と除雪車の燃料費を合わせて追加したものです。

歳入については、不足する財源に充てるため普通交付税を追加いたしました。

以上が、令和3年度大江町一般会計補正予算の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） 議第3号の質疑を行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 今年度、豪雪ということで非常に担当職員、あるいは除排雪をされている業者に感謝を申し上げたいというところでありまして、2月18日に2,000万円を専決処分したということで、現在、今日は3月2日なわけですが、18日から3月まで町長が説明のとおり、2月25日現在ではかなりの積雪になったということですが、2月末現在でこの2,000万円を追加して、総額で1億5,100万円の予算、除排雪経費というふうになっていますが、これの残高は2月末でどのくらいになっているのか。

それから、2,000万円を普通交付税で財源として見ているわけですが、全国的に今年度の豪雪というふうなことで、多くの市町村が困窮を極めている中で、特別交付税の配分というか、国に対して要求しているというふうに思うんですが、昨年度の豪雪に係る特別交付税と今年度見込んでいると思われる特別交付税、豪雪のための特別交付税はどのくらい見込んでいるのか、2点についてお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 1点目について、ご説明させていただきます。

2月末日現在の残高、残額というようなことでございます。

除雪委託経費については、業者からの日報、報告書というような形で頂きまして、今、ちょうど取りまとめを始めるというようなところでございます。その中で、今、委託料としては、我々の、これはあくまで見込みでございますけれども、ほぼ予算の額に達しそうな勢いでおります。先週、かなり降ったというようなことで、委託料についてはほぼほぼ予算額というような内容でないかなというふうに思っております。今後とも精査させていただきます。

が、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 特別交付税であります。昨年度も豪雪でありましたので、通常、特別交付税は12月と3月の2回の交付なんです。昨年も1月中に5,200万円の前倒し交付がありました。ただ、それはあくまでも3月交付分の前倒し交付でありまして、その分で除雪費に係る純増というわけではありません。

今年も先般、国のほうに要望しまして、3月1日付で4,500万円の前倒し交付がありましたけれども、こちらにつきましても、3月交付分についてはその明細がないものですから、除雪に係る増であるかは分からないというような状況でありますけれども、昨年も結果的に特別交付税はかなり予想を超えて頂いておりますので、今年も今回の4,500万円が、純増か分かりませんが、それに近いような金額は手当てされているのではないかとこのように思っているところです。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ご苦労なさっていることは理解できますけれども、委託料について、今回の専決処分した2,000万円を加えて大体予算どおりになるのかなというふうなお答えでしたけれども、今後予想されるのは、農道、いわゆる樹園地の除排雪というふうになるわけですが、確認のために、その農道除排雪については直営の、町のほうでやると、業者の委託は伴わないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 農道除雪につきましては、今、鋭意作業に入っているという状況でございます。こちらについては、町のロータリー車、会計年度、町の直営のオペレーターさん、運転していただいて作業に当たっているという状況でございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番、菊地です。

この会計年度任用職員報酬、燃料費、委託料と、このように数字挙がっている中で、私も4時ぐらいから除雪をしている中で、様々動いてくるんですね、いろんな方々が除雪で。まず、会計年度任用職員というのは、いつからいつで、何時ぐらいまでのものであって、そのほかに、除雪を委託しているほかにアルバイトか何かで、そのあたりの、任用職員じゃなく

てそのほかにもいますよね、大江町のブルに乗っているというの、いないですか。

そのあたり、ちょっと、会計年度任用職員というのは12月のいつからだかになるわけですよ。今年のように雪が12月の末ぐらいから降り出して、降る前からこの方々はどのようなことをなさっているとか、あとは、何時から何時までのものとかというところをお聞かせできればと思います。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 町の会計年度任用職員につきましては、5名でございます。

雇用期間としては、12月15日から3月15日までの3か月間で、基本的には8時半から16時30分までの勤務となっておりますが、当然、雪が降れば早朝除雪に当たっていただくというようなことでの体制を取らせていただいております。

様々な除雪機械というような部分でのご質問もありましたが、町の直営の機械、それと業者のほうにお願いしているもの、あとは、県道、国道、そういったものがいろいろ複雑に絡み合っているというような状況でのそういう、ご覧いただいたというようなことになるのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

この12月15日から3月15日まで、明日明日だと思いうんですけれども、雪だけじゃなくて、雪が降ればね、その専門の職員なわけで、年度の、会計年度の、除雪作業ないときに何をなさっているんですか、この方々。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 今年度については、ほぼ12月15日から雪が降っていた、その頃は、ちょっと雪が降る、誘導標、どこまでが道路なのかと分かるような印をつけたり、あと、除雪の邪魔になる立木なんかの枝払いとか、そういったことに取り組んでいただきまして、降雪に備えたというような状況です。

それ以降、12月末からはほぼ毎日のように雪が降っているというようなことで、早朝は除雪、あとは、日中は排雪作業というようなことで取組を進めているところでございます。

〔「了解です」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大江町一般会計補正予算（第11号））、これを原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議第4号～議第28号の一括上程

○議長（菊地勝秀君） 日程第9、議第4号 西村山広域行政事務組合と大江町との事務委託に関する規約の一部変更についてから、日程第33、議第28号 令和4年度大江町水道事業会計予算までの25件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（菊地勝秀君） 提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第4号から議第28号までの規約の制定1件、規約の一部変更1件、条例の制定1件、条例の一部改正5件、指定管理者の指定1件、補正予算8件、新年度当初予算8件、合わせて25議案について一括して説明申し上げます。

議第4号 西村山広域行政事務組合と大江町との事務委託に関する規約の一部変更については、西村山広域行政事務組合における交通災害共済事業が近年の人口減少や民間保険の充実など社会情勢の変化を背景とした加入率の減少により事業廃止に至ったことから、本規約中の事業に関する部分を削除するものであります。

次に議第5号 大江町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権

限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定と、議第6号 大江町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定、及び議第7号 大江町特別職に属する者の給与に関する規約の一部を改正する条例の制定、この3つの議案につきましては、令和4年4月1日より行政不服審査会に係る事務を県に委託することに伴い、規約の制定や条例の一部を改正するものであります。

次に、議第8号 大江町条例で定める押印を求める手続きの見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、条例で定められている押印手続を廃止するもので、今後、条例以外の規程や規則で定められている押印手続の条文も改正することにより、可能なものについてはオンラインによる申請手続を進めるとともに、将来的な電子行政、いわゆるデジタル化の足がかりとすることを目的としているものであります。

議第9号 大江町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、去る2月21日に開催された全員協議会で概要をご報告しているところでありますが、近年、急激に進む少子・高齢化と人口減少は様々な面で町の将来に深刻な影響を及ぼすことが懸念されております。その対策として、子育て施策の充実と移住・定住の促進は町政運営の最重要課題に位置づけているところであります。

このうち、移住・定住に関しましては、政策推進課が担当しておりますが、ほかにも道の駅再整備をはじめとする大規模プロジェクトや、公共温泉施設等の今後の在り方、左沢駅と花火大会の100周年記念イベントなど重要課題を数多く抱えております。このことから、役場全体の業務バランス等も考慮した上で、政策推進課を政策推進課と地域振興課の2つの課に分割することとし、多様化する行政需要に着実かつスピーディーに対応するための組織体制に見直すものであります。

次に、議第10号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本条例は、職員の勤務時間及び休暇等を定めておりますが、国の人事院勧告を踏まえ、新たな不妊治療に係る特別休暇を追加するなど所要の改正が必要になったことから条例の一部を改正するものであります。

議第11号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国の人事院規則の改正と同様に、非常勤職員の取得要件を緩和するなど所要の改正が必要になったことから、条例の一部を改正するものであります。

議第12号 本郷東放課後児童クラブの指定管理者の指定については、引き続き本郷東放課後児童クラブの指定管理者として、社会福祉法人あゆみ会理事長、小関政一を指定するため

に地方自治法の規定により提案するものであります。

続きまして、議第13号から議第20号までは、各会計の補正予算に関する議案となります。

議第13号 一般会計補正予算（第12号）につきましては、国の経済対策に関連した土地改良事業や森林環境保全事業、小学校のスクールバス通学域を拡大するためのバス購入費をはじめ、新型コロナウイルスの影響で引き続き厳しい経営が続く温泉施設等を支援するための経営改善資金などを追加するほか、今後の公共施設の整備・改修等に備えるための町有施設整備基金への積立て、及び、高齢化による福祉サービスの需要に応えるための地域福祉振興基金への積立てなどを追加しております。

また、年度末に当たり、事務事業の執行状況等を精査した上で、不用額の減額や、各特別会計繰出金の調整などを行ったものであります。

歳入では、町税及び地方交付税などを追加するほか、国県支出金等につきましても、本年度の収入見込額を基に補正を行っております。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,600万円を追加し、補正後の予算総額を61億8,000万円とするものであります。

6ページの第2表、繰越明許費補正は、道路橋梁災害復旧事業をはじめ、広域多目的選果施設整備事業や道路改良事業など年度内の完了が困難であることから翌年度へ繰り越すものであります。

7ページの第3表、地方債補正は、事業費の執行状況等に基づき、限度額の変更を行うものであります。

議第14号 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、医療費の給付実績と今後の見込みによる保険給付費事業費の精査及び、令和3年度決算見込みによる基金積立金などを補正するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,361万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億8,905万4,000円とするものであります。

議第15号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、保険料の増額及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額などをするものであります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ20万円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億574万4,000円とするものであります。

議第16号 介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これまでの給付実績に基づき、保険給付費などを減額するほか、前年度繰越金の精算などにより基金積立金を追加するものであ

ります。この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,158万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を11億1,694万9,000円とするものであります。

議第17号 宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

あおぞら団地については、令和元年度秋に分譲を開始以降、令和2年度末までに11区画の分譲が完了しております。令和3年度は4区画の分譲を見込んでおりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大などによる経済活動の低迷や、木材価格の高騰による住宅建築費の増加などの影響を受け、2区画の分譲となりました。

このことから歳入歳出ともに分譲実績に合わせ補正するもので、この結果、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ1,026万3,000円の減額を行い、補正後の予算総額を1,082万8,000円とするものであります。

議第18号 公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、決算見込額を踏まえて精査したことにより、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ96万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を2億5,076万1,000円とするものであります。

また、第2表の繰越明許費については、処理場補修工事費を翌年度に繰り越すため設定をさせていただくものであります。

議第19号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、決算見込みを踏まえて精査したことにより、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ11万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,661万1,000円とするものであります。

議第20号 水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出について決算見込みを踏まえ精査したことにより、既定の予算総額からそれぞれ600万円を減額し、補正後の予算総額を2億4,259万2,000円とするものであります。

資本的収入につきましては、企業債の減額により既定の予算総額から630万円を減額して、補正後の予算総額を6,630万円とし、資本的支出については荻野志津橋水道管布設工事の施工方法の見直しにより既定の予算総額から308万円を減額し、補正後の予算総額を1億5,073万4,000円とするものであります。

続きまして、議第21号から議第28号までは、各会計の新年度当初予算に関する議案となります。

議第21号 令和4年度大江町一般会計予算は55億1,600万円で、前年度対比5億1,000万円、10.2%の増となりました。

歳入面では、町税や地方譲与税の増を見込むとともに、地方交付税についても国の地方財

政計画と単位費用などを精査し、前年度対比で5%増の23億3,000万円を見込んでおります。

歳出面では、喫緊の課題である少子化対策として、子育て支援と移住・定住の促進を大きな柱とし、各種の事業費用を組み合わせて計上しております。

新たな施策といたしましては、高校生に対する応援給付金を創設し、1年当たり5万円、3か年で15万円を支援いたします。また、ゼロ歳から2歳児の第2子の保育料については、同時入所の場合に無料となるよう助成を拡充するとともに、学校給食費については、これまでの中学生全学年の無償化に加え、小学生全学年に半額の支援をしております。

これら施策により、幼児期から高校生まで切れ目のない子育て支援が実施されるものと考えております。

また、妊婦さんへのきめ細やかな情報提供や支援を可能にするため、母子手帳アプリを新たに導入します。

さらに、移住・定住施策では、都市部の若い女性を町へ呼び込むため、婚活と田舎暮らしをミックスした婚活移住体験事業を開催するほか、子育て世帯の移住者の経済的負担を軽減するため、制服などの購入にかかる費用に対して助成いたします。

こうした施策に加えて、子育て世代の呼び込みや移住者の確保には今の時代に合った情報提供の在り方が求められていることから、SNSの活用を含めた町のプロモーションに全体的に力を入れてまいります。

一方、まちづくり施策の目玉として、皆様から大きな期待をお寄せいただいている道の駅再整備に向けては、令和3年度の基本設計を基にして、実施設計と用地の取得などに取り組むとともに、柏陵荘跡地を子育て世代が集える緑地として再整備するための測量設計に取り組んでまいります。

また、健康温泉館の石風呂を全面的に改築し、温泉客のさらなる確保につなげるとともに、道の駅再整備に向けたエリア全体の盛り上げを醸成していきたいと考えております。

令和4年度は左沢線の全線開通と夏まつり花火大会が同時に100周年を迎えることとなります。町民挙げてお祝いし、盛り上げていくため、既に様々な準備に着手しており、当初予算においても所要の経費を計上しているところであります。

新型コロナ対策といたしましては、今なお感染の終息を見通せない状況により、町内の経済が低迷していることと家計支援の両面からプレミアム付き商品券の発行事業費を計上しております。

7ページの第2表、債務負担行為は、債務が当該年度以降にも発生することから、その期

間及び限度額を設定しているものであります。

8 ページの第3表、地方債は、道路整備事業など15件の起債について限度額などを定めるものであります。

なお、いずれも交付税措置面で有利な過疎債及び臨時財政対策債などの借入れを予定しております。

次に、議第22号 国民健康保険特別会計予算は、保険給付費の伸びを見込み、前年度対比で7.9%増の8億6,820万円を計上しました。

次に、議第23号 後期高齢者医療特別会計予算は、町が行う保険料徴収に係る事務経費のほか、保険料や広域連合事務費負担金など広域連合への納付金を計上したもので、前年度対比で10.2%増の1億1,520万円とするものであります。

議第24号 介護保険特別会計予算は、令和3年度から令和5年度までの第8期大江町介護保険事業計画を基に、前年度の実績見込みを勘案し、保険給付費などを計上した結果、全体として前年度対比5.2%減の10億7,490万円とするものであります。

議第25号 宅地造成事業特別会計は、あおぞら団地3区画分の分譲を計画し、分譲促進に向けたPR等に係る広告料など前年度対比21.8%減の1,610万円を計上しております。

議第26号 公共下水道事業特別会計予算は、公営企業会計移行業務のほか、施設の維持管理に係る経費を計上したもので、前年度対比6.0%増の2億6,060万円とするものであります。

また、第2表、債務負担行為は、公営企業会計システム導入業務に係る債務が当年度以降にも発生することから、その期間及び限度額を設定したものであります。

第3表の地方債は、限度額を定めたものであります。

議第27号 農業集落排水事業特別会計予算は、公営企業会計移行に係る委託料や処理場の施設管理等に係る経費を計上したもので、前年度対比12.2%減の4,300万円とするものであります。

第2表の債務負担行為は、公営企業会計システム導入業務に係る債務が当年度以降にも発生することから、その期間及び限度を設定するものであります。

第8表の地方債は、限度額を定めたものであります。

議第28号 水道事業会計予算は、収益的収入及び支出として施設の維持管理経費、料金徴収等に係る経費を計上し、前年度対比で2.5%減の2億4,160万円としております。

資本的支出は、月布橋配水管布設替工事費などを計上し、前年度対比8.3%減の1億3,600万円とするものであります。

以上、25議案について一括してご説明申し上げましたが、詳細については担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 以上で、議第4号から議第28号まで計25件の提案理由の説明を終わります。

1時50分まで休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時50分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第34、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（菊地勝秀君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 10番、土田です。

学校給食費について、町長に伺います。

核家族化や社会現象の変化に伴い、生まれます赤ちゃんは少なくなり、少子・高齢化と言

われるようになりましたのは平成12年頃と記憶しております。

ここ数年、我が町も赤ちゃんは減少し、平成27年度41人、28年度45人、29年度39人、30年度32人、令和元年度23人、2年度29人、本年度の令和4年3月2日、今日現在で19人、年度末には20人くらいにとどまるものと予想されます。したがって、1クラスの数であり、危機的状況と言っても過言ではありません。

少子化の具体的な対策としまして、保護者の経済的負担軽減策として、学校給食費完全無償化に向けての段階的無償化、そのほかに、町外に進学する、就職する若者の地元回帰を促す施策、若者の転出を防ぐ施策、ふるさと納税の躍進による財源の捻出、出生祝い金、医療施設や保育施設の充実、学童保育の充実と支援、働く職場と雇用の確保、所得向上、3世代同居、早期結婚などが挙げられます。

町外に進学、就職する若者の地元回帰を促す施策については、コロナ禍によって重要視すべき大切な時期に入ったものと思っております。したがって、最も重要課題と捉えていただきたいと思います。ここに来て、ほかの市町村についても同様かと思われま

す。町外に進学、就職する若者の地元回帰を促す施策について、以前に一般質問し、町の施策として、若者に心が通うペーパー通信で訴えるべきと提案したところ、時代に沿ったデジタル通信がふさわしいとのことでした。

しかし、その後、定例議会の中で、思うようにうまく進んでいないような説明がありました。手間暇がかかりますけれども、めげずに頑張ってください。そうすることによって、徐々に効果が表れてくるものと信じております。

現在、導入されております出生祝い金については10万円の商品券、医療施設や保育施設の充実につきましては、町の身の丈に合った施設をそれなりに整備されていると思われま

す。実施すれば、すぐ効果が上がるものでもありませんけれども、提案申し上げました施策の費用対効果を考え、できるものから一つずつ実施していくしかないと思っております。

再度申し上げます。ここ5年間に生まれました赤ちゃんは、平成29年度39人、30年度32人、令和元年度23人、2年度は29人、3年度は3月2日現在、今日の朝で19人となっております。偶然やたまたまではないと思っております。来年度も新型株感染禍で厳しい状況と察しているところであります。

現実的、具体的に最も手っ取り早い策として学校給食完全無償化と思っております。現在、小学6年から中学3年まで無償化されておりますけれども、小学1年から5年は無償化されてお

した子育て、教育の環境づくりを目指す町と抱負を述べられております。現状を考えると、20代から40代の子育て世代については優遇すべき時代に入ったものと思っております。

したがって、早ければ早いほど効果があるのは間違いありません。町民の方々に令和元年に生まれました赤ちゃんは23人、2年度は29人、3年度は20人くらいかもしれないと言いますと驚くばかりであります。

したがって、緊急事態を真摯に受け止めていただき、学校給食費完全無償化に向け、段階的無償化し、令和9年度末には平成2年度末並みの40人を目指すべきと思っております。財源の捻出はふるさと納税の躍進を図って捻出していただきたい。

最後に、学校給食費完全無償化に向け、段階的無償化し、子育て世代の親御さんにとって希望を持てる施策を切に望むところであります。いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 土田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、先ほどの本日の施策の概要の説明や、令和4年度の当初予算の説明、この中でも給食費の部分について、考え方については申し上げてきております。

令和4年度の対応につきましては、結論だけ先に申し上げますが、中学生は全額町負担で無償化、そして、小学生は2分の1を町負担でというふうなことで段階的な措置としてという意味も含めて4年度は対応していきたいと考えているところであります。

これに至った経過、そして、考え方などを答弁としてお答えさせていただきたいと思えます。

本町における給食費の無償化の取組については、子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、子育て環境の整備を図ることを目的として、地方創生の期間に合わせて平成29年度からの3年間に限定して実施した、このところからのスタートでありました。

当時の給食費の無償化の考え方としては、進学のために教育費がかさむ小学校6年生、中学校3年生を対象に小学校分275万円、中学校分370万円、合計で645万円の事業費で実施させていただいたこととございます。

その後、平成30年度からは食の大切さを中学生に知ってもらうために稲作体験などを実施し、自分たちで作ったお米を自分たちの給食に提供する、こういった形、そして、無償化の事業を中学生学年全体を対象を広げて実施してきた、こういった経過がございます。

令和2年度の決算では、小学校で約270万円、中学校では約950万円の事業費となっております。

ます。その後、平成29年に予定していた3年間に限った無償化という期間は過ぎましたが、これ以降も保護者やご家庭の負担を少しでも軽減すべく実施を続け、今年度も引き続き小学6年生と中学生全員の給食費無償化に取り組んでいるところであります。

令和4年度以降の給食の在り方については、今後の教育の在り方とそれぞれのコロナ禍におけるご家庭の経済的な負担の状況や見通しを考慮しながら検討してまいったところです。その経過の中で、金額的な面のみを考えると、大江町の全ての小中学生の給食費無償化を行った場合は、毎年度3,000万円弱の予算を要し、現在よりも約1,600万円から1,700万円程度の追加予算が必要となるというような推計でございます。

また、一方、新型コロナウイルスの影響により、昨年度、全ての児童生徒一人一台のタブレットの対応を実施してきたことに加え、各学校に感染対策の備品などを購入し、今後もその更新費用などに多額の予算が必要になってくる、こういったことが見込まれます。これらの施策に対応するためには、たとえ、国の補助を充当したとしても相当額の財政負担を生じることが想像に難しくありません。したがって、今後は、これらのICT教育の充実を図り、また、感染対策をしっかりと続けつつ、一方では年々増加する保護者の教育費の負担軽減に努めていかなければならないと感じているところであります。

土田議員がおっしゃるように、少子化対策の中の一つの手段として給食費完全無償化が考えられること、また、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う世帯の収入が減少したご家庭などの対応策としても保護者の経済的負担軽減が重要であることは十分理解をしております。さらには社会の変化に伴い、家庭の状況も以前よりひとり親世帯や低収入の家庭なども少しずつ増えている状況にもあります。そのような中で、給食費を無償化していく方向は、保護者を支援すること、ひいては、子どもたちを守ることにもつながるものだというふうに捉えます。

教育施策の推進に当たっては、財源の確保という点や、緊急を要する事業の優先的な執行ということが必要であります。これらのことを総合的に勘案し、大江町では、現在小学校6年生と中学生全員を対象としている給食の無償化について、令和4年度より小学校の全ての学年において給食に係る費用の半分を補助すべく予算計上させていただいているところです。なお、中学生についてもこれまでどおり全学年の給食費を完全無償化したいと考えています。これにより、全ての小中学生を持つ保護者の負担を軽減することにつながり、ご家庭における子育て期の経済的負担も軽くできるものと考えております。

大江町では、時代がいかに変わろうとも子どもたちは未来の宝、その子どもたちのためには

充実した子育て・教育の環境を整えることは私たちに課せられた課題であると考えております。子どもたちの生きる力を育み、将来にわたって心豊かな生活が送れるように配慮しながら各種施策を進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（菊地勝秀君） 土田勳一君。

○10番（土田勳一君） 答弁、どうもありがとうございます。

現在、3月1日から食料品、また日用品、すごく値段が上がっております。ここに来て、ロシアがウクライナに侵入し、その影響もあって1軒の支出といいますか、5万円以上はかかるという報道がありました。これで、今回の議会で半額の給食費を盛っていただきまして、本当にありがとうございます。ベストな時期であって、これは、私は絶賛しております。

今後どうなるか分かりませんが、物価が上がってひどい状況になるかとも予想されますので、そういう面にも対応するにもしなくちゃならない面もあると思いますので、今後も予断を許さないで頑張ってくださいと、こういうふうに思っています。

ちょっと議長にお願いするんですが、まだ時間ちょっとだけありますので、教育長にコメントいただきたいんですが、デジタル化をしてPRするという話を私は前回の、前々回になりますか、私に答弁があったような気がするんですが、今、進捗状況、どうなっていますか。いいですか、議長。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 学校のデジタル化のことなのでしょうか。

〔「そうじゃなくて、県外に出て行って就職した方のPRしなくちゃならないんだというような、それはデジタル化にしてやっていきますよというような答弁しているんですけど」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 土田議員、もう少し簡潔に質問まとめてもう一度やってください。

○10番（土田勳一君） 今言ったように、もう一回言いますけれども、二十歳になった方の成人式があったということで、それで、みんなにPRしてやったらどうですかということも私はお願いした経緯があります。教育長も答弁しているんですが、私は、土臭いペーパーでもいいんじゃないかという質問をしたんですけれども、今は時代に沿ったITの、デジタル化だから、みんなに通信でやれば一挙にできるんだということで答弁しているんですよ、教育長。それで、その後のこと、どうなっていたかなという、私は聞きたいんですが、もし答えられるんだったら教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 土田議員に申し上げます。

質問は通告内容の範囲でないと判断いたしますので、速やかに通告の内容に沿って質問を続けてください。

土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 私、このくらいでもう終了しますので、町長、ありがとうございます。完全給食費無償化で頑張るように、今後もよろしくお願ひしたいと思います。私も頑張りますので、町長も頑張っていて、ふるさと納税で稼いでいただいて、それで財源にしていきたい。よろしくお願ひ申し上げます。

これで、以上であります。どうもありがとうございます。

○議長（菊地勝秀君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。
2時25分まで休憩します。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時25分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて、会議を再開します。
一般質問を続けます。

◇ 結 城 岩 太 郎 君

○議長（菊地勝秀君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番、結城岩太郎でございます。よろしくお願ひします。

私からは、子どもを取り巻く厳しい環境、いわゆる子どもの貧困対策についてお伺いをいたします。

全国及び本町の未来を支えていくのは、今を生きる子どもたちであります。その子どもたちが自分の可能性を信じて頑張れば、夢に向かって未来を切り開いていけるようにするのが大切と思います。日本における子どもの貧困率は16.3%、およそ6人に1人が貧困の連鎖を通じてその将来が閉ざされてしまいかねないという大変厳しい状況にあります。

子どもの貧困対策推進法によりますと、家庭の貧困に子どもたちが巻き込まれている実態を研究、把握し、対策を講じるよう自治体に求められております。貧困から虐待、不登校、非行などの問題につながるおそれがあり、子どもの将来に大きな影響を与えることから、深刻化する前に支援の手を差し伸べておかなければなりません。そのためにも貧困の実態を把握しておくことが重要であります。

子どもの貧困課題は、ただ単にお金がないから物が買えないということにとどまらず、学力面や健康面への影響、さらには、大人になってからも貧困であるリスクが高まるなど、本人はもとより社会全体にも大きな損失となることが懸念されております。

子どもたちの将来がその環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、社会全体で子どもたちの成長を支えていかなければなりません。

厳しい環境にある子どもたちに対して、特に重要だと感じるのは、就学前教育での対応にもあろうかと思えます。まだ幼い子どもたちにとって、保育所や幼稚園などは友達や保育士さんたちとの毎日の出会い、安心して楽しめることの場所であります。子育てに頑張る保護者にとっても、保育士さんとの何気ない会話や子育てに対する励ましや支援が本当に助けになるだろうと思えます。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であります。また、厳しい環境にある子どもたちへの支援については、それぞれの家庭によって原因や状況も多岐にわたっております。その実態が見えにくいことも課題の一つであります。今後取組を進めるためにも子どもの置かれている環境の実態を適切に把握をした上で取組を進めることが大変重要と思えます。

子どもの貧困対策推進法の成立、そして、子供の貧困対策大綱が決定されて6年以上になりますが、この法の第1条目的では、この法律は子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び、子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより子どもの貧困対策を総合的に推進することと1条ではうたわれております。

第2条第2項については、子どもの貧困対策は、子どもなどに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの施策を子どもの社会の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより推進されなけ

ればならないと。

第4項では、子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行わなければならないとされております。

内閣府の令和元年度における「子供の貧困実態調査に関する研究報告書」の非困窮世帯と比べた困窮世帯の傾向の中では、習い事をしている割合が低い、朝食や夕食を食べないことが多く、独りで食事をすることが多い、健康、精神状態に関し、頭が痛くなる、いらいらするといったネガティブなことが起きている割合が高い、遅刻が多く長期の欠席も多いなどが報告されております。

本町の小中学校でも児童生徒全体の学習環境や生活環境などについてアンケート調査を行っているようであります。また、日頃困っていることや、学校は楽しいですかとか、いじめアンケートなども定期的に調査しているようであります。

このことから、大江町における貧困の実態や現状をどのように、今、把握をされ、受け止めているのか、町長及び教育長にお伺いをいたします。

また、法と推進計画や大綱に基づいてどのように取り組まれ、今、進んでいるのか、町長にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、結城議員からのご質問にお答えをしていきたいと思っております。

子どもの貧困対策につきましては、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及び、その教育の機会等が保証され、子ども一人一人が夢や希望を持つ社会を構築する、そのことを目的に平成25年度に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定されております。また、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成26年度に第1次の子供の貧困対策に関する大綱が制定され、令和元年度に第2次の大綱が制定されております。

一方、山形県においても、国の法律、大綱の制定を受けて、平成27年度に山形県子どもの貧困対策推進計画を策定し、その後、平成30年度の山形県子どもの生活実態調査を踏まえて、令和2年度に第二次山形県子どもの貧困対策推進計画を策定しております。

なお、大江町においては、現時点では子どもの貧困に関する具体的な計画は策定していませんが、基本的には国の大綱及び県の計画を参考にしながら準用する形で各種の施策を展

開しているところであります。

県の生活実態調査の結果では、本県の場合、ひとり親世帯の比率は13.4%、そのうち母子または父子のみの世帯は6.6%となっており、国が基準としている等価可処分所得が122万円に満たない世帯の子どもの割合、いわゆる貧困率は16.0%、全国平均が13.5%となっております。

また、基準に満たない世帯の特徴としましては、特に母親の非正規雇用の割合が高く、生活の苦しさを感ずる家庭が多くなっており、子どもの進学については、大学より高校までを希望する割合が高く、学費等の確保を心配する家庭が多くなっている状況ではないかと見られます。

これらを受けて、大江町といたしましては、国の大綱に示される4つの重点施策について、国、県と一体となって総合的に事業を実施しております。

具体的には、1つ目の教育の支援といたしましては、保育料の負担軽減として、国の3歳児から5歳児の幼児教育・保育の無償化、県のゼロ歳児から2歳児の保育料等段階的負担軽減事業に加えて、町単独でも保育料の全額または半額の助成を実施しております。

さらに、令和4年度からは新たに小学生の給食費の半額支援、そして、高校生についても教育負担の軽減という観点から高校生応援給付金を創設いたします。

また、生活困窮世帯の進学費用の負担軽減としましては、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度などもありますし、町独自の奨学金制度などもございます。

2つ目の生活の安定に資するための支援としましては、親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援として、妊婦・乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業を実施しているほか、平成30年度からは子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期に至るまでの相談など切れ目のない支援を実施しております。

また、子どもの貧困は虐待に発展する可能性が高いため、令和4年度からは子ども家庭支援員を配置し、既存の要保護児童対策地域協議会（子育て支援会議）の中で、配慮が必要な子どもの見守りを強化していきます。

3つ目の保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援としましては、ひとり親家庭の就業と家庭の両立の支援として、乳幼児の一時預かり事業やショートステイ、トワイライトステイを児童養護施設で行う子育て短期支援事業、ひとり親家庭就業支援事業を実施するほか、放課後児童健全育成事業を実施しております。

4つ目の経済的支援につきましては、ひとり親に対する生徒入学・卒業時報償、児童手

当・児童扶養手当の支給に加えて、子育て世帯の臨時特別給付金、子育て世帯生活支援給付金を支給しております。

なお、ただ、今ご説明した事業は重点施策の一部のみであり、その他にも国で実施している事業や県で直接実施している事業などもあり、それぞれが複合的に支援を実施しながら町として対応しているところであります。

子どもの貧困対策については、先ほど施策の大要の中で申し上げましたとおり、早期発見、早期対応が重要であり、来年度からは子育て支援室の中に新たに家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員を配置いたします。これにより、母子保健部門と家庭福祉部門の連携を強化し、児童虐待防止に向けて切れ目のない支援体制を整備していくこととしていると、こういったことを申し上げたところであります。

法に規定されているように、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されるとともに、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されること、これを基本理念としております。

子どもの貧困は見つけにくい実態はあるものの、町としてはあらゆる場面において個別のケースに対しそれぞれ引き続き子どもの貧困対策を実施していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 答弁させていただきます。

コロナの影響で随分状況が変わってきているのではないかなというふうに率直に感じているところです。本町の小中学校においては、子どもの貧困状況を直接調査するというふうなことは今しておりませんが、家庭の貧困につながる状況に関係することも捉えられるような、そういった調査、アンケートなどは実施しているところです。

例えば、望ましい習慣づくりのための早寝・早起き・朝ごはんの実態調査というふうなことがございますし、これによって生活の乱れや欠食などがないかどうかなど家庭内の状況をそれなりにつかむことができます。

日常的に朝食を食べていないとなれば、子どもの健全な成長に影響しかねませんので、保護者の方としっかり話し合いを持ち、その中で貧困などの情報も把握できるものと考えております。

また、昨年6月議会で宇津江議員さんからもご質問いただいたんですが、ヤングケアラーの実態に関する調査というのも実施しておいて、本来、大人が担わなければならない家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもがいないかどうかなど実態の把握に努めているという状況がございます。

この調査では、ヤングケアラーに該当すると考えられるような児童生徒はおりませんでした。もし、ヤングケアラーの状況下にある子どもがいるとすれば、今回ご質問の子どもの貧困にも大きく関わってくるものと考えられますので、今後とも実態把握に努めていかなければならないと考えているところであります。

さらに、結城議員さんからの質問の内容で触れていただきましたが、学習環境や生活環境などのアンケート、いじめの調査なども実施しているところです。先般は、中学校においてコロナ禍における家庭の困り事や学校への要望などを把握できる調査を実施するなど、生徒と家庭の状況を把握するだけでなく、そのことによって、より学校と家庭の結びつきを強固なものにするための努力も重ねているところであります。

また、さらに、各学校より毎月の児童生徒の出席状況を報告してもらっております。長期の欠席や登校渋りの実態と、その子の生活状況や取り巻く環境、学校の対応などが記載されておりまして、それらを見ても家庭的に問題がある子どもたちがいることが浮かび上がってまいりますので、その実態を福祉のほうにも情報提供し、支援につなげていくということを行っております。

このように、調査目的は違っていても、子どもの貧困に関わるであろう状況を的確に把握できるように努めているところであります。加えて、子どもと直接関わる担任の先生方も日々の健康観察において、着衣の清潔度合いや不可解な体の傷の有無などについても注意を払ってくれておりますので、対応はできているものと感じているところであります。

今後も学校や教育委員会が把握できる情報を福祉分野や子育て支援会議、その他関係機関と共有しながら連携、協力、そして、支援につなげていくことに努めてまいりたいとおるところであります。

さきに町長からも給食費の無償化について触れていただきましたが、直接的な貧困対策のためというわけではありませんが、家計における教育費の支出をできるだけ抑えたいという、そういう困り感の解消、そういった意味で、コロナ禍の影響もあって貧困というものと相通じるものもあるだろうなというふうを感じているところであります。

目に見えない貧困も問題があるというふうに思いますし、分かりにくいところもあります

けれども、教育の機会均等確保のために誰一人取り残すことがないように努めてまいりたいと、このように考えておりますのでご理解をお願いしたい、このように思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ただいまは貧困の実態の現状あるいは把握について町長及び教育長よりご答弁をいただきましてありがとうございます。

令和3年12月24日の山形新聞に、貧困世帯の4割が食料を買えない経験という見出しでありました。ちょっとご紹介しますけれども、政府は、24日、子どもの貧困に関する実態調査結果を公表した。貧困世帯の4割近く、ひとり親世帯では3割が食料が買えない経験があったと、子どもが大学進学を目指す割合も全体より低いと、ひとり親世帯など貧困世帯の子どもが生活や教育面で影響を受けている実態が浮き彫りになった。新型コロナウイルス禍も追い打ちをかけている。調査報告書は、親から子への貧困の連鎖のリスクが裏づけされたとしております。

また、中間的な年収の半分、約159万円、町長は先ほど大江町のことについて言ったのかな、122万円と……違う、そうですか、失礼しました、を下回る世帯を貧困世帯と位置づけたということです。

現在の生活について尋ねたところ、全体では、苦しい、大変苦しいを合わせて25.3%だったのに対し、貧困世帯は57.1%、ひとり親世帯は51.8%に上がった。食料について、過去1年で買えなかった経験があったと回答した貧困世帯は37.7%、ひとり親世帯は30.3%だった。

教育面では、大学またはそれ以上に進学したいと回答した子どもは、全体では49.7%だったのに対し、貧困世帯は28%、ひとり親世帯は34.4%にとどまった。親の収入状況から進学を諦めているケースもあると見られていると。

こういうことから、大江町に当てはめた場合にどうなっているのかなということで質問をした次第であります。

また、法と推進計画や大綱に基づいてどのように取り組まれ、今、進んでいるのかという答弁では、大綱に示されている4つの重点施策については、国、県一体となって総合的に事業を実施しているということでありまして、このような中間的な年収の半分、約159万円を下回る世帯を貧困世帯と位置づけている、本町でもこれはかなりの世帯があるのではないかなど、こういうように思っております。

このような家庭や保護者に対する支援として、本町に設置してあります子育て世代包括支

援センター、妊産婦・乳幼児に対する相談支援、新生児に対しては全戸訪問を行うなど妊娠期からの切れ目のない支援を行っている。

それから、児童虐待防止対策などについては、相談件数として、令和1、2年は10世帯ほどであると、ほかにレベルの程度はいろいろありますが、電話相談件数も延べ50件ほどあるようであり、大江町がですよ。

生活困窮者自立支援事業につきましても、これは他市町村との連携によってやっていますので、専門職員の配置、あるいは、就労の働きかけなど、これは河北町ういんずにおいて実施しており、これまで専門員との相談件数は十数件あり、サポートを行っているということでした。

それから、児童扶養手当等につきましても、生活の安定と自立の促進目的に児童の健全な成長のために支給をしていると、以上のような情報は職員の方から得ておるわけでありませぬ。

また、特に現在は、コロナ禍で疲弊し切った家庭をどう支えていくかが課題だと、ひとり親、とりわけシングルマザーの苦境は深刻さを増し、親から子への貧困の連鎖のリスクが懸念されている。調査の結果、平均月収は10万円余りで、コロナ前の2018年調査から約1万円が減少、2割近くが離職・転職を経験して、その半数は雇い止めに遭っていると、こういう調査結果も出ております。また、自由記述欄には、弱者は生きていては駄目なんでしょうか、毎日もう終わりだと感じていますなど書き込まれていたとあります。

こうした中で、貧困の連鎖を解消するために何ができるか、世帯ごとの実態を把握し、保護者の経済状況を改善するための就労、転職も含め包括的で息の長い支援を組み立てていく必要があるということで、これは山形新聞の社説に載っていたものであります。

先ほど言いました、法に基づく当面の重点施策という4つの柱については、教育支援、生活支援、就労支援、経済的な支援というようなことで、町長からも言われていましたとおり、いろいろやっているということで、さらにそれぞれ担当者が課題をつなげながら共有をして、さらに前進をさせていただきたいものだと、このように思います。

それから、教育のほうに関しまして、教育長答弁に関して再質問したいなというふうに思いますけれども、貧困につながる状況に関係することも捉えることが可能なアンケート調査を実施していると、こういう答弁は大変興味深いところでありまして、ふだんは個別性の高い困窮の実態、貧困の実態というものはなかなか表現していただけないものと思っていましたので、ぜひ、ここで貧困を捉えた実例を1つか2つ挙げて説明をいただければ大変ありがた

たいなど、こういうふうに思うんですが、大丈夫ですか。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） アンケートのことだけ申し上げますと、貧困かどうかということを探るアンケートというのは非常に気を遣うわけですね。貧困ということ自体がやっぱりなかなか難しい状況でもありますし、あなたのうちは貧困かどうかというふうなことを聞くというのはなかなか難しいことがありますので、それに関わるような、それがかまえられるようなアンケートは学校でいろいろやっていると、そういう状況の中から子どもの実態をつかんで、貧困であれば、先ほど申し上げたような支援会議なり、学校での対応なりをしているということで、今、議員さんに直接お話しできるような貧困の例の二、三というのはちょっと持ち合わせてはいないんですけれども、絶対ないわけではないと思います。

確かにそういうふうなこともありますし、ただ、教育支援というふうなこと、例えば、ひとり親家庭のおうちなどもあって、経済的に苦しい方もおりますので、そういった場合には親御さんの希望によって、私ども、それを共有させていただいて教育支援の幾ばくかのお金をお支払いするというふうな対応はさせていただいているというふうなことでございます。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

結城議員、もう少しマイクを近づけてしゃべってください。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

また、学習環境や生活環境などについてのアンケート調査というのを行って学校と家庭の結びつきを強固なものにするための努力を重ねているということで、そのご努力に心より敬意を申し上げる次第であります。ありがとうございます。

ある大学の研究で、課外活動、運動部、あるいは芸術部、各部活動に参加していた生徒はいずれも問題行動の減少や学業成績の上昇が見られているとの研究結果が出されております。また、朝食を食べれば学力が向上すると、こういった単純な関係ではなくて、朝食の摂取と学習習慣との相関が高いことや、規則正しい生活習慣というのは学習習慣にも関係することによって学力の向上に関係していくと、こういうことであります。

もう一度、すみませんが、教育長に再質問お願いしたいんですが、現在の厳しい家庭環境に置かれている児童生徒の実態を表している本町の小中学校における準要保護は、小学校26名、中学校11名いると、要保護はいないとのことでありました。

このような状況を踏まえて、本町として児童生徒の教育が果たす役割が重要であります。学習機会の確保や学習支援の強化、そして、在り方の工夫を図ることで家庭の経済状況の厳

しや貧困の世代間連鎖を何としても断ち切っていかなければならないと、こういうふう
に思うんでありますが、教育長はその辺、どのように考えますかということをお願いしたい
んですが。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 先ほど、私が教育支援というふうに申し上げたのは、今、議員さん
からあった、いわゆる要保護、準要保護の世帯であります。小学校26、中11というふうなこ
とで、これは子どもさんの数で、ひょっとしたらご家庭に2人小中学生といるようなおうち
もあるかと思えます。

そういう方については、学用品とか、あと、修学旅行、遠足とかそういうものでお金がか
かるような場合の補助をさせていただいていると、補助をさせていただいていること、ある
いは、生活が厳しいのでそういうふうな状況にあるということを理由に、もちろん、教育の
機会均等が奪われるわけではありませんし、奪ってはもちろんいけないことですし、そのこ
とが子どもたちのハンデになるような気持ちも絶対に植えさせてはいけないと、このよう
に感じておりますので、これは一つの、言葉は適当でないかもしれませんが、権利としてそう
いう扶助を受けながら子どもたちを育てるとする親の意志、そういうものを大事に酌み取っ
て教育に生かすというふうなことが大事だろうというふうに私は考えています。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

いろいろな面で支援をしている、全国的に、そういうような学費の面で足りないところは、
ほかの市町村でも結構支援をしておるようです、額はいろいろ違いますけれどもね。

家庭の経済状況と子どもたちの学力との間に一定の相関関係があるとする調査分析結果が
出されているというようなことで、貧しい子どもたちが学業上の成果を改善するための手助
けができれば、子どもたちが自分の能力で貧困の悪循環から抜け出すことも可能であると、
こういう調査結果もあります。

ある教育者は、貧困地域の3、4歳の子どもを2年間質の高い教育プログラムに参加して
もらい、その後の状況を追跡調査において、幼児期の質の高い教育は知能指数への影響は持
続しなかったものの、高校卒業率、就業率、あるいは年収、あるいは逮捕歴、生活保護を受
けた割合などでよい影響が何十年にもわたって継続しているということを発見したと、こう
いったもので、個人の一生を通じて社会や経済的成果に重要な影響を与えることが分かった
と言っています。

大切なのは、教育現場において貧困という実情を把握した上で、日々の学習指導や生徒指導、進路指導に当たるべきではないかと、このように考えます。

こうしたことから、厳しい環境にある子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、教育分野では貧困の世代間連鎖を教育の力によって断ち切ることを目指し、取組を強化していかなければならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、1月24日の山形新聞で、政府は家事支援制度を新設という見出しで、子どもの親が自身の親の助けを得られないなど育児負担が重い場合、手を差し伸べたり孤立化を防いだりするの狙いで、子育て家庭を訪れて、料理、掃除といった家事を支援する制度、対象は主にひとり親や低所得など困難を抱える場合となる見通しで、新型コロナ禍など親の負担増からストレスや虐待を招くおそれがあることなどから、サポートプランを作成して将来的に包括支援の確立を目指すとして、子育て家庭の家事支援で負担軽減を図ることを2024年度からの実施を目指しているようであります。

そのようなことで、育児困難や生活困窮を未然に防ぎ、健やかな親子の成長を支える仕組みづくりを進めて、子どもの健康の保持・増進、あるいは子育てに関する環境の充実を図るために今後とも妊娠期からの切れ目のない支援を行っていただきますように希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで結城岩太郎君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で、本日の予定された議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時07分

令和4年第1回大江町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年3月3日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問(4名)

4番 櫻井和彦

- 大江町の人口減少抑制政策について

2番 菊地邦弘

- 防災情報端末整備について
- 温泉施設の運営について

3番 藤野広美

- 100周年の夏まつり灯ろう流し花火大会は町民参加型で
- 道の駅おおえの基本設計業者決定の経過は
- 町独自のRCR検査無料体制について

7番 宇津江雅人

- TEC-FORCE等の活用について
- 今後の町の成人式について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問・答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

質問席と町長席、教育長席に、水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 櫻井和彦君

○議長（菊地勝秀君） 本日、最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 4番、櫻井和彦です。皆さん、おはようございます。

長く寒い冬をじっと耐え忍んでいるからこそ、暖かな日差しの春の喜びをしみじみと感じます。そんな経験をしているからこそ、大江町の人々は優しい心の方が多いのではないかと実感いたします。ここ1週間、国外のニュースを目にして大変心を痛めております。盗難に遭わないように車に鍵をかける。家に泥棒が入らないように、また家庭の安全を強盗などから守るために、家に頑丈な鍵をかける。同じように日本全体にも頑丈な鍵をかけておくことが、日本国民、そして日本そのものを守るのだと、非常に大切なことだと改めて思っている次第です。

さて、事前通告に沿って、私の一般質問を始めさせていただきます。

3年ほど前、大江町町制施行60周年記念事業として開催されました大江町の子ども議会で、当時小学生だった生徒さんが、このような質問をしていました。個人の住居などが特定できないように、地名などを保護者様と生徒さんの了解を得て、一部変更しておりますので、事前にお断りしておきます。

「僕は大江町で生まれました。大江町の保育園を卒園して、今は大江町の左沢小学校で勉強しています。来年の3月には左沢小学校を卒業して、大江中学校に入学する予定です。そして、3年後には大江中学校を卒業して、きっとどこかの高校に入ることでしょう。高校を卒業したら、就職をするか、どこかの大学に入って、大学を卒業してから就職するのかもしれませんが。そのときのことを考えるとすごく心配なことがあるのです。そのときに、僕はこの大江町に住むことができるのでしょうか。

春夏秋冬がはっきりして、空気がきれいで、お米も果物もおいしくて、優しい人ばかりがたくさんいる大江町。友達も大好きな人ばかりです。こんなに大好きな大江町で、大好きな家族と一緒に住むことが本当にできるのでしょうか。

大江町に住むためには、大江町に働くところがなければならないと思います。だって働かなければお給料はもらえないし、ご飯も食べられないし、服も買えないし、電気代も払えないので、働くところがあることが一番大切だと思います。

僕の住んでいる地区はだんだん小学生の数が少なくなっています。聞いてみたら、お父さん、お母さんと同じくらいの年の人たちが少なくなっているからなのだそうです。みんなで一緒に暮らしたくても、大江町には働くところが少ないので、ほかの町で就職しなければならなくて、もし遠くに就職したならば、朝晩の通勤がとても大変になるんだそうです。特に冬になったら、毎日雪かきをしなければ車も出せないし、通勤時間までに除雪車が来てくれるのかも分からないし、仕事の場所に行く途中でも、道がどうなっているのか分か

らないので、夏のときより1時間も早く家を出発しなければならなくなるのだそうです。そのために、大江町じゃないところに就職した人は、就職した会社のなるべく近くに家を建てて住むようになってきているんだと、お父さんが話していました。

大江町に働く場所がたくさんあれば、僕も僕の友達も大江町から出ていかななくてもよいのではないのでしょうか。大好きな大江町で、大好きな家族と一緒に暮らせるのではないのでしょうか。お父さんもお母さんも、僕が大きくなったら、大江町から出て行って、みんなと離れ離れになるんだと思って僕を育ててくれているのではないと思います。

町長さん、僕と僕の友達全員、そして、この子ども議会に来ている全員が大人になったとき、大好きな大江町に本当に住むことができるのでしょうか。教えてください」という、子ども議会での一般質問でした。

当時、その質問に対する当時の回答は、「一人の仕事を半分ずつにすれば、2倍の人が働けるよ」、「働く会社が少なければ、自分で会社を立ち上げればいいんだよ」というものでした。

新しい町長になり、同じ質問に対して、松田町長はどのように考え、どのように答えますか。新しい団地を造成し、ほかの町から人を呼び込むのも大事。それと並行して、町を愛する町民の流出防止策を講じることが大切なのではないかと思いますが、企業誘致や新しい工業団地なども含めた将来を見据えた町長の考えをお伺いしたいので、よろしくお願いします。

まず、その当時の「一人の仕事を半分ずつにすれば、2倍の人が働けるよ」、「働く会社が少なければ、自分で会社を立ち上げればいいんだよ」という回答の、当時、現在の町長は副町長でした。その回答を今聞き直して、どのように感想をお持ちであるのかをまずお伺いしていきたいと思います。

壇上からの質疑はこれで終了します。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの櫻井議員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいまの質問にありました子ども議会は、町誕生60周年の記念事業として令和元年12月22日に、この議場で開催され、町内の小中学校と高校生、11名の児童生徒さんが議員として参加していただいたものと記憶しております。

子ども議会の内容につきましては、令和2年2月発行の町の広報誌に、これはコピーです

が、このように掲載されております。

質問の内容や質問者については確認できるものと思いますが、櫻井議員からこの場では特定のない中での一般質問ということでありましたので、配慮した上で答弁させていただきたいと思います。

まず、はじめに、感想はどうか。そして今の町長としてはどうかというような問いかけが最後にありました。当時の答弁に当たっては、子ども議会の性質から、できるだけ分かりやすい言葉での表現、そして子どもたちに夢を持って将来を考えてほしい。そういうことを伝えなかった。そういった答弁ではなかったかというふうに思います。何もそれを全てだというようなことではなく、様々な選択肢がある中で、皆さんの将来をそれぞれが考え、やっていく必要があるのではないかという意味だったというふうに思いますし、私もその場で聞いていて、そういうふうなことを感じたところであります。

さて、答弁に当たりましては、同じ質問に対してというふうなことではなく、今ありました櫻井議員の質問に対する町の今の町長として考え方を述べさせていただきたいと思います。

地域でのまちづくり座談会など、様々な機会において、人口減少の抑制に向けて、町内に働く場所を確保することが重要である、そのためには町内への企業誘致を進めるべきではないか、こういった意見があり、新たな工業団地を造成する、そういったことが必要だという意見がたまに出てくることがあります。県内では、天童市が新たに造成した工業団地の全区画が商談中となるなど、新たな工業用地が少なくなっているというふうに聞いております。町としても、新たな工業団地の造成を考え、検討を行っているところであります。

大江町は、最寄りの寒河江サービスエリアのスマートインターチェンジにより、高速道路へのアクセスもよく、工業団地としての立地条件は良好であると考えております。町として、今後のこういったことに対する方向性を検討するに当たり、副町長を中心に、担当職員が県庁に出向き、県や山形県企業振興公社などからの聞き取りをしております。県内への進出を検討している企業については、一区画が3ヘクタールから5ヘクタールなど、面積が相当大きい用地を求める傾向にあり、町ではそのような土地の面積を確保することが難しい事情もあるのではないかと。そして、誘致する企業や業種などを十分に検討しながら考えなければならないということになっております。

また、町内の主な製造業10社からの聞き取りによりますと、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が伸びた企業や、一時期の受注の減少から回復した企業などから、人手不足で困っているという声が多くありました。また、最近の高校生は進学希望者が多いため、高校新

卒者の確保も困難であると、こういった意見もお聞きしております。そのため、町が新たな企業の誘致を行うことは、さらなる人手不足を招くことも考慮しなければならないと考えております。今のコロナ禍では、町内への企業誘致や工業団地造成についてはタイミングも重要な要素ではないでしょうか。造成が先か誘致が先かの議論もあるでしょうし、その後のリスクも考えた中で判断し、進めていかなければならないというのが今の私の正直な気持ちであります。

町内には製造業以外にも建設業、医療福祉業など様々な業種の企業があります。直近の2015年の国勢調査によりますと、町内の就業者は4,369人、このうち町内で働いている就業者は2,060人となっております。また、町外から町内へ通勤している人は1,456人であります。大江町は山形県のほぼ中央に位置していることから、寒河江市や山形市、東根市、こういった近隣の市町との通勤に比較的便利な状況にあります。先ほど申し上げました町内の製造業10社でも、正社員のうち町民は全体の3割程度で、残り7割程度は町外から通勤しています。そのため、町内の移住・定住を推進するに当たりましては、町外から町内への通勤者を主要なターゲットの一つとする、そして町外への流出引き止めの観点からは、町内での就労のみならず、町内から近隣の市町への通勤も想定に含めた様々な施策を考えていかなければならないと思っております。

なお、町では、新規学卒者等の町内就労及び町内定住の促進を図る目的として、新規学卒者等が町内事業所へ就労した場合には激励金を交付しております。また、自らが起業する者を支援するため、平成29年度に大江町起業支援基金を設置しております。この基金を活用して、商売繁盛創出支援事業補助金制度を設けており、さらに令和2年度からは45歳未満の若者枠を設け、補助金を上乘せして運用しているところであります。

町内の企業に対しましては、事業主や従業員や業務の遂行に必要な資格や技能を取得するためにかかる費用の一部を補助するなどの取組も行っているところであります。

今後も引き続き、大江町における就労や起業を支援してまいります。町では、今後も生まれ育った町を愛し、この町に住み続けたいと思っていただけるよう、幼少期からの郷土愛を育む教育をはじめ、よりよいまちづくりを推進してまいりたいと思っておりますので、櫻井議員からのご理解とご協力を賜りたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

ちょっと数字のことを、私は事前通告で言っていなかったもので、すぐためらっていたん

ですけれども、いろいろ教えていただきましてありがとうございます。私数字に弱いので、ちょっと聞き取れなかったことがあるので、再確認です。

町内に就業している人数と、その後、町内の方がどれだけ、町外からどれだけというのをもう一度教えていただけますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 私が申し上げたかったのは、数値的なことではなくて、これだけ町内、町外の就労者というのは、状況としてこうなっていると、全てが町の中で就業をしたりというようなことではなくても、大江町に住み続けるというふうなことができるという選択肢の一つではないかという意味合いで申し上げたんです。

なお、繰り返します。2015年の国勢調査の結果です。町内の就業者は4,369人、このうち町で働いている就業者2,060人、また町外から町内へ通勤している人は1,456人という数字でございます。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

実は、この数字というのは、今朝ちょっと連絡があって、実際町はつかんでいるのかというふうな質問だったんです。それで事前通告にはもう全然間に合わなくて、数字を質問するのをずっと今朝から考えていたんですよ。非常にありがたい数字だと思います。

本当に、何回も議会で言うんですけども、来られる方は少ないんですけども、ネットで見られる方が物すごく多くて、あとは事前に質問内容がホームページに載りますよね。それで電話がかかってきたり、直接来たりするのが多いんですよ。だからすごく助かります。ありがとうございます。

私はスマホを使っているんですけども、「手取り13万円」という言葉がツイッターでトレンドになった、トレンドというか評判になったことがあるんです。最近の話なんですけれども。これは「さーちゃん」という方がツイッターでつぶやいて話題になったやつなんです。ちょっと内容が、「手取り13万、まじで悲惨だよ。外食できないし、お茶できない。車持てない。服、コスメ、おしゃれできない。習い事できない。息抜きできないし、趣味も全部捨てなきゃだよ。ただ生きていだけ。しかもちょっと気を抜くと13万オーバー」、こういうツイートが載っていました。

その後、ずっとフォローしていたら、共感「自分も毎日がきつい」「将来が不安だ」、批判は「何を我がまま言っているんだ。こんな不満を持っているなら転職すればいい」など

などでした。これも受け取り方はいろいろなんです。これ独身の女性なんですけれども、いろいろ調べてみたんですけれども、個人はもちろん分からないんですけれども。

それに関連してまたちょっと調べてみたことがあるんで、一方的に話します。2020年の賃金構造基本統計調査によると、全国の正社員の平均賃金は32万4,200円、非正規社員の平均賃金は約21万4,800円であるが、これから見ると手取り13万円というのは非正規社員に多いという可能性が高いことが想像できます。全国の消費実態調査によると、最も消費支出が少ないのが男性の派遣社員で13万2,911円、最も消費支出が多いのが女性の派遣社員で15万8,773円、つまり手取り13万円では非正規雇用の平均的な支出さえも割り込み、貯蓄などは一切無理であり、かなり切り詰めていかねれば生活ができないということを示しています。これは独身者であり、家庭を持ち、子どもを育てている生活者ではないのです。

2018年、静岡県立大学の中澤教授が計算した最低生活費を参照すると、山形県山形市の最低生活費調査結果は、何と16万6,317円でした。所定労働時間を173.8時間として計算すると、最低生活費を稼ぐためには少なくとも時給1,300円程度が必要となる。計算上はそうなりません。しかもこの所定労働時間というのは、お盆も正月も関係なく、1日8時間、週40時間ずつ1年間をぶっ通して働いて得られる金額であります。よりゆとりを持たせるためには、時給1,500円は必要とされるのではないのでしょうか。つまり、この水準というのは最低限の生存権の水準と言えるのではないのでしょうか。

法的に定められた最低生活費に基づいて支給される生活保護費を見てみると、例えば、これは関東なんですけれども、東京都内の単身者であれば、生活保護として支払われるのが生活扶助費として七、八万円、住宅扶助費として支払われるのが5万3,700円、これだけで合わせて13万円です。しかも生活保護費では医療費が無料、住民税、水道の基本料金、NHKの放送受信料などが免除されます。その上、アパートの更新料や引っ越し費用などの一時的な費用も保護費から支給されます。つまり、生活保護費のほうが高い水準になります。

労働基準法では、賃金とは労働に対する正当な対価であると規定されております。若い頃、ちょっと勉強したやつのほんの一部、一番最初のほうに出てくるやつなですけれども、これで2021年、昨年の最低賃金、東京では時給1,041円、これは前年より28円アップしたものです。前年度も1,000円は超えておりました。山形県は822円、前年より29円アップ。ということは2020年は700円だったということなんですね。その当時の——当時というのは子ども議会にあった当時のやつで、この時給を半分ずつにするのか、それとも8時間の労働時間を半分ずつに分けて、2人で1人、4時間ずつ働いて生活するというのか、その手取り分で家族

数名で暮らせと言っているのか、ということなんですね。

特にその当時の回答に対して批判しているわけではなく、本当に生活できるか、この子どもたちに将来に希望を見いだせと言ったことなのか、ということ町長はどう思いますかということ、さっき簡単な質問をしたんです。批判しているわけじゃなくて、いろいろ山形で生活するのはすごい大変なんです。私、国内外ずっと転勤で回って、本当に国内外です。国内も結構回っています。関東も長くいました。山形に来る前は沖縄にもいました。沖縄から転勤で山形に来て、山形で住宅団地の抽選をやって、当選して、家を建てたら、東京の六本木に転勤になりました。そういう感じなので、いろいろ知っていますけれども、なかなか大変なんです。

今ちょっと話したことに對して、町長はどのような感想をお持ちでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 一般質問で事前通告いただいた内容から相当かけ離れたお話だったのかなというのが正直な感想です。そして、その中身について、少しコメントを申し上げれば、確かに山形県の賃金は全国に比べて非常に安いというふうなことは言われている。そして822円という最低賃金についても、様々比較された中で、やっぱり低いのではないかという評価もあるし、また、逆に賃金が安いので、企業さんが山形で操業なり、工場を展開していくことがやりやすいというようなこともあるかと思えます。この問題については、大江町がという課題ではないのではないかと、正直思います。国がというところで、全体の底上げをどう考えるかというふうなことです。

ちょっと戻りますと、前の子ども議会での答弁が、今のお話の中では2分の1に仕事を分ければ、2分の1の賃金になると、そういうふうな意味ではないというふうに私は思っています。月20万円の給料を頂ける。20万円の収入を得るための仕事がある。それを半分ずつに分けたら、単純に10万円と10万円になる。こういう話ではないのではないかと思います。仕事をシェアしながらやっていくというのは、世の中全体の流れとして、当時あったというふうに思います。そういうふうな意味合いで申し上げたのではなかったかなというふうに記憶をしております。

ぜひ、町内のコロナ禍の中で、企業さんのほうも非常に大変なところもありますので、その辺のところ、また、その企業さんが大変だということは、働く方々も大変な思いをしているというふうな部分がありますので、コロナにおいては様々な経済対策をしながら、企業の支援なり、町民の働いている方々の支援というふうな形でしてきましたが、今後ともコロナ

に限らず、様々な面からその辺の部分は対応していかなければならない課題だと考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

今の答弁、今からしゃべろうとしている内容を言っていたんで、すごく助かります。経済関係、経営関係をやっている、何で中央にある会社が地方に来る、山形に来るかというのは、まず土地代が安い。あとは人件費ですよね。町長が言われたように。それが大きいんです。これは後から言うけれども、国が地域と都市の賃金格差をなくそうとして今やっているんで、例えば大江町なんかはその受皿を事前に準備しておく必要があるんじゃないかということなんです。後からまた言うかもしれません。

ちょっと話を戻します。山形県は、高齢者の独居率の対応が、三世代の同居率が高いということですね。すごく高いんです。実際うちの地区なんか、独居老人ばかりなんですけれども、全体的に見るとそうなっていると。あと夫婦共稼ぎ世帯の割合が全国で2位、58%。何で共稼ぎが多いかと言ったら、やっぱり賃金ですよね。実際、実収入が大変なんです。実収入だけじゃなくて、出ていくほうも準備するほうも大変なんです。結局裏を返せば、それだけ生活費を稼ぐために苦労していると。旦那さんの世帯主だけの給料では賄えないので、奥さんが支えている。さらに自家用車の保有率が非常に高い。これは交通インフラが余り整備されていないので、共稼ぎ率が高ければ、時間帯も働く場所も違ってくるので、そこに行くのに車で行かなければいけない。買物にも車がないと行けない。店が少ない。特に大江町なんかはそうなんです。今度、車を所有したら、冬に備えてカーポートも造らなければいけない。雪の対策で車庫も必要である。それだけ準備資金が必要。ふだんからの収入から貯蓄をしておかなければならない。

結構、町長の答弁で、もうすごく胸が痛くなるのは、いろいろな議員の質問に対して、大江町の財政には限りがあるんで、その辺をよく理解していただきたいというのがあるんです。もう本当に分かるんです。関東なんかで、除雪対策費なんて要らないですからね。今年なんかも予定した金額で間に合わなくて6,000万円追加した。足らなくてまた2,000万円追加する。ふだんであれば、それをいろいろなところに振り分けることも可能かもしれません。それは町民の税金だけではなかなか難しいと思います。そのためには、できれば法人税を得るようなことが必要なんじゃないか。ただし、法人税は赤字になった場合には、収入はどうしても

取り立てできないので黒字にならなきゃいけない。それは町としては分からないですものね。だけでも、企業がいっぱい来ていただくような準備をして、誘致をして、入っていただく、操業していただく。そういうことが必要なんだと思うんです。

それで現在の企業誘致の状況、まず藤田工業団地、今後の開発予定、あとそれ以外の場所での工業団地の予定、三つめが現在の企業誘致の状況について、教えていただけますか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず、先ほど1回目の答弁の中で申し上げましたが、工業団地の造成について検討しているというようなことについては、都市計画区域の中で指定されている工業区域となっています藤田地区の部分を第一候補として考えているというふうなことが一つです。そして、他の区域というふうなことは、実際的に適地として、都市計画上の定められたエリアの中でとか、そういったものをトータル的に考えたときに、なかなか適地というふうなものは、現在のところ検討していないという状況でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、3ヘクタールから5ヘクタール程度の広い敷地が必要だというような現在の状況などもありますので、その辺は藤田地区ではちょっと難しい面積ではないかと思えます。誘致できる企業の形もどういうふうなものがというふうなことは分かりませんが、そういった部分で、まずは藤田地区を第一候補としながら検討していくというふうな道筋を考えているところです。企業誘致の状況というふうなことでありますが、具体的な企業名を挙げた中で交渉というふうなことまでには、実際には至っておりません。

先ほど申し上げたとおり、造成するのが先なのか、来てもらえる企業を決めるのが先なのか、そういった議論もあるというふうには思いますけれども、それぞれのリスクを十分に考えながら取り組んでいかないと、以前にあった塩漬けの土地というようなことになりかねない大きな事業になってくるといふふうに思います。その辺のところは十分に考えながらやらなければならない。

あとは先ほど申し上げたように、大江町の情報だけでは十分ではありません。県なりの情報をいろいろとお聞きしながら、周辺の工業団地の造成の売れ行き、そういった部分も考慮しながら、大江町としての戦略を立てていくというふうなことになると思いますので、様々な大江町出身の方々との関わりとか、いろいろな部分が出てくると思います。その辺のところは町のほうに、様々な形で情報を寄せていただければ、それにできるだけ見合ったような形で、工業団地の造成も進められていければ一番いいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 難しいですよ。3から5ヘクタールを事前に確保しておくというのは、今の藤田工業団地では、あの斜面のところ非常に難しいと思います。マルハニチロさんも、神奈川工場、追浜にあった工場から、あそこから移転したんです。もともとニチロ缶詰、缶詰工場屋さんですね。私が学生の頃、桃の缶詰のバイト、中学校ぐらいかな、行ってことあるんです。ちくちくしながら、あったんです。それがマルハニチロになって、追浜工場を潰して、こっちに統合したんです。あれだけ拡大したんです。あそこも、マルハニチロそのものは1兆円企業なんですよ、売上げがですね。もっと広げたいんですけども、あそここの北側のほうが月布川に近い。西側は崩れて、危険なところである。なかなか広げたくても広げられない。あれを拡大するには、今ある駐車場を別なところに移して、あそこに工場を建てなきゃいけない。でも結構町内の方がたくさんおられて、内容的にはよく知っているんです。町長がいろいろつかんでいるように、知っているんです。

須川工業というのもあるんです。曙ブレーキに、ブレーキパットの裏金を下ろしている会社なんですけれども、あれも埼玉県八潮と草加にあるんですけれども、そこから曙ブレーキが、こちらで操業するということになって移転してきたんです。あそこも町内の方が結構入っています。会社が1つあって、募集すれば、町内の方はなるべく近いところで、なるべくいい条件で入りたいという思いはありますよね。通勤も大変だし、町のために貢献できるしというのがあるんです。やっぱりこれは非常に大切なことだと思うんですよ。町内に企業を誘致する。

工場だけではないと思います。例えば最近、寒河江の工業団地に、建設企業の仮設トイレをレンタルする会社が、町の中にも2か所ぐらい置いている場所があるんですが、それが大規模な土地を購入して、そこに進めようと昨年あたり行ったんです。建物は要らないんです。場所さえあればいいんです。仮設の小屋みたいなのがあって、そこで管理さえできればいいんです。それでトラックが来て、本社のほうから連絡があって、それを積み込んで現場に行く。そういうこともあるんですよ。金かからなくても、場所さえ提供すれば来てくれる会社がある。そういうのも考えてやらなきゃいけないと思うんです。

現在、でかい会社の建物は要らないですね。在宅でやれることもあって、本社が関東にあってもこちらで、在宅でできるようなこともある。そういうのも考えれば、使っていない学校ありますよね。何も活用していない。物置になっている。そこら辺をちょっと整備して、

貸してあげるとか、Wi-Fi設備だけをちゃんとしてやる。そういう方法もあると思うんです。町にスーパーマーケットがないのは大江町だけかもしれないんです。そこはちょっとはっきりとつかんでいないんですけれども、ドラッグストアはあるけれども、そこに若干食料品はあるんですけれども、本当にスーパーマーケットがないんです。必要じゃないわけじゃないんですよね。

小学校も生徒数が非常に少なくなっているんで、多分統廃合が必要となっているのが容易に想像できるのではないかと。今までは場所が遠くて通学が大変だと言っているんですけれども、本郷東にある小学校は、本郷東から以西、全部スクールバスで、全部というかほとんどやっていますよね。左沢小学校と本郷東で3キロぐらいですよね。ほとんどある程度の区域以外はスクールバスでやっている。議員の要望でも、全員をスクールバスでやったらいいんじゃないかと。もし、それが可能であれば、一校で済むわけですよ。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井議員、ちょっと申し上げます。

通告の質問内容に基づきまして、質問を簡潔にまとめていただけますようお願いいたします。

○4番（櫻井和彦君） はい。統廃合になった場合に、大江町は東西に細長いです。東側は十分な土地が少ないんですけれども、西側には開発余地がある。今言ったように、藤田にはもう3から5ヘクタールを確保するのが少ないので、西側のほうに確保したらいかがでしょうかという私の案です。

柳川温泉は、柳川温泉から西側は大変な過疎化で、田ノ沢は人口の世帯数がゼロ、矢引沢は1世帯のみ、大江町の人口減少に歯止めをかけるための雇用の創出が必要とともに、まだまだ西側にいる方が大江町から離れて、左沢を飛び越えて、寒河江、山形のほうに行く人が増えていくと思います。道路がよくなる。橋ができた。通勤が楽だ。それに伴って、左沢に来るんじゃなくて、飛び越えていってしまうんですね。そういうことを考えてやった場合に、今現在、わかば保育園とか、本郷東とか大江中学校の近くに工業団地を造成する予定はいかがでしょうかということです。まだ、やっぱり難しい、一応私の案なんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 大江町には土地利用の計画、そして都市計画区域、農業振興地域、そういう様々な計画なり規制があります。その中で計画している用途以外の部分に使っていくというふうな部分は、非常にハードルが高いというふうなことがまず一つあります。あとはそれだけの敷地として、先ほどから言っている3から5ヘクタール程度の敷地をというふう

うな部分については、今、櫻井さんが言われたようなエリアの中で検討することも一つの案かもしれませんが、なかなかハードルは高いのかなというふうに、正直なところ感じている状況です。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 時間が迫ってきていますので。

先がなかなか見通せないんですね。勝手に造るといのはなかなか難しいかもしれませんがけれども、先々を見越して、腹積もりなり、腹案なり、いろいろなことを考えて、案を練っておくことは大切だと思います。もちろんやっているんですよ。間違いなくやっていて、いろいろ検討していると思います。

大江町の人口減少に歯止めをかけるために、やっぱり雇用の創出は必要であり、必要なために企業誘致、工業団地の造成は進めなければいけないと思います。子どもを産んで、大江町で育て、将来にわたり子どもたちと一緒に暮らしていきたいと思えるようなまちづくりを、ぜひとも進めていただきたい。新しい住宅団地を建てて、子どもと一緒に生きて、子どもたちと笑顔を見ながら暮らしていきたいのに、子どもが大きくなったら、やっぱり働くところがなくて出て行ってしまった。結局、じいちゃん、ばあちゃんばかりになってしまう。男性より女性のほうがなかなか、今男性の健康寿命というのは72歳なんですね。平均寿命じゃなくて、健康寿命が72歳なんです。うちの団地もおばあちゃんばかり、お姉様ばかりでなかなか大変なんです。子どもたちの笑顔を見ただけでもうれしいということがあります、本当に。子どもたちと一緒に暮らしていけると希望を持てるようなまちづくりに、町長には励んでいただきたい。

最後に、町長から、こういう町民の声に対する気持ちを、どのように受け止めるか。思い入れを最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、質問の中であった若原区の現状というふうなことをお聞きしたときに、以前から、例えば今の藤田に造った住宅団地などは、本当に若い世代の方が多く、今は住んでいらっしゃる。それが20年後、30年後、40年後、今の若原の現状になってしまうかもしれない。多分、若原なり、蛍水区の団地造成をした際には、若い子育て世帯の方を多く呼び込み、というような触れ込みの中で町の活性化を図っていこうというふうに考えていたはずなんです。この30年、40年たったその後の部分については、なかなか想定外のことだったの

かもしれません。しかし、その団地は生き続けていくわけですから、その団地をどのように次につないでいくか。空き家になったお宅については、リフォームをかけながら別な若い世代の方が移り住んでいくとか、そういったことも考えていかないと、以前造った団地があるからだけではなかなか人口の確保は難しいのかなというふうなことを感じて、お話を聞いておりました。

もう一つは、工業団地、工業誘致の件でありますけれども、働く場所としての企業の誘致、これも大きな町にとってのメリットだというふうに思います。もう一つは固定資産税、法人税等の税収の部分においても、大きな企業さんの部分の町に対する影響というふうなものは非常に大きいものがあるというふうに思います。そういった部分も考えれば、工業団地の造成なり、企業の誘致というのは、町にとって絶対必要な施策だというふうに思います。

ただ、先ほども申し上げたとおり、来る側のメリット、働く側のメリット、そういったものを総合的に勘案しながらも、やっぱりタイミングがあると思うんです。景気のタイミングもあるでしょう。町の状況のタイミング、人口減少なり、あとは土地の取得をどうするかとか、そういったことを全てタイミングを合わせた中で行っていかないと、過度な負債を町が抱えるというふうなことにもなってしまうというふうに思います。その辺のところを、全体的に見ながら判断していかなければならないというふうに思いますし、ぜひ、櫻井議員さんも含めてお願いしたいのは、大江町の中で事業をやってみたいというようなことが、大江町出身の方も含めて、いらっしゃるのだとすれば、いろいろな形で情報提供をいただければ、町としても最善の対応をしていきたいと。そのことがひょっとしたら大規模な開発につながっていくかもしれない。そんなことを期待したいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

町長の思い入れ、よく分かります。苦勞も分かります。いろいろな要望も、無理な要望もあるのもよく分かります。

私、ここに来て、30代で家を建てたんですけれども、もう40年近くなって、高齢者になりました。まさか家族が離れ離れになってしまうようなことがあるとは、ほかの人たちは思っていないで住んでいると思います。でも、今まだまだ若い方もいるかもしれませんけれども、その中でお子さんを持っていて、大学に行っている。もしかしたら戻ってこれられないかもしれないとかいうのは、何かということ、明日は我が身として考えていただいて、明るい笑

顔で町民が暮らすようなまちづくりに励んでいただくようお願いしたと思って、私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、櫻井和彦君の一般質問を終わります。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（菊地勝秀君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 皆さん、おはようございます。2番、菊地邦弘です。よろしくお願ひいたします。

それでは、防災情報端末整備についてお伺いします。

2年に及ぶ新型コロナウイルス、外出機会が減り、季節の変化も感じづらくなった人いるのではないのでしょうか。感染防止のため、友人や離れて暮らす家族と会いづらくなり、四季折々の楽しみを分かち合う機会も減ってしまいました。県が、流行第6波に入ったという認識を示した1月12日以降、新型コロナウイルスという敵は想像以上に手ごわいことを改めて認識しなければなりません。また、変異株が現れ、ウイルスの怖さを改めて感じます。県はまん延防止適用を1月27日から2月20日まで適用しております。今は解除していますけれども、鼻や喉、気管支などで増殖する重症化リスクは低いとされるが、感染力が非常に強いオミクロン株拡大で、国民生活や経済への影響は依然として続いております。まだまだゴールが見えません。収束した先に、人々の往来が再び盛んになる日が訪れるよう、希望を持つ

てまいります。

さて、2020年7月豪雨から1年半以上、国や県、市町村などをつくる最上川流域治水協議会がまとめた最上川の緊急治水対策プロジェクトの各事業が進められており、堤防がなかった地区に築堤が計画されています。

緊急治水対策プロジェクトは、21年1月公表、20年から29年度の10年間に、約656億円を投じ、大江町から戸沢村までを事業区間とし、無堤防区間の複数箇所築堤計画案が示されました。住宅19戸が浸水した本町の百目木では、堤防に加え親水公園を整備するなどの4案を示され、いずれも住宅にかかり移転が必要となるほか、一帯は国の重要文化的景観に選定されており、引き続き慎重な検討が必要な中、対策を進め、さらに防災意識を高く備えていかなければなりません。

言うまでもなく年々異常気象は進み、大雨による土砂崩れ、また、最近では北朝鮮のミサイルがばんばん飛んできており、近くでは今年に入って8回、ミサイルを発射している模様です。このようなことから、災害から命を守るために、想定外こそ想定し、町民が笑って暮らせる快適な生活のために防災情報端末を整備し、日常のリスクを回避していかなければなりません。

町長に伺います。

一つ、防災行政無線の戸別受信機の設置拡大について。二つ、タブレットの配布について。三つ、ラインの活用。四つ、防災無線スピーカーから定期的に流れる音楽や——これはふるさとCMに流れる音楽のことで、ふるさとCMの音楽や朝日山岳歌、左沢音頭、小中学生の合唱、町内の様々な歌謡サークル等を活用してはどうなのかといったような、このスピーカーで防災意識が高まるようなことになっていけばいいのかなと思い、質問させていただきます。

以上、壇上からは以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 菊地議員のご質問にお答えしていきたいと思っております。

ただいまありましたご指摘のとおり、地球温暖化による気候変動が影響しているとされる豪雨災害、地震、暴風、そして大雪、毎年のように全国至るところで自然災害が発生し、そのたびに甚大な経済的損失と復興費用を要している。今は「50年に一度の災害」という表現は、もう一昔前の表現になりつつあり、現に大江町では、平成25年、そして平成26年、令和

元年、令和2年と豪雨災害が続いているように、昭和42年に発生した羽越水害クラスの災害が高い頻度で起こり得る、そう想定しなければならない時代になってきていると感じております。

そのため、速やかに危険情報を察知し、効果的な情報をいかにしていち早く住民に伝えられるかが、行政に課せられた課題であると認識をしております。

平成29年4月から稼働している防災行政無線は、情報伝達手段の核となるインフラだと思います。災害情報のみならず、コロナ感染症予防の呼びかけや交通事故防止の啓発、熊の出没情報、そして雪下ろしの注意喚起など、多方面で活用させていただいています。また、これまで木の沢地区や七軒地区の一部の集落、そして水害の危険度が高い百目木地区には戸別受信機を設置し、防災行政無線を補完するような対応を行ってきております。

戸別受信機を設置をさらに広げられないかとのご質問ではありますが、確かに効果的ではあると思います。ただ、その設置範囲によっては、インシャルコスト、ランニングコスト、そして機器の更新、そこまで考えれば、莫大な費用を要することになります。また、電波状況が安定しないなど、場所によっては世帯ごとに屋外アンテナを設置する必要があり、住宅の改修なども必要になる場合があります。単にラジオを置くだけのような感覚では機能しないような感じも受けております。まずは現在ある防災行政無線について有効活用をしていきたい、そんな思いで今いるところであります。

なお、以前から様々な機会に申し上げていることではありますが、あくまでも防災行政無線は情報伝達手段の一つであって、情報量の面でも完全なものではないと思います。むしろ、テレビ・ラジオのほうが情報が早く、詳細な情報を知ることができる場合もあり、そのほかにも町のホームページ、生活情報メール、携帯電話会社の緊急エリアメールなど、様々な情報がありますが、町では現在、これらの情報を速やかに一斉送信するシステムを構築中であり、この中からどの情報を選択し、的確な行動に移すかは、受け手側の問題でもあることをご理解いただきたいと思います。

引き続き、効果的な運用を図っていき、地域的にどうしても戸別受信機に切り替えたほうが効果的であると判断される場合は、随時対処を図っていきたいと思います。

次に、高齢者世帯へのタブレット配布についてであります。導入目的を何に求めるか、こういったことが一つのポイントになると思います。情報伝達手段の一つだとすれば、防災行政無線あるいは戸別受信機、これらと重複することになりますし、また、当然ながらタブレットというふうなことでは通信料が発生してきます。私的な使用との区別が困難な中であ

って、公費で全額通信料を負担するというふうなことはできないのではないかと思います。整理すべき課題が多く、実現は少し難しいように思います。

若い世代向けの情報発信手段として、無料アプリやLINEなどを活用してはどの提案もありました。今申し上げたように、令和3年度の事業として、町のホームページや生活情報メール、そして緊急エリアメールなど、複数メディアに災害情報を一括送信するシステムを現在構築中であります。なお、LINEについても手軽で、老若男女を問わず最も普及しているアプリのようでもありますので、拡張性を備えている点を考え、可能ならば組み入れていく方向で検討を進めていきたいと考えております。

最後に、夕方の防災行政無線に流している音楽についてであります。ふるさとCMで使用した音楽や、小中学校の合唱といったようなアイデアがありましたが、この部分について、現在は町民歌や最上川舟唄のほか、6曲のみんなが知っているような童謡を季節に合わせて、月替わりで実施しており、懐かしさもあって、特にご高齢の方からの評判がよいように思います。また、ご質問にもあるように、広聴はがきを通じて、朝日山岳歌のリクエストが寄せられたこともありました。

できれば、固定せずに多くの曲を様々組み合わせながら、流せばいいのかというふうに思いますが、曲の長さには一定の制限があります。というのは長過ぎても駄目ですし、短過ぎても駄目だというふうなことであります。そして、聞き取りやすいように編曲しやすいメロディーであることも条件になってきます。合唱のような生の歌声は音源としてすぐわなわなしているようでもあります。また、曲を追加するにしても、相応の費用がかかり、そして童謡などの場合には著作権の問題なども発生します。こういったことを様々な視点から検討した上でないといけないというふうなことであります。もう少し曲数を増やす、または少し趣向を凝らしたような形でできるような工夫を、もう少し考えてみたいと思います。

夕方5時のこのチャイムの音楽は、一日の終わり、仕事の区切り、そして子どもたちにとっては遊びをやめ、家路につく合図でもあって、癒やされる方も多くいるのではないかと感じております。これからも可能な範囲内で修正を加えながら、運用を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

まさに町長のおっしゃったとおりである中ではあるんですけども、私個人的に、町長に

対していろいろな、コロナ禍でいろいろな文章なり発言があるとは思いますが、私個人的にはいっぱいいろいろな発言とか、夢なんかを文にしてもらったりしてほしいなと思っているんですよ。それに対して、私はこう書いていましたよねとか、そういうようなことは一切、私はしません。そのようなところからお聞きしたいと思うんです。

ここにいろいろ書いてあるのは、今デジタル庁ができて、デジタルをどんどん推進、推奨して、この行政に取り組んでいかなければならないのではないかという時代に来ているということだと思うんです。ここにタブレットも書きましたけれども、つい最近、勉強会に行ったら、スマートスピーカー、若い事務方の方々は分かると思うんですけれども、スマートスピーカーを利用して、非常に国の補助事業を使って、9割だか、そんな自治体がありますね、どこかに。そういうのを勉強してきました。国の補助、デジタル田園構想かな、その補助を使って、スマートスピーカーというのを使っているみたいです。何かタブレットにしたって、何だっって、みんなデジタルなんですよ。

このタブレットにしたらということの根拠は、SIMカードを入れれば、インターネットだけ、通話だけとか、今選べると思うんですよ。選べますよね、インターネットだけ。インターネットを利用していけば、どこの山だっって大体つながるんじゃないんですか。それで文面で情報が来るんです。そういうものもいかなものかなというところのもので、LINEなんかはしかり、65歳以下ぐらいにLINEを取って、これを有効活用すればいいんじゃないかなと。

そういうことからと、4番の防災無線。防災無線に町民が耳を傾けるのが日常になったみたいな生活をすれば、文化豊かになるのかなと思うんですよ。というのは、ミサイルがばんばん飛んできたりしてね、Jアラートとかどうだこうだと、たまに練習しているみたいですが、そうじゃなくて、年中防災無線から流れていると。夕方の5時で、最上川舟唄だったら舟唄でいいんでしょうけれども、やっぱり逆転発想していく考えを持たないと駄目かなと思うんですけれども。これの曲が流れない、これはスピーカーに似合わないのであれば、似合うようにつくってあげればいいかもしれないし、なぜかなと思うのは、ふるさとCM、私も広報委員なんかさせていただいていたんで、すごいなとは思っていたんですけども、最近、温泉に行くと、この左、左とかというのを聞くぐらいで、あと聞くところないんですよ。前はあそこの交流ステーションにありましたよね、売店があったときに、そこに流れていましたけれども。

それ以前にこの町の若手職員の皆さんが、非常にふるさとCMの優秀賞なり何なりを取っ

て、作曲者がずっと10年ぐらい一緒なんです。歌を歌う人が3年ぐらい前からいろいろ替わったりしている中で、このメロディーはちょこっとしかないみたいですが、聞く人が、例えば昼の3時ぐらいにちょこっと流すとか、コロナウイルスの何か情報を出しますよね。ああいう形で3時になったら、「左じゃない」が今日流れてとか、明日は「十八才のうた」とか、こういうふうにして、その後、山岳歌だの、何だのって、次々。そうすると今日、何流れてくっぺなとか思うかもしれません。それに対する防災意識の高さが出てくるのではないのかなということで、言っているだけです。

そのあたりを考えていただきたいと思いますが、全部デジタルに排除するとかということではなくて、デジタルの持つものが非常にいいんですね。だからそのあたりで考えをどんどん、できなかつたらできるようにしていったらどうか。でないとか何かいろいろなアイデアを持って質問をさせていただいたりしているんですけれども、うーんと思ったりもしたりするので、耳を傾けていただければと思いますけれども、そこあたりをもう一度、町長にお聞きしたいです。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 最後のほうに、耳を傾けて、そして一般質問でもいろいろなアイデアを出しながらこれまでもやってきているというお話がありましたが、随分、来年度の予算編成をするに当たっては、様々な機会に、議会も含めていただいた意見を吸い上げた中で、施策を組み立ててきたつもりです。全てが全てできているわけではないというふうには感じておりますが、耳を傾け、よく聴いて、聴くことが上手だと言った政治家もおりましたけれども、聴くことだけでなく、聴いたことをより実現化するために、どう自分の中で解釈し組み立てていくかというふうなことを職員共々やりながら、新年度予算を組んできたものです。ぜひその辺、一歩ずつ確実に進みたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

そして、デジタル化の話であります。当然もうこれは行政にとっても、住民にとっても、切り離せない問題であり、目前に来ている問題なんだというふうに思います。以前はパソコンなんてみんな使えるわけではない。スマートフォンだって、みんな持っているわけではないし、使いこなせるものでもない。特に高齢者の問題はこういった議論がありましたが、もう私たちの世代はじめ、もう少し上の世代も含めて、もうスマートフォンはほぼ自由に使いこなしている。全ての機能ではないでしょうけれども、必要最低限のところは使いこなしている世代がもうほとんどなのではないかというふうに感じております。そうしたものについて、利用していかないことでは、もう時代に正直言って乗り遅れていくというふうなことに

なりますので、どんどんそういったものは進めていくべきだというスタンスで取り組んでいきたいというふうに思います。

夕方のチャイムの話がありました。最初にシステムを組み込んだときに選んで、そのシステムの中に溶け込ませている曲がありますが、さらにこれを加えようとする、新たな編曲代だったり、音源の作成だったり、そういった費用がかかってしまいます。なので、今やり取りをしていて思ったのは、何かそこまでなくても、今のデジタルの技術であれば、パソコンの中でソフトがあれば、チャイムの音源なんかはつくれそうなのではないかというふうなことを、ちょっと感じたんです。ということは自由に職員がそういったものをつくり上げ、それをチャイムの中に入れて込んでやると。そういったことがもうできる世の中なのではないかというふうなことを感じていますので、そうすればその時々に応じた耳触りのいい音楽が流せるのではないかというふうに思います。そういったことも既存のシステムの中での制約はあるでしょうけれども、考えていきたいなと思ったところでございます。

あとは、防災意識の向上というふうなことでは、防災無線の様々な利用というふうなもので進めているんですが、夕方5時のチャイムについては、時刻のお知らせ的なところもあるんですが、実はシステムの確認というふうなことも大きな役割になっています。5時にチャイムが鳴らない屋外スピーカーがあれば、総務課の管理する画面の中で、ここの屋外スピーカーが鳴っていませんよというふうなのが確認できるようになります。そうしたことを積み重ねていく中でシステムを的確に運用していくというふうなことになりますので、その辺のところもいろいろな時間帯や、一日のうちに何回かというふうなこともあるんでしょうけれども、必要最低限の部分にしないと、いつも鳴っているけれども、あまり必要じゃないよね、何の情報なんだろうかという、いわゆる狼少年的なものになってしまわないようにしないとけないという注意点もあると思いますので、あんばい加減を見ながら、そこら辺は対処していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

今、このデジタル時代というのを、私も昨日ちょっとびっくりしたことがあります、うちはデジタルをばんばん取り入れてやっていかなければならないなりわいなんですけれども、びっくりしたことがあります、今町長がおっしゃるように、若手職員の人たちはすごいと思いますよ。私だってその職種をしながらも、今息子がやっているものとは全く、もう想像

できませんから。そういうようなものをどんどん自由に発想させたりして、この防災スピーカーを文化豊かな、何か不安があるようでしたら、お知らせ版でも何でもいいと思うんですけれども、毎日の3時頃、いろいろな曲を流しますということで、防災意識向上のためとかいろいろできると思うんですけれども、それよりいろいろな、職員がつくった歌とか、いろいろなコーラス部会の方たちの歌とか、そういうのをどんどん吸い上げて、文化豊かな町を目指す。これを利用して。そっちのほうの考えにあって、あわよくばでもないけれども、防災意識向上を高めていく。それにつなげていくというのがいいんじゃないかなと思いますので、検討をよろしくお願いします。

続きまして、もう一つの質問に入らせていただきます。温泉施設の運営についてお伺いします。

柳川温泉、テルメ柏陵健康温泉館は言うまでもなく、町内はもとより町外からのお客様にも、泉質が良く大変人気のある施設であります。町も健康増進を目指し、さわやか入浴券等、いろいろな補助事業を展開しております。温泉事業を展開し約30年、時代の変わりとともに、利用客層の変化と新たな利用拡大に向け、健康温泉館石風呂を改修するなど、ますます町民の健康増進のため、また、最大限利用していただくために様々な見直しも進めていくべきと考えます。

先進的な地域の共通点は、地域の社会的問題をビジネスの手法で解決するといった社会起業家のようにあります。計画し、実行して確認、検証、反省、傾向対策を次々と考えていくべきであります。温泉に興味ある人も、ない人も確かですが、各自自治体がこぞって運営している中、我が町の目玉商品のような温泉の魅力発信をますます強化するためのキーワードは、ここの町民の住んでいる方々の町民のためになるかであると考えます。温泉施設、シニアセンターの貸切り風呂についても、利用客の声を聞きながら必要に応じ見直しを図り、利用者の増加につなげていくのも必要ではないかと考えます。

最近では若年層の利用者も増えているようです。いろいろな世代の町民の方々から温泉を利用していただけるよう、これまでの取組のほか、定期的に利用客層増加につながるキャンペーンを行っていくことがより重要になってきます。温泉にかかわらず、世の中の経済も大変厳しいところであり、温泉経営もコロナ禍にあって非常に厳しく、知恵を出していく必要があります。多くの価値観が変容し多様性の時代にある中、若い世代からも共感を得られるような改革の必要性があります。

また、「ちょうどいい幸せ感じるまち」の未来像として、小規模性の利点は、役場や議会

等の政策決定機能や地域運営機能と町民の暮らしの場の圧倒的な近さであり、町長も町民にとって同じ町に暮らす身近な存在であります。ただいま申し上げた提案等も踏まえ、温泉施設の運営について、町長の考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 菊地議員の二つ目の温泉施設の運営について、お答えをしたいと思います。

まず、菊地議員からは、毎日温泉のほうを利用していただいているようでありまして、大変心から感謝を申し上げたいというふうに思いますし、菊地議員とお話をする中では、入浴という目的のほかにも、やはり人と人とのコミュニケーションを図る上で、温泉施設というのは人の癒やしになっているのではないかと感じながら、温泉の利用等についてお話を聞いているところであります。

町の温泉施設である健康温泉館、そして柳川温泉は、町民の健康増進の面からも、そして町外からの観光誘客の面からも、町として非常に重要な施設であると考えています。昨年度以降、新型コロナウイルスの影響により、これらの温泉施設は利用者数が減少しており、その運営については厳しい状況にあるところです。そのため、来年度に行うこととしております健康温泉館の石風呂の改築、これは利用者の回復に向けた大きな契機になるであろうと期待しているところであります。ほかにも、利用拡大に向けた取組を積極的に展開し、温泉施設の運営の安定化に努める必要があると考えております。

まず、町民の利用増加に向けては、若い世代や子育てファミリー層には、まだまだ利用拡大の余地があるのではないかと考えております。そのため、町が温泉の利用料金の3分の1を助成するさわやか健康づくり推進事業について、今年度、令和3年度から対象年齢を40歳以上から30歳以上へと引き下げたところであり、ほかにも小さいお子さんと一緒にご来館いただけるような取組について、検討を進めてまいりたいと考えています。

また、町外からいらっしゃる観光誘客の拡大も重要であります。来年度予算では、ポストコロナを見据えた取組として、大手旅行会社さんと連携をして、温泉だけではなく、町の豊かな食や自然体験などを一緒に楽しんでもらう旅行の商品を開発し、売り込みを行うことで、県外、首都圏などからの誘客の拡大を図りたいと思います。加えて、仙台圏や県内向けには、町の観光物産協会と連携しながら、新聞・雑誌からインターネットまでの幅広い媒体を活用し、温泉をはじめとする町の魅力を発信するプロモーションを展開していきたいと考えてい

ます。

ほかにも、健康温泉館については、来年度の石風呂改築に合わせて、売店の面積を今の面積の倍以上に拡大する方向で設計を進めているところであり、売上げの増加に向けた新たな取組も積極的に進めていきたいと、こういったことを大江町産業振興公社に対して促してまいりたいと、そう考えております。

町が設置しています温泉施設は、公共施設として町民の癒やしや健康づくりといった公共性、公益性、福祉性を確保し、町民のためになるサービスが受けられる施設として運営していかねばなりません。

また、町外からの誘客を進め、町のシンボリックな観光資源としての位置づけを高めて、町内の経済的な面における貢献を図ることも必要だと思います。

料金や経費に見合ったサービスが提供できているのか。利用している方々の満足度は満たしているのか。また、来たい。または毎日来たいと思っていただいているだろうか。施設や設備の環境に不足はないのだろうか、などなど日々点検、検証、改善を行いながら、利用者をはじめ、町民の方々の声を大切にし、お客様あつての温泉施設であることを忘れずに運営をしていかねばなりません。

新型コロナウイルスの影響が長引く中ではありますが、ただいま申し上げたような利用者数の回復、売上げの増加に向けた取組を一つ一つ積み重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

令和4年度で完成ということによろしいんですね。令和4年度で完成ですか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 健康温泉館の石風呂のことですよ。

○2番（菊地邦弘君） はい。

○町長（松田清隆君） 令和4年度中に完成したいというふうなことで、今設計のほうを進めているんですけども、休業期間中の関係などもありますので、その辺のところはまだ、しっかりと年度内に完了できるかどうかというのは、ちょっと未定でありますけれども、できるだけ年度内に完成をして、供用開始をしなければ、営業の数字に影響が出てくるというふうなことがあります。ちょっと工事のスケジュールの関係で一部繰越しをしながらというふうなことも、頭の中には入れている現状であります。

○議長（菊地勝秀君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 分かりました。

1年ちょっと先ぐらいのことになるかもしれないというか、それは作業状況でしょうけれども、とするとコロナ禍があと1年ぐらいは続くと思うので、タイミングいいんですね、これはね。タイミングがいいところにばんとオープンしてやっていくという中で、町長はタイミング、結構いいですね。PCR検査とか、と思います。タイミングが。タイミングがあるというふうにさっきおっしゃっていましたが、あるんですよ、これ。商売する以上で。どういふときに何かをしていくとか、何かをすとかいうのはあると思いますので、1年後いろいろやっていくにもいい時期かなと思う中で、ちょっと整理しますと、先ほどおっしゃったように、福祉のため、商売だけじゃないよ、福祉のため。町の施設としてということの中からいけば、先ほど30歳からと言っていましたけれども、若い人もばんばん入る時代なので、さわやか券は二十歳から、二十歳からさわやか券を該当させるとか、町の施設ですから、町民のためになるかということですから、とか、回数券は町外の方には、回数券は半年券はどのように取り組んでいくとか、あとシニアセンターの福祉関係にすれば、午前中は福祉関係でお風呂を使っており、午後からは貸切り風呂というふうなことで、開放しているのであれば、福祉関係もいろいろ考えたりすれば、母子手帳を持っている妊婦さんには無料で入らせてあげて、予約を優先するとか、様々出てくると思うんですけども、様々な取組が考えられると思うんですけども、30年もたって、今、時代が変わっていますよ、絶対。今の時代に合ったような取組をしながら、変えていかなければならないと思うんです。

その変えるには何をしたらいいかと言うと、働いている人たちと、その上にいる人たちが情報を共有して、物事に当たらなければ解決にならないと思います。物事を共有をして、何をどういふふうにしていかなければならないんだというところをきちんと見据えていけば、働く人たちも給料が少し上がったりとか、豊かな生活になるかもしれないですし、働きがいがあるかもしれないですし、毎日朝行っていますと、非常に仕事の量が多いみたいですね。消毒なんかすることないのが今はやったりしなきゃならないし、いろいろなことで今までにない職員の方々の苦労はあると思います。339件、去年度、前年度倒産件数が出ていましたけれども、やはり厳しいと思いますよ。厳しいと思います。もう赤字でずっとやっていけば潰れちゃうんですから、給料なんかもらえないんですから。でも頑張って、そこは理解をいただきながらということであれば、いろいろな改革はしなければならぬ。目に見えてくる改革をしていかなければ、温泉経営はどうなっていくんだろうかなというところで考えてい

けば、値段設定をどうする、キャンペーンをどうするとか、いろいろ出てくると思うんです。売り方をどうするとか。やはり少しでも、一つぱっと思うのが、午後1時からのシニアセンターの貸切り風呂、1人、入って700円。3人で入っても700円。ということは、1人が1時間占領したら、700円で済むんですね。これはいいなと思いますよ、私。ただ、私は1時間も入れないので無理ですけども、1人は1,500円にするとか、2人以上であれば、700円とか、いろいろ出てくると思う。そのちょっとしたところの考え方をきちんとしていくと、少しでもお金を頂けるじゃないですか。お金を。頂くところからきちんと頂くべきと考えるんですけども、そのあたりはそちらの中でいろいろ検討していただいて、やっていただければいいと思いますけれども、とにかくお客様に楽しんで帰っていただくにはどうしたらいいかということが一つのキーワード。

二つ目が一番最初は町民のためになっているかとか、いろいろ出てくると思うんですけども、やっぱりこれだけの施設をオープンするのであれば、そのオープン時に非常に大江町の町民に対して、いろいろなPRをしながら、騒がすことだかなと思います。オープンする日に当たって、全世帯に入浴券を2枚、オープン記念、入りに来てけらっしゃい、見てけらっしゃいと。新しくした温泉を見てけらっしゃい。その温泉券2枚をお知らせ版で配布してもらおうと。全戸に行くんじゃないですか。そういうふうな考えとか、あと町民施行日に200円にしたりとか、いろいろ出てくると思いますけれども、それは担当、担当のところいろいろ考えていただいて、キャンペーンをうまくぶちながら、損して得を取れというところも考えて、併せていかなければ、福祉だけでは成り立たないわけですので、商売もありますので、そのあたりを十分に検討していただいて、すばらしい温泉、ここの温泉は泉質がすごいですね。腕がいいんですよ、ここの温泉。あそこは腕がいいからうまいんだというのと同じで、ここの温泉は腕がいいんです、すごい気持ちいいというか。毎日来る人たちは、毎日のルーチンでもって、そこに行くわけであって、魔法なんですね、温泉というのは。入ってしまうと湯圧が来るというか。なもので、そのあたりをいろいろ含みながら、経営もしていかなきゃならないですし、どんどん町民に対して、お客さんに対してアピールしていかなければならないところもありますし、キャンペーンもぶっしていかなければなりませんし、働く職員の方が豊かな生活になるのはどういうふうにしていったらいいかとか、いろいろあると思いますので、様々なことがあると思いますけれども、応援していますので、ぜひ頑張って、このタイミングのいい時期だと思いますので、コロナの状況にもよるとは思いますけれども、進めていただきたいと思い、終わらせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで、菊地邦弘君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 藤野 広 美 君

○議長（菊地勝秀君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野広美です。

100周年の夏まつり灯ろう流し花火大会は町民参加型でという質問をさせていただきます。今年で100周年を迎える夏まつり灯ろう流し花火大会が、町民参加型で記憶にも心にも残る事業ができないかという思いで質問をさせていただきます。

ホームページの水郷大江夏まつり山形県には、本町の花火大会の歴史が、次のように紹介されております。

「米沢から酒田までの最上川舟運において、左沢はその中継地点でした。この地から下流は船体が大きなヒラタ船、上流は小さな小鵜飼船となるため、必ず荷物の積み下ろしが行われ、町は繁栄したのです。左沢は舟の道であるとともに、魚とり、水泳ぎの場所でもあったため、舟や水難の事故も起きました。地元の人が身内の水難者の霊を慰めようと、大正8年からお盆の時期に灯ろうを流したのがきっかけで、左沢の灯ろう流しが始まったと言われています。その後、花火大会も合わせて行われるようになりましたが、山形県内では最も古い花火大会と伝えられています」と掲載されております。

さらに、大江町や観光物産協会のホームページにも、大江町の命名の由来や歴史・文化について掲載されていますので、一部を抜粋してみました。

大江町は昭和34年8月20日に、左沢町と漆川村が合併して誕生し、最上川が山里の多くの川や沢の水流を集め、この地に至って大きく屈曲し、初めて大江、大きな川の景観を見せることから、最上川のように町に幾久しい悠久の発展を願って、当時の安孫子藤吉山形県知事により命名されたということ。

また、最上川の流れに乗って、酒田からは京の雅な文化が運ばれ、山車やおひな様に代表される多くの舟運文化が花開きました。全盛期時代には市が立ち、人々が集い、商業の町として大いににぎわいました。現在、町内の原町通りには往時の繁栄をしのばせる蔵屋敷等が残されていて、この景観が平成25年3月27日に、最上川の流通・往来及び左沢町場の景観として、山形県内で初となる国の重要文化的景観に選定されたということ。

これら最上川に関わる歴史の数々は、他町にはないものとして町民の方々の誇りにもなっているものと思います。

100周年を迎える夏まつり大会に向けては、さきの12月定例会でも質問があったかと思えます。その際に町長は、100というキーワードで100を強調して、様々な団体やグループがどう参加してもらえるかということが大事になってくるのではないかと質問された議員に答弁されたように記憶しております。

私は、コロナ感染拡大のことを考えないでイベントができるのであれば、小学生から高齢者までを募って、100という数字や花火を形どり、ドローンで撮影など、大勢の町民の方とともにお祝いしたいと考えておりました。しかし、コロナ感染拡大の心配もあり、多くの町民の方が集まるといったイベントは難しいのではないかと感じております。

また、町長は、実行委員会を開催して、決定していきませんが、記憶にも記録にも残り、後世に伝えていく大会にしなければならないと決意しております。伝統行事を絶やさない、みんなで創り上げていく歴史ある県内最古の花火大会100周年にしたいと考えておりますとも答弁されております。夏まつり灯ろう流し花火大会100周年をみんなで祝いたいという気持ちは、町長と同じように、町民の方々も思っているようです。

そのような思いを受け止め、町民の方々がどのような関わり方ができて、みんなで祝えるかを、数人の町民の方に聞いてみましたので、述べさせていただきます。

①先ほどのような大江町の歴史を、小学生や中学生に、歴史に詳しい方に話をさせていただき知ってもらう講演会を開催しては。

②「花火」という文字を、小学生が習字で書いて展示する。

③小学生や中学生が灯ろう作りの体験をして、灯ろう流しを再現する。

④社会福祉協議会主催のみんなの茶の間や地区で開催する行事に参加してくれる方々に、大きな紙に花火や100の文字を部分的な小分けにしてちぎり絵をしてもらい、持ち回りで完成させる。同様に、保育園児・小中学生・高校生もやってみる。

⑤パクパクーポン券の第2弾として、町内どこの店舗でも使える券の発行。

⑥花火大会当日、ドローンでの上空からのライブ発信。

ここまでは大人の方の思いであります。

次に、小学生の思いも聞いてみました。

①100周年の記念となるような気球を上げる。

②飛行機に乗って、上空から花火を見たい。

③町民一同の花火をたくさん見たい。

④漫画に出てくる人間君やスーパーマリオ・すみっこぐらしの花火が見たい。

⑤音楽とシンクロする花火のミュージック花火が見たい。

このように、予算にとらわれない子どもらしい発想は、夢があって面白いなと思いました。実行委員会で検討している内容や、今挙げた中から採用になる事業があれば、写真に収め、記念誌の1ページを飾るというのもよいのではと思います。

このような町民参加型の事業が実行されたときに、人づくり・まちづくりの一体感がさらに深まる大会になるのではないかと私は思いますが、町長の考えをお伺いします。

これで壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 藤野議員のご質問にお答えいたします。

来年度の水郷大江夏まつり灯ろう流し花火大会が、100周年を迎える記念大会となることは、皆様ご承知のとおりでございます。12月定例会の際に答弁したとおり、記憶にも記録にも残り、後世に伝えていく大会、こうしたことにするため、先般開催した夏まつり大会実行委員会の中で、100周年に向け、趣向を凝らした記念大会にふさわしい様々な企画を提案し、現在、準備を進めているところであります。

後世に伝え残すには、やはり町内の小中学生がいかにかこの町の花火大会を誇りに思い、守っていきたいと感じてもらうことが重要と捉えております。自らが参加したと実感できるような事業として、詳細はこれからの検討にはなりますが、町内の小中学校や地元の左沢高校に協力を依頼し、花火をモチーフとした企画を行えばと、こういったことを考えておりま

す。また、大江町の花火大会などをテーマにした子ども向けの大江検定を実施し、町の歴史と100周年となる花火大会の成り立ちを学ぶきっかけにしてもらうこともいいのではないかと今検討をしております。

小学生の思いにもありました「飛行機に乗って空から花火を見てみたい」、小学生に限らず、大人もそんな夢があるのではないのでしょうか。これと似たような事業を、平成11年度に町誕生40周年記念夏まつり大会の関連イベントとして、大江町上空をヘリコプターにて遊覧飛行する企画を実施した経緯がございます。このたびは、夜間飛行が可能かどうかの課題はありますが、同様の取組ができれば、新たな思い出に残る事業となるのではないかと、実行委員会に提案をしており、これもまた実現に向けて様々協議をしているところであります。

そのほかにも、最上川を彩る灯ろうもキーワードに考えられますし、重要文化的景観に選定された大江町にとって、旧最上橋への演出も重要かと思っております。旧最上橋は、最上川舟運、それこそ花火大会とは切っても切れない重要な構成要素であり、例えばプロジェクションマッピングなどで、100周年にふさわしい演出をできないものか、こんなことも魅力的な企画ではないかと思っております。

いずれにしましても、新たな取組を行うには運営資金の確保が必須であり、コロナ禍で例年どおりに寄附を募ることが難しい状況の中で、伝統行事をどう絶やさないようにしていくか、運営資金確保の一つの方法として、ふるさと納税型クラウドファンディング事業を活用した資金確保の手続も今進めているところであります。

もう一つ忘れてならないのは、大江町の夏まつりは、最上川の水難者の供養から始まっており、今もその思いはずっと引き継いでいるということです。単に花火大会というイベントとしてだけの灯ろう流しや花火の打ち上げではなく、ご先祖様の供養を含めた意味深いものを持ち、先人の意思を大切にしたものとしなければならぬと思います。県内最古の歴史ある水郷大江夏まつり灯ろう流し花火大会を100年、200年と継続し、後世に受け継いでいく必要があることから、町民参加型の新たな事業をさらに検討し、実施できればと考えております。

町の一大イベントであり、最大の観光資源である花火大会は、地域に経済的な効果をもたらすだけでなく、私たちに自信と誇りを醸成し、魅力ある町・地域づくりにつながっていきます。人づくり、まちづくりという観点からも、今後も関係する機関と連携しながら、より思い出に残り、町民が一体となる記念大会となるよう、取り組んでいきます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

ただいま、今の進捗状況ということで、小中学生の参加、高校生の参加、花火をモチーフにしているいろいろ考えているという答弁や、子ども向けの検定など、あとできればですけども、夜間飛行をできればということなども考えているというふうな答弁をいただきました。そういう中で、毎年、区長さんや地区の交通安全協会役員の方々から、花火を楽しむこともせずに、会場や周辺の見回りをしていただいて、事故もなく100周年を迎えることができるのだと思っております。

町民の方々が関わって、100周年の夏まつり灯ろう流し花火大会を成功させ、みんなでお祝いしたいという思いは私も一緒です。後世に伝えていきたいという町長の具体的な構想が、今のところあるのであれば、お聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 後世に伝えていく様々なことがあると思います。私が一番大切にしたいのは、この花火大会が大江町に100年続いてきたという事実を、町民が誇りに思い、そしてこれからも大切にしていかなければならない財産だというふうなことを再認識して、進めていく。この後、50年、100年つなげていくという気持ちを持っていただく、これが100周年の大きな目的だというふうに思います。

一つ一つの事業が、それぞれ重みを持って進めていくわけですけども、今申し上げたような気持ちをつないでいく。そうしたことを町民一丸となってやっていく必要があるのではないかと考えているところです。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 100周年続いてきたこと、そしてこれから150年、200年と続いていくこと。この気持ちをつないでいくことが100周年の思いだと、大事なことだというふうに答弁をいただいたと思います。そういう思いを、町長、実行委員会の方々、そして町民の皆さんと一緒に協力をして、記憶にも、記録にも残る夏まつり灯ろう流し花火大会100周年を、ぜひ成功させましょう。

これで一つ目の質問を終わらせていただきます。

次に二つ目の道の駅おおえの基本設計業者決定の経過はという質問をさせていただきます。

この質問を提出させていただいた後に、全員協議会が開催され、道の駅おおえ再整備基本設計について、町長より経過報告がありました。町民の方より、道の駅おおえ再整備基本設計の経過について、質問をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

さきの令和3年11月の全員協議会において、町長より、道の駅おおえの再整備に伴う管理者選定と基本設計をプロポーザル方式で発注したと説明がありました。

1月の業界新聞には、道の駅おおえの再整備に伴う基本設計を、指名型プロポーザル方式で実施した結果、羽田設計事務所を選定し、このほど同社と契約を締結したと掲載されているようですが、同社と契約に至るまでの経過をお伺いします。

①基本設計は、何社を指名したのか。加えて全社から作品の提出があったのでしょうか。

②指名通知から作品提出までの設計期間をお伺いします。

③12月末に、株式会社羽田設計事務所を選定したということだと思いますが、審査に携わった方はどのような関係の方々でしょうか。また、株式会社羽田設計事務所決定に至ったポイントはどういうところがあったのかをお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは2番目の道の駅おおえの基本設計事業者の決定の経過につきましての藤野議員のご質問にお答えいたします。

この件に関しては、今ありましたとおり、2月21日開催の大江町議会全員協議会の中でもご協議をいただいておりますので、質問に対して簡潔に述べさせていただきたいと思います。

町では、道の駅おおえ再整備の基本設計業務の委託候補者の選定に関し、企画提案の選定を行うプロポーザルを実施しております。

一つ目の質問につきましては、町から5社を指名し、3社からの参加申込みがあったところです。

二つ目の質問ですが、指名通知から提出までは約1か月の期間を設けてございます。プロポーザルの実施について、令和3年11月12日に通知し、技術提案書も含めた参加申込書一式の提出締め切りを同年12月10日といたしました。

三つ目の質問につきましては、町職員と民間の委員から成る道の駅おおえ再整備基本設計選定委員会を設置し、選定委員会を開催したところであります。

事業所のこれまでの類似施設等の設計実績、有資格者等による業務実施体制に加えて、意匠・空間や環境への配慮、コスト縮減などの技術提案を総合的に勘案し、株式会社羽田設計事務所を選定しております。

町民にとって、よりよい道の駅と、テルメ柏陵エリア全体の魅力向上に向けて、整備を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 5社を指名し、3社から参加申込みがあったと答弁をいただきましたが、通常、プロポーザル方式に指名通知を受け、作品を提出しないということは余り考えられないと思うのですが、残りの2社からはプロポーザル方式に参加しないという理由はあったのでしょうか。

また、町職員及び民間委員から成る再整備基本設計選定委員会を設置し、選定委員会を開催して選定したと答弁をいただきましたが、土木・建築等の専門の方の意見はあったのでしょうか。お伺いします。

加えて、基本設計発注時に、総事業費の試算を計上していると思われるのですが、国・県からの補助金のめどというのはある程度立っての発注と考えるのですが、補助金の割合等についてもお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 2社の不参加の理由については、求めておりません。なのでこちらのほうでは承知していないというふうなことであります。

それから2点目。選定委員に専門家の方がいたのかどうか。選定委員の方の役職も含めて、これは非公表とすべきものという取扱いでございますので、先ほど申し上げた町職員、民間の委員の方というふうなことでご理解いただきたいと思えます。

それから補助金のめどや割合等についてというふうなことです。もちろん補助金はその年度年度のものでありますので、こちらのほうで、今の現時点でこの補助金についてめどが立っているというようなことは、まだ申し上げられる段階ではありません。今後予定している事業の補助の導入に向けて、様々な計画を立てながら、国・県のほうとやっていくというふうなことを考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 令和3年11月12日に通知して、同年12月10日を締め切りにしたと答弁をいただいたと思いますけれども、期間、約1か月、正式に言うと、数えると28日間という短期間になるかと思えます。作品の提出にはかなりのエネルギーも、日数も必要になるのではないかと予想します。指名通知から締め切りまで約1か月という期間は、日程的には無理がなかったのかということは考えられないでしょうか。お伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 日程の設定については、妥当な期間を当初から設定をし、お願いをし

ているというふうなことで、対応していただいた方も3社おったというふうなことでありますので、想定としては十分だったのではないかというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 日程的には妥当だと思っているということと、補助金の確定はまだ、そこまで言える段階ではないというふうに答弁をいただきましたので、そのように理解したいと思います。

これで二つ目の質問を終わらせていただきます。

最後に、町独自のPCR検査無料体制について、という質問をさせていただきます。

大江町では、ホームページで新型コロナウイルス検査（PCR検査等）の費用助成の上限額をなくし、令和4年1月12日以降に受けた検査費用の全額を助成します。償還払いとなりますので、一旦医療機関で検査費用の金額をお支払いいただき、その後、領収書等をお持ちの上、役場に申請いただくことで、後日検査費用を銀行口座等の振込先に払い戻しいたしますと、掲載されております。

先日、町内の方から連絡をいただいたので、内容を述べさせていただきます。

不安があるので、子どもにPCR検査を受けさせたいと思い、町内の医療機関に行って検査のお願いをしたら、2万8,500円の費用を一旦支払いをしていただくことになるという話だったそうです。ホームページ掲載の内容を把握していなくて、最初から無料になると思っていたのでびっくりしたということでした。

その方はひとり親世帯で子育てをされていて、この金額を支払うのはとても無理だという思いで、不安な気持ちで帰ったそうです。最初から無料で検査できるところはないかと探してみても、寒河江市のある薬局で検査をしてもらうことができ、陰性の診断で安心したということでした。

町独自のPCR検査無料体制はすぐの対応ですばらしい事業と思いますが、先ほどのような方もいるということ、どのように考えているかをお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは三つめのPCR検査の無料体制について、お答えを申し上げます。

今の一般質問の提出時とこのことに関する町の対応については、時間的なずれがあるようです。結論から申し上げます、2月17日から、町内医療機関では窓口での負担なしで行えるようにしております。少し経過も含めてお話をさせていただきます。

新型コロナウイルス検査費用の助成につきましては、当初は、町民の皆様を対象に検査の自費費用に対して、65歳以上の方は3万円を限度に、65歳未満の方は2万5,000円を限度に助成を行っておりました。年明けからの国内における新たなオミクロン株の発生により、全国的な感染が急拡大したため、町民の皆様の不安を早急に払拭したいとの考えから、既にご案内のとおり、1月12日より負担の上限を撤廃し、全額助成を実施しているところです。

今回の無償化に当たっては、何よりも早急に対応する必要があったため、緊急的な予算措置であったこと、及び検査機関として、町内外、県外を問わず全ての医療機関を対象としたことから、検査費用については、一旦町民の皆様の医療機関での窓口払いとし、領収書を確認後、町から全額助成する方法を取らせていただきました。

しかしながら、新型コロナウイルスの検査費用は3万円前後と高額であり、一時的とはいえ、窓口払いは町民の皆様にとってかなりの経済的負担になると進めながら感じてきたところです。そのため町内の医療機関と協議し、新型コロナウイルス検査についての業務委託契約を締結することにより、町内医療機関では窓口払いなしの完全無償化を2月17日から実施いたしました。なお、町外、県外の全ての医療機関については、町単独で業務委託契約を締結し窓口払いにすることは困難であることから、一旦、これまでどおり医療機関の窓口で費用をお支払いいただき、後日、町から全額助成となりますことをご理解いただきたいと思います。

また、県での支援策もございますので、そちらのほうと併用しながらうまく活用いただければと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだに収束の兆しが見えませんが、町といたしましても、今後もワクチンの3回接種を推進するとともに、検査費用の無償化を図りながら、町民の皆様の不安の解消に対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

新型コロナウイルス検査費用の無償化に当たっては、何よりも早急に対応する必要があったことと、検査機関として町内外を問わず、全ての医療機関を対象としたため、町民の皆様の窓口負担が生じましたが、経済的負担を考慮し、町内の医療機関については窓口負担なしの完全無償化を実施いたしましたという内容で、答弁をいただきました。

2月末に配布されたお知らせにも、大江町あかぎクリニックでは、令和4年2月17日より、

医療機関での窓口負担なしで検査が受けられるようになりました。白田医院では、3月中に医療機関での窓口負担なしで検査が受けられるように、ただいま準備中でしたとありましたので、町民の皆さんも目を通してと思います。

コロナ感染がまだ心配される毎日ですので、この対応は子育て世代に優しい事業となるものと思います。また、町民の方も安心して、検査が受けられるようになるものと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、藤野広美さんの一般質問を終わります。

1時50分まで休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時50分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 宇津江 雅 人 君

○議長（菊地勝秀君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番、宇津江です。本日の一般質問、最後になりますが、また少し長くなるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

それでは、1問目はこの壇上からで、2問目につきましては質問席から質問をさせていただきます。

1問目につきましてです。TEC-FORCE等の活用についてであります。

昨年12月16日に、このTEC-FORCE等につきまして、村山地方町村議会議長会主催の研修会が、西川町の交流センターあいべを会場に開催されました。講師は、国交省東北地方整備局災害対策マネジメント室の専門官が講話され、引き続き、一般社団法人東北地域づ

くり協会の技術アドバイザーから、災害復旧技術専門家派遣制度につきまして講話をされました。

このTEC-FORCEにつきましては余り聞き慣れない言葉ですが、日本語では緊急災害対策派遣隊といいます。この制度は平成20年4月に国交省に創設され、大規模な自然災害に際して被害状況の迅速な把握や被災地方自治体の支援を行い、被災地の早期復旧に向けた技術的な指導を迅速に取り組むことを目的としております。

隊員は、全国8か所の地方整備局等の職員を中心に、約1万4,950名が指名されており、被害の規模に応じて全国から被災地に出動しており、東北地方整備局の隊員は1,510名が指名されております。また、災害復旧技術専門家派遣制度——これにつきましては国交省の防災担当に勤務された課長クラス及び事務所長、こういった経験者のOBで構成されております——につきましては、主に大規模災害に満たない各市町村単位での対応が必要とされる災害を対象としております。

感想としまして、このような重要な活動の存在があったことを再認識しており、危機管理上において、地方自治体はその制度なり、活動の現状を知っておくべきと痛感しております。

具体的に、TEC-FORCEの活動事例としましては、スケールが違いますが、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪北部地震や、同年7月の中部地方を襲った集中豪雨などによる大規模な災害に当たっておりますが、身近な県内の例としましては、令和2年7月の集中豪雨災害で、西川町の公共土木施設等の被害調査を8月1日から7日までの約1週間、延べ人数73人が活動に当たりました。そして、短期間にもかかわらず、迅速に被害調査結果を町長に報告しております。

内容は、河川関係3か所、道路関係54か所、計57か所であります。このことを踏まえ、当町を考えますと、災害の歴史は古く、昭和42年の羽越災害をはじめ、最近では令和2年7月の集中豪雨災害等があり、何回となく最上川百目木地区の被災、月布川川口橋観測所付近の被災、月布川の氾濫、県道町道林道等の被災が発生してきました。そして、ようやく関係各位の努力により、昨年12月に国交省から念願の百目木地区治水対策の検討や、11月には県から、月布川川口橋観測所付近の整備について資料が提出されたことは、ご承知のとおりであります。

再び大規模相当の被害が、町に来襲が予測されれば、担当の職員はさることながら、町全体で夜も眠れず、戦々恐々の心境に陥られます。現実となれば、担当職員や消防団員等は我が身の危険を顧みず、町内くまなく被災箇所の調査に当たり、対策本部への報告等で疲労

こんぱいの中、活動をされています。そのような中、職員は災害規模の状況に応じてTEC-FORCE、緊急災害対策派遣隊や、災害復旧技術専門家派遣制度の存在があることを認識し、派遣要請を腹案として考えておくことも重要であると考えます。

災害の規模を考慮し、ちゅうちょすることなく派遣要請を行い、早急な復旧と再発防止へ向け、各種専門的な助言を受けることは危機管理上、町民の生活及び生命等を守ることにつながると確信しております。ご所見をお伺います。

また、安全安心なまちづくり技術支援事業として、災害復旧制度に精通した技術アドバイザーから指導・助言を得るために、東北地域づくり協会との災害協定締結を前向きに考えることについて、町長のご所見をお伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは宇津江議員のご質問にお答えいたします。

豪雨災害が度々発生し、毎年のように多額の災害復旧予算を計上している大江町などにとっては、技術系職員が不足していることも含めて、国土交通省の緊急災害対策派遣隊、TEC-FORCEは非常に興味深く、有益な制度であると考えております。

TEC-FORCEは、大規模な自然災害が発生した場合に、国土交通省の職員が被災地に出向き、河川・砂防・道路など各分野で培った調査計画や設計業務などの専門技術力を生かし、応急復旧するための被災状況調査や技術的助言、応急的な対策工事、こういったことをアドバイスいただくというふうなことになっております。

具体的には、東日本大震災や本町を含む東北地方、北関東地方で被害があった令和元年10月の東日本台風など、広い範囲で甚大な被害があった際に、自治体からの支援要請に基づき派遣されているものようであります。

ご質問にあるように、西川町においても、令和2年7月豪雨の際にこの制度を活用しておりますが、公共災害復旧事業の条件に満たない町道の小規模な路肩崩壊箇所などが数多くあり、この派遣制度が非常に効果的であったのではという話を聞いております。

なお、被災規模が比較的小規模で、市町村単位での対応となる場合には、TEC-FORCEと併せて災害復旧技術専門家派遣制度、そして技術アドバイザー制度という同様の制度があり、このうち技術アドバイザー制度は、県内では西川町のほか、新庄市、鶴岡市、長井市が協定を締結済みとなっております。西川町の例では、技術アドバイザー制度の協定を平

成29年度に締結しており、平成30年度には派遣を受け入れた実績もあったようです。今回のTEC-FORCEの活用も、このような経過の中でスムーズだったのではないかと思います。

大江町も自然条件や役場の職員体制など、取り巻く環境は西川町とほぼ同様ではないかと思えます。これらの制度を有効利用できる条件下にあるものと考えますので、現在見直しを進めている地域防災計画の中で緊急災害対策派遣隊に関する記述を新たに加え、検討を始めることとしたいと思えます。

なお、技術系職員が不足しているのは、地方自治体共通の課題であります。特に町村など小規模自治体はその傾向が顕著で、一定規模以上の測量設計業務などは、ほぼ業者に委託しているのが実態であります。

災害発生時には、できる限り早い段階で的確な被災情報等を収集・把握し、被害を最小限に食い止めるための応急対策活動が重要になってきますが、この過程においてTEC-FORCEの活動が加わることになれば、大江町にとっても大きな力になることは期待ができます。TEC-FORCEは災害対策の専門家集団であり、本町の手薄な技術職業業務を補完することが可能な選択肢となります。ぜひ、検討を進めていきたいと思えます。

さて、令和2年7月豪雨災害を振り返ってみますと、災害発生箇所があまりにも多く、現場の状況確認や被災者からの問合せ、そして様々な相談、これらの対応が満足にできず、非常に苦慮したことを思い出します。TEC-FORCEなどの応援をお願いするためには、現場を的確に把握した中で受入れ体制の構築など、町側の課題もありますので、平常時から準備を整えておかなければならないと思えます。

先般、災害廃棄物処理に関する3者協定を締結させていただきました。有事の際に備え外部の団体・民間事業者との協力をいただく担保を得ることは、町にとって非常に意義深いものがあります。こうしたことを踏まえ、地域防災計画への位置づけだけでなく、実効性のあるものとなるよう、制度の調査研究を進めていきますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ここからは一つ一つ、端的に分かりやすく質問をさせていただきたいと思えます。

まず、令和2年7月の豪雨で、西川町さんのほうでは前々からそういう情報というか、つながりが、TEC-FORCE、技術アドバイザーの方とちょっとした知り合いというか、そういうのがあったとは聞いていますが、このときの災害は、西川町の災害の件数も、大江

町の災害件数もそんなに変わらないと、件数は、と私はちょっと認識しているんですが、それで担当課のほうにいろいろお聞きしまして、そのときの状況を鑑みて、TEC-FORCEを要請するまでにはちょっと考えていなかったと、できると思ったというような返事でした。

それで私は、TEC-FORCEを要請する、いわゆる基準というか、段階というか、どの程度の規模で、町長のほうから、また担当課長のほうから要請されるというようなことになろうかと思うんです。このくらいだったら大丈夫だとか、このくらい、いや、やっぱり無理だとか、その辺のところ、基準というものの考え方について、ちょっと一言、町長にお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 明確にこういうふうなこのであつたら派遣を要請するとか、そういうふうなものについては、現在は持ち合わせていませんし、西川町さんのほうにもそれがあのかどうか分かりません。

今申し上げましたとおり、今地域防災計画のほうの見直しをしております。その中でどういったケースがそういったことの対応の必要性となるのかどうかというようなことも、決めていきたいなというふうに思います。

ただ、現段階で私を感じる災害のレベルというふうなことで申し上げれば、やはり大江町にとって羽越水害級、そして8・6水害級、そして、令和2年の7月豪雨級というふうなことで、町内全域にわたって災害が発生しているという状況などには活用すべきものではないかというようなことを、今は考えております。

一番は町の業務として、委託業者さんの作業も含めて、キャパを超えるというふうなことになれば、そういうことをお願いする必要性が生じるのではないかと考えておりますので、その辺は今後まとめていきたいというふうに思います。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございました。

今後、地域防災計画の中でいろいろ検討されていくということですので、ぜひお願いしたいと思います。

そこでこれは私なりにちょっと考えたんですけども、西川町さんを参考にさせていただきまして、いや、これじゃ町の職員では無理だと、担当では無理だと言われたことを、参考までですが、まず、車両が進入できない山奥というか、林道とか土砂崩れですね、それから

職員ではとにかく身に危険を覚える、危ないと、こういった箇所とか、もちろん町内全域にわたって、調査する職員の数が少ないというような場合も考えられると。それから本町でいえば古寺とか、例えば七軒地区の山の中での土砂崩れですね、これなんかはなかなか発見するのは難しいという場合は、ドローンを飛ばして上空から捜索というか、現場確認ができる。こういったことの場合はやっぱり手短にTEC-FORCEなり技術アドバイザーに頼んだほうがいいんじゃないかというようなことでした。

ですので、将来、また令和2年のような大災害がいつ起こるか分かりませんが、そのときには、ぜひこういったことを参考にして、派遣要請をお願いしたいと思います。

あと技術アドバイザー、元OBからなる組織の方からは、判断に困ったときにはちゅうちょなく、電話1本でいいから相談してほしいというようなことでした。ですので、町長はホットラインを持っているはずだと。県内市町村の首長の方はホットラインを持っているはずだというようなことを言われまして、もし何かあればすぐ相談してくださいと。相談して、役場へ出向いて、状況を判断して、これは派遣したほうがいい、いや、派遣はしなくてもいいとかいうのは専門的な方が判断するそうですので、ぜひお願いしたいと思います。

その件、ちょっと一言お願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今言われた様々なケースに対してどうなのかというふうな部分については、先ほど申し上げた地域防災計画の見直しの中で十分に検討していきたいと思っておりますし、ただいまのご意見も参考にさせていただきたいなというふうに思います。

それからホットラインの件であります。先般の令和2年7月豪雨の際も、幾度となく最上川の増水の状況、こちらのほうは国管轄でありますので、山形河川国道事務所の所長さんのほうから何度か電話をいただきました。そういったことで、それは災害の情報提供というふうな形ではありますが、今、宇津江議員からあったように、そうした相談事、または要請というふうなことでも、大丈夫なはずでございますので、その部分は十分に活用していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 次にお伺いしたいのは、災害協定ということで、町には約23件ほどの協定があったと思います。いわゆる細かいことを含めると、例えば建設クラブさんとか、観光物産協会さんとか、下水道、石油、ガス等々、協定をされていると思います。この中で

平成21年12月に、国交省東北地方整備局さんと災害時の情報交換に関する協定というのを結んでおられます。これはどういうことかと言いますと、災害時情報交換として、国交省の担当者の方が、役場なり現地に赴いて、いわゆる情報連絡員、これ通常、リエゾンという何か難しい言葉で言っているそうですが、リエゾンという。こういった連絡員の方を派遣してくださるといようなことですので、今まで実績があるのかどうかはちょっと分かりませんが、こういった協定を結んでおられるということですので、ぜひ積極的に活用されてはいかがというふうに思います。

次は、災害協定等につきましては、先ほど町長のほうから、県内におきましては西川町のほかに新庄市、長井市、鶴岡市というような町で協定をされております。今すぐどうのこのということではありませんが、やはりこういった災害復旧技術専門家派遣制度というんですかね、こちらのほうとやってもらってもいいんじゃないかという感じがします。その山形の所長さんは、そういう話があれば、いつでも出向いていきますので、積極的に相談していただきたいというようにございました。

これについて、ちょっと一言お願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） まず、最初にリエゾン派遣の件のお話がありました。災害発生時にはリエゾンの派遣というふうなことが、最近結構行われているというところでありまして、その体制も築かれているというふうなことです。

ただ、大江町においては国からのリエゾン派遣はありませんでしたが、県からのリエゾンとしての派遣、それから自衛隊さんからの自主的な状況把握のための応援というふうなことで、町の役場のほうに詰めていただいたことがあります。これは何がいいかと言いますと、私たちはどうしても現場のほうの目の前のことに集中して取り組んでいきますが、その際、やはりマスコミからの情報提供、問合せだったり、あとは行政の関係、各機関、そういったところとの連絡調整というのがどうしても手薄になってくることが多いんです。そういった際にこの庁舎の中にいていただくというふうなことは、そういった情報伝達もスムーズに行われますし、その対策についても中間の連絡員として様々なアドバイスを受ける、調整をしていただける、そういったことが過去にもありました。そういう意味合いではリエゾンの派遣というのは町にとってもありがたい制度だなというふうに思いますし、また、国土交通省さんのほうで、山形河川国道事務所さんですが、リエゾンを含めた最上川の様々な対策についての演習があります。その際も、国の方から、大江町は大江町のチーム、どここの町は

どどここのチームというふうなことで、それぞれの課題について演習の課題をこなしていくわけですけれども、その際も事務所さんのほうからリエゾンとして協に参加していただいて、いろいろな調整をするというふうな演習、訓練なども行っているというふうなことなので、そうしたことも、今後いい方向につながっていくように考えていきたいというふうに思います。

宇津江さん、すみません。後のほうの質問は何だっけ。

○7番（宇津江雅人君） 協定の締結。今後、締結をされるのか。

○町長（松田清隆君） 協定の締結については、私も今回の質問を受けて、いろいろ調べたんですが、まずTEC-FORCEと言われるものについては、国土交通省に対して派遣の依頼をするもの。災害復旧技術専門家派遣制度というのは、国土交通省さんをお願いをしながら、派遣自体は全国防災協会というふうなところから派遣をいただくというような制度だと。これは災害があった際に、直接派遣を要請するというふうな格好でできるようです。そして、技術アドバイザー制度というのは、一般社団法人の東北地域づくり協会と事前に協定を結んでいるというふうなことが、まず一つの条件になってくるので、それは結んでいる町は、先ほど申し上げた県内の市町村の状況であります。こういったことも事前に結びながら、有事の際には技術アドバイザーの派遣を要請するというふうな形につながるものだというふうに思いますので、その辺、もう少しメリットを勉強していきながら、取り組んでいきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございます。

今、町長のほうから詳しくご説明いただいているとおおり、非常に申請する場合、二通りというか、国交省のほうに、いわゆる山形河川国道事務所ですね、東京の本庁ではなくて、そこに連絡すれば、全部あれしてくれるという、横のつながりになってはおります。そこからTEC-FORCEが役場に来て、何名かで相談というか、いろいろ話しされると。このTEC-FORCE自体は災害復旧とか、技術支援というのは、そういうのは全く、全くという意味じゃないんですけども、それが目的ではなくて、あくまでも被災現場、それを確認するというところにメインに置いていると、私は伺っております。

では、ほかの復旧の技術指導は、どなたさんがやるかということ、そこで、先ほど言われました東北地域づくり協会さん、日本防災協会の下にいる、いわゆるボランティアというあれ

じゃないけれども、元国交省の職員のOBの方になる組織なんですけれども、そこの方が連絡があれば、実際に来て、技術的な応急処置、こうしたらいい、あれしたらいいとか、今後の災害査定にどうしたらいいとか、いわゆる地元の復旧に関わる方との測量作業、測量会社とコンサルタント、こういったことを測って、やっぱり1か月から2か月ぐらいかかるというようなことだそうです。ここから取りまとめに県のほうに審査を依頼して、被害調査を審査して、それから国交省のほうに行くと。国交省のほうから、今度大江町に例えば来まして、財務省の査定官が来てというような流れがあるということでございます。

ぜひ職員の方も、課長さんは専門的なことは全部把握しておられると思いますけれども、何かあった場合はこういうこともあるということで、ぜひ頭に描いていただきたいと思います。

これで、1問目、終わりたいと思います。

次、2問目でございます。

今後の町の成人式につきましてであります。町の成人式は、毎年、最上川灯ろう流し花火大会が開催されるお盆の時期に計画してまいりましたが、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により延期せざるを得ませんでした。そして、今年1月9日に、感染対策の下、晴れて挙行することができ、82名の成人者が巣立ちました。心からお祝いを申し上げます。

また、県内の14市町村が延期のため、式典を挙げておりますが、会場の外ではあでやかな着物やりりしいスーツを身に着けた若者が、マスク越しに談笑し、互いの近況を話し合っていた姿を見て、感動いたしました。

さて、この成人年齢20歳は、明治時代から今日まで約140年間民法で定められていたのですが、平成30年6月に民法が改正されて、今年の4月から、来月から施行され、成人になる年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これによりまして、4月1日から18歳、19歳になれる方は新成人となります。しかし、成人年齢の引下げで変わるものと、変わらないことに成人者は注意する必要があります。

例えば、18歳以上になったらできることとして、18歳って高校生3年、親の同意なくとも契約ができる。例えば携帯電話の契約とか、クレジットカードをつくるとか、一人暮らしでアパートを借りるとか、こういったことができる。それから10年間有効のパスポートなども取得できると。それから女性の場合、結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳にということなどがあります。

また、20歳にならないとできないことというのは、これまでとおりだと思います。健康面や

非行防止、青少年保護等の観点から、例えば飲酒、喫煙、それから競馬・競輪・競艇など公営競技の券を買うこと、ほかにもありますが、こういったことがあります。

そこで一番注意というか、感じるのは、未成年者の場合、契約に親の同意が必要で、もし同意を得ずに契約した場合には、民法で定めた未成年者取消権によって契約を取り消し、保護することができますが、成年に達すると、親の同意なくとも契約ができるようになります。つまり、未成年者取消権は行使できなくなります。そこで18歳という社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年をトラブルに巻き込まれないように、家族共々周囲にいる私たちも注意し育てていく必要があります。

例えば、消費者トラブルなどに遭わないためには、未成年のうちから契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で検討する力を身につけておくことが重要であります。これに対して、消費者庁では「18歳から大人」という特設ページの中で、大人として行動できるよう関連する情報を紹介しています。また、社会で一人の大人として生きていく力を身につけるため、全国高校での活用を目指している教材「社会への扉」などがあります。

そこで次の件について伺います。

一つは、成人式の対象者につきまして。施行後初となる2022年度、来年1月の成人式は、18歳、19歳、20歳の3世代同時に実施するのか、またはこれまでどおり20歳を基準として順次に挙行していくのか。その場合、大江町成人式という名称をどのように考えるのか。

二つ目は、成人式の時期や在り方につきまして。法律による決まりはありませんが、多くの自治体ではその年度に20歳になる方を対象に、1月の成人の日前後に開催しているようです。町としては、これまでどおりお盆の時期に実施と考えてよろしいのか。

三つ目は、成人式の在り方、方針を決める上で幅広く町民へのアンケート調査、また、有識者や保護者などから構成する検討委員会などを設けられるのか、お伺いしたいと思います。

最後に、成人式の歴史に詳しい大学の先生は、次のようなことを述べています。多くの自治体がこれまでどおり20歳を対象に式典を行うとしていることについて、国が18歳を成人と定めているのに市町村は20歳まで大人として認めないことになってしまう。当事者である若者や一般社会にも混乱を来すので、成人式を何歳でやるかきちんと議論する必要があると指摘しています。その上で、人は一遍に大人になるわけではなく、20歳も18歳も子どもから大人への通過点で、その間に自分は何をすべきか、どういう生き方をしていくかを考えてほしい。それこそ成人式の意味であり、成人式が何歳であろうと考えるべきことだと思っていると話しております。

この言葉を踏まえ、18歳に成人になる方に対して、どのような心構えとか考えを醸成していくのか、最後に伺います。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 宇津江議員のご質問にお答えいたします。

ただいま成人年齢の引下げによる様々な影響や消費者トラブル回避のための重要性等を含めて、成人年齢が引き下げられた場合の本町の成人式の対象者や、成人式の時期などについて質問がございましたが、まず、成人式の意義やその歴史について再確認するために、全国の流れや本町の成人式の変遷について、若干触れさせていただきたいと思っております。

成人式を祝う儀礼は古くから存在しており、日本では男子は元服、女子は裳着などの儀式が行われておりました。今日における成人式は、第二次世界大戦後の昭和21年に、埼玉県の実、蕨市で実施された「青年祭」がルーツとされているようであります。敗戦で虚脱状態となっている若者に明るい希望を持ってもらうために、その青年祭の中に「成年式」というプログラムを設けて実施され、これが全国に広がり、「成人式」として定着していったと言われております。この蕨市の青年祭の取組を受けて、日本政府は昭和24年に、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますという趣旨の下、1月15日を成人の日としたため、それ以降は多くの市町村でこの日に成人式が行われるようになったとこのこととでございます。

本町における成人式については、合併して大江町が誕生した2年後の昭和36年1月15日に実施されたという記録が残っております。しかし、出稼ぎに行く若者や集団就職で都会に勤めるということが多かったため、1月の開催では参加者が少なく、翌年の昭和37年から4月開催へと変更されたようであります。

その後はしばらく4月開催が続いたようでありますが、昭和48年にお盆の時期へと変更し、8月14日に固定して実施するようになったのは、昭和62年からであります。

理由としては、4月の開催では年度切替えの時期で慌ただしく、参加しづらいとの声が多かったこと、また、夏場に実施することで服装の簡素化を図り、気軽に出席できるようにしたことなどが挙げられます。なお、県内では、この時点では44市町村のうち、半分の22市町村がこのお盆の時期に開催していたようであります。

さて、その後はご存じのとおり、毎年夏の花火大会の前日に成人式が開催されるというこ

とがすっかり定着し、8月14日に旧交を温めて、翌15日には仲間とともに花火を楽しむということが、本町の成人式のスタイルとして確立してきたものと理解しているところであります。

宇津江議員がおっしゃるように、新型コロナウイルス感染症は、町の成人式にも大きな影響を及ぼしております。昨年度の成人式は2度の延期を経てオンライン開催となり、今年度の成人式は1月9日に延期して実施いたしました。大雪による影響も大変心配されましたが、振り袖姿で出席する女性も多く、華やかな式典となりました。ただ、どちらも式典終了後のお世話になった先生方を交えて実施している、自由な形での二十歳のつどいは開催できず、延期となっております。

本町の成人式は晴れて成人となった若者を激励、祝福するために開催し、式典終了後には成人者で実行委員会を組織した二十歳のつどいにおいて、より深く成人としての自覚と責任を持つとともに、これまで育ててくれた両親や地域へ感謝し、かけがえのない仲間や恩師との再会を喜び合うという目的で行われております。この実施方法は成人者や保護者からも非常に好評であり、新型コロナウイルスが終息した暁には、今後も続けてまいりたいと、このように考えているところであります。また、開催時期につきましても、先ほど申し述べましたとおり、より多くの方が参加できるように、地元を離れている方のお盆の帰省に合わせ、大江町を代表するイベント、灯ろう流し花火大会前日の8月14日に行っているところであります。

さて、ご質問の4月1日からの成年年齢の引下げ後の成人式についてですが、現在の考え方としましては、例年どおり20歳で実施したいと、このように考えております。その理由につきましては、18歳で行った場合、進学や就職等、環境が大きく変わったばかりで落ち着かない中での開催となり、参加者への負担が大きいと考えられること。また、成年年齢は引下げになりますが、飲酒や喫煙等は引き続き20歳の年齢制限があります。現行の成人と同じようにそれらの制限がなくなった後に式典を開催し、成人としての確かな自覚を促したほうが、より成人式としての意味が深まるのではないかと考えるためであります。新たに成人となる若者や町民の声を聴きながら、併せて成人式という名称の是非についても検討させていただき、今後臨みたいというふうに考えております。ただ、準備の都合上、今年の成人式については8月14日実施予定としており、平成28年度に中学校を卒業した方を主な対象者として、現在進めている状況であります。並行して検討も併せて進めるということで、ご理解をお願いしたい、このように思います。

また、今後、成人式対象者を、従来どおり20歳にするということに際しましては、18歳になった新成人者に対して、町からお祝いのメッセージを発信するなどの検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、有識者や保護者から成る検討委員会を立ち上げることについては、まずはアンケート調査で町民の意向や各種要望は十分に把握できるものと考えておりますので、現段階では委員会等の設置は考えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

また最後に、18歳になる方に対して、どのような心構えの考えを醸成していくのかというご質問がございましたが、自分が18歳になったことを考えると、大人、成人という意識など、どうだったのかなと非常に思ってしまうかもしれませんが、18歳になった時点ですぐ大人、すぐ成人という意識を持つことはなかなか難しいというふうに思います。先ほど議員さんからご紹介があった、「人は一遍に大人になるわけではない」という意味は十分分かりますし、町からのメッセージを発信することなどを契機にして、社会をつくっていくのは私たちだと、責任ある立場になったのだということ、それこそ20歳までの間にしっかりと自覚をして、新成人者の方もそうですし、取り巻く私たちにも、自覚をしながらそういう態度を醸成していくというふうなことが大事なのではないかというふうに、今考えて、ご質問を受け止めさせていただきますところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございます。

国のほうでは、18歳から成人するということの根拠には、公職選挙法、選挙年齢、それから憲法改正、国民投票というのは、もう既に18歳からなっておるわけですが、やはりこういった流れによりまして、成人年齢も18歳に引き下げられるというようなことだろうと、私は感じております。

そこで私、先ほども述べさせていただいたんですが、18歳になったからといって、いわゆる個人で契約とか、いろいろなことができるケースが出てくるわけなんです。極端な話、例えば高校生、18歳になった方がお互い結婚もできると。高校には、校則には学生結婚はできないというのが、調べた範囲内ではうたっていないというようなことでございます。今のは極端ですが、

それで契約できる、いわゆるローンを組んだり、ちょっと変な方向に走ってしまったら、親も取消権というのは民法でなくなるものですから、この辺のいわゆる指導というか、これ

が家庭のお父さん、お母さんだけのあれではちょっとなかなか難しい面も出てくるんじゃないかというようなことで、町から、教育長も言われましたけれども、18歳になったらおめでとうということで、いろいろな冊子みたいのを渡されると思うんですが、やっぱりそういうあれが必要だと思います。

そこで、先ほど申しました「社会への扉」という本とか、ほかにもいろいろあるらしいんですけども、そういった本をプレゼントしてはどうかということです。18歳になられた方に。総務課の担当者から、いわゆる人口統計表というのをいただいて、今年の1月31日に算出したから多少変わるかもしれません。18歳は男女含めて61人、19歳は64名の方がいらっしゃった、足したらですね。ですからいわゆる20歳以前の方に、こういった冊子をプレゼントしてはどうかという。それを答弁お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） ご質問の内容にあった「社会への扉」という冊子、存じ上げなくて、高校で活用しているというふうなことでありますが、どのような活用をされているのか、高校の授業の中で活用しているものなのか、あるいはどんな活用をされているのかちょっと分かりませんので、調べさせていただいて、それがもしも手に入るようなことであるならば、例えばメッセージを発信する際におあげするというふうなこともあると思いますし、若干調べさせていただきたいと、このように思います。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 最後になりますけれども、私ら議員の皆さん、今まで、コロナがないときは成人式、そういった行事に出席させていただいてきました。これで成人式、もう少しいろいろ工夫を凝らしまして、例えば著名人の講師による講話をちょっと話してもらうとか、あわよくば音楽の演奏ですか、そういった華やかな演奏をしてもらうとか、少し金がかかるかも分かりませんが、やっぱり成人者にとっては思い出の成人式であったほしいというようなことが、ちょっと言われています。

実際、私の経験から今申し上げているんですけども、私、20歳のときは大江町にいなかったんですけども、東京の市ヶ谷というところにおったんですけども、このときは佐良直美さんという大分古い歌手、この方の歌、それからオーケストラの演奏みたいもの、そういったものがありましたですね。そういったのが非常に今も鮮明に記憶があるものですから、もしよかったら、こういうことも工夫を凝らしてはどうかというようなこともどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 佐良直美さんは十分存じておりますが、ここ2年、コロナの影響があつて、式典というふうなことに限定して行うというのが、それでなかなか十分に行えないという状況がございました。議員さんからあつた、何か記念になるような、心に残るようなというふうなことは十分受け止めさせていただきましたので、今後、検討課題になるかなというふうに思ったところであります。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） どうもありがとうございます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで、宇津江雅人君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時46分

令和4年第1回大江町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年3月4日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問(3名)

1番 橋本彩子

- 若者の活気を町づくりに活かすために

5番 関野幸一

- 住宅建築にかかる西山杉の利用促進について
- 町内の流雪溝の整備に向けた町の考えは

6番 毛利登志浩

- 学校再編をどのように考えているのか

日程第2 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 橋 本 彩 子 君

○議長（菊地勝秀君） 本日の最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 皆さん、おはようございます。

この冬は豪雪対策本部も早々に設置されるほどの大変な大雪となりましたが、ようやく春を感じられる陽気の日が増えてきました。長く厳しい冬を越えるからこそ、春の喜びを強く感じられるのではないのでしょうか。

では、通告に従いまして質問に入ります。

2月21日に行われました全員協議会において、柏陵エリアの整備構想を拝見しました。この構想は、公募による若手職員のプロジェクトチームと町民の方で構成された検討委員会で話し合われてつくられたものだとお聞きしました。たくさんの夢が盛り込まれた内容に大変感動したところです。

若い世代が自分たちのまちづくりについて、わくわくした気持ちで語り合ったのだらうなと思い、本当にすばらしいことだと思いました。未来の大江町を担う若者の声を聞き、まちづくりに生かしていくことは非常に重要になることは間違いないと思います。

令和4年度、大江町は若者がまちづくりに参画しやすくなるような取組を行うのか、また、今後どのように取り組むよう考えているのかをまず1点目として町長にお伺いいたします。

大江町に限らず、地域コミュニティーの希薄化は全国的な問題となっています。理由として、国交省の調査では、昼間に地域にいないことによる関わりの希薄化、コミュニティー活動のきっかけとなる子どもの減少、自動車社会の進展による生活圏の拡大、人口減少によるコミュニティーの担い手の減少などが挙げられていました。現状維持ではなく、何か新しくアクションを起こす必要があると考えます。

大江町が平成17年頃に作成されたまちづくり協働マニュアルというすばらしい資料を拝見しました。ホームページに載っていました。今こそ、この協働を力強く推し進めていく必要があると感じます。

町長の主要施策の大要にも、学生の地域社会への参加を促すことが重要であるとありました。そのために、昨年3月にも質問をしました子ども議会、若者議会などの開催を再度ご提案申し上げます。

大江町の60周年事業で行われた小中高生の子ども議会では、まちづくりに対する若い感性からの提案や、彼らが暮らしていく中での困り事など、子どもだから気づくことができる、大人にはなかなか気づけないことも多く聞くことができたように思います。

子ども議会は、各学校の負担が大きいため、かなり難しいということで、前回お聞きしていますが、学校側にある、ほかの負担を減らす努力をしてでも、子ども議会を実施することには大きな意義があると考えています。子どもたちが自分たちの町をよりよくするために真

剣に考える時間、それを町長や教育長に伝えることにより、責任感も大きく芽生え、また、町側のお返事を聞くことによって、さらに深く町のことを知ることができます。これはふるさと教育の最たるものであるとも考えます。町長、教育長のお考えをお聞かせください。

若者世代をはじめとする多世代の町民同士がつながりを持ち、力を合わせることでできる組織をつくることによって、協働の力を強くすることができるのではないかと考えます。多くの自治体で、高齢者の介護予防などを目的とした地域支え合い事業が行われています。大江町地域福祉計画の中にあるボランティア活動、住民活動等の育成支援、生活支援体制の担い手育成について、現状、どのような検討が行われているのかお聞かせください。

町内の若い世代から、社協で行われているシルバー人材センターのようなもので、若い世代も参加できるようなものがあるといいとの意見を受けました。さらに、町民同士がゆるくつながりを持ち、楽しみを共有できるような団体がつくれないかというご意見も頂戴しています。農繁期や困り事のお手伝いなど、誰でも利用可能で、誰でもお手伝い可能な仕組みと、今までつながりのなかった町民同士が世代も性別も超えて交流することを推進するような組織の立ち上げをしてはどうかと考えます。町長の見解をお伺いいたします。

壇上からの質問は以上といたします。よろしく願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

一般質問2日目というふうなことで、1番目の橋本議員の、失礼しました、初日、半日ありました、申し訳ございません、一般質問3日目というふうなことで、今日の1人目、橋本議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

次代を担う大江町の若者は、言わば町の大切な財産であると考えております。町の将来を見据えたまちづくりを考える上で、若者の声を拾い上げることが重要であり、若者との意見交換の手段としては、これまでも町長と語る会などを実施してまいりました。また、様々な委員会等でお話し合いをする場合についても、若い方、男女問わず、そういった方々からご参加をいただいて、ご意見をいただいております。

そういった中でいただいた貴重な意見については、できる限り施策として講じることができるよう努めてきた次第であります。新型コロナウイルスの感染状況が落ち着き次第、今後、世代ごと、職種ごとなど、町長と語る会、若者の意見を聞く会、そういったものを開催してまいりたいと考えております。

また、町では、広報誌の配布に併せて、広聴はがき町長への手紙、これを通して、町民の皆さんからの声をいただいております。いただいたご意見については、今後のまちづくりに生かせるよう、役場の関係各課で情報を共有させていただいております。また加えて、去年7月からは、町のホームページからメールでご意見をいただけるようにしております。こういった取組につきましても、さらなる周知を図り、SNSなども通して、若い人から意見を頂戴できる、そんな形に努めていきたいと思っております。

協働のお話がありました。大江町総合計画の基本理念の一つについて掲げております。まちの将来像である、ちょうどいい幸せ感じるまち、これに向けて、お互いの考え方、立場を理解し、認め合い、助け合い、協働しながらまちづくりを進めていくこと、このこととともに、一人一人が課題の解決に向けて主体的に行動すること、こうしたことで実現していくことができると思っております。

これまで、まちづくりには、どうしても行政主導の手法が取り入れられることが多かったと、このように思いますが、まちづくりの原点は、そこに住む町民が主体的に取り組むことではないかと思っております。

住みよい町をつくるという共通の目標を達成するために、町民全員が町のつくり手であることを自覚し、お互いの考え方や立場を理解し、認め合い、協働して行うまちづくりが理想の姿ではないかと考えております。

さて、橋本議員の意見であります。まさしく協働のモデルケースとなるような事例であります。子どもたちとの意見交換、これにつきましては、私としては、議会という形式的なものに限らず、より身近な交流の場の中で、こうした意見交換が実施できればと考えております。日頃感じていることや何気なく思いついたことなど、気軽に話し合える機会をぜひ検討してまいりたいと考えております。

小中学校との交流といたしましては、町長が、私自身が学校に訪問しての対話の出張サービス、こんな形でも面白いのではないかと考えております。とにかく肩の力を抜いてお話しができる機会をできるだけ多く設けていく、こういったことを進めたいと思っております。

まちづくりの分野における協働としては、町民と行政という立場は違いますが、対等のパートナーとしてまちづくりという目標達成のために手を携え、協力し合い活動する、こうした取組であります。

若者世代の組織づくりに当たり、行政としてはきっかけを与える程度にとどめ、具体的な組織の立ち上げや運営については、それこそ、町がサポートしながらも、協働の中で参加し

ている方々自らが実施したほうが、より目的が明確で内容の濃い団体活動ができるのではないかと考えます。言ってみれば、やらされている感というより、やっている感が大切なのではないかと思えます。

組織づくりの一助といたしましては、ときめくまちづくり推進事業をご活用いただければと思います。この事業は、町に暮らす人、町で働く人、町に訪れた人など、誰にとっても魅力が感じられ、楽しく過ごすことができる、ときめくまち、こうしたまちづくりに向けて、町民自らが考えた多彩な取組を町が支援するもので、町民のまちづくりの参画を促進する事業であります。

特に、若者、女性グループに対しましては、補助率をかさ上げして支援しているほか、令和4年度からは学生活動の掘り起こしやまちづくり活動勉強会について、上限は5万円程度であります。全額補助となるような制度の拡充を検討しております。

協働によるまちづくりの機運は少しずつ高まりが見えてきておりますが、今後も町民全員で住みよいまちづくりを行い、愛着と誇りを持てるよう、まちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、ボランティア活動や住民活動などの育成支援及び生活支援体制の担い手育成についてのご質問でありましたが、令和3年度を初年度とする第3期の町地域福祉計画では、あらゆる人が安心して生活を続けていくことができる地域社会をつくるために、多様化、複雑化する福祉ニーズに対して、これまでのように主として行政が対応してきた体制から、住民、事業者、行政がそれぞれの立場で役割を分担し、連携、協力しながら地域福祉を考え、ボランティア活動に参加し、自分たちの手で福祉社会をつくり上げていくことが必要である、このようにしております。このことから、ボランティア活動や住民活動などの育成支援のきっかけとなる取組をいかにして充実していくかが重要だと思えます。

町では、これまで、高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように、多様な主体による多様な生活支援、介護予防サービスの提供の体制づくりを推進することを目的として、平成29年度に大江町生活支援協議体を設置し、会議を重ねてきております。

平成29年5月には生活支援コーディネーターを雇用し、町の介護予防事業や各地区老人クラブのサロン事業、社会福祉協議会のみんなの茶の間事業などに共に参加し、地域の居場所づくりについて、実施に向けて模索してきました。

その結果、徐々にではありましたが、100歳体操を媒体とし、毎週1回、地区の公民館に

住民が集い、介護予防や地域の居場所を開設している地区が現在5か所できているところであり、随時、生活支援コーディネーターと保健師が出向き、体力測定を行っており、新しい介護予防体操を指導したり、フォローしながら、その場においても地域のリーダー的存在となる人や担い手となる人を探し、今後も多くの地域に開設されるよう進めているところであります。

あわせて、おらだのしゅ〜どこという町内の生活支援の取組を紹介する広報誌を年に数回発行し、隣組回覧を行っており、これまでに第7号を発行しながら、事業の周知に努めております。

令和3年度からは、社会福祉協議会へ事業を委託し、活動を広げるべく努力しているところであります。また、地域における見守りのリーダーであり、地域住民の身近な相談相手、支援へのつなぎ役、こうしたことを担っていただいている民生児童委員のさらなる資質の向上を図るため、認知症サポーター養成講座や消費生活出前講座の受講、その他、県協議会などが主催する各種研修会への積極的な参加を促してきたところであります。

社会福祉協議会においても、ボランティア養成講座を行うなど、支え合いの地域づくりの意識の向上と担い手養成に取り組んでいるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） おはようございます。

200人前後のコロナがやっぱり出ているという状況の中で、学校もやっぱり全然無関係ではなくて、いろいろ心配をしながらですが、3月を迎えて、まとめの時期になっているというふうなことをまずご報告させていただきたいと思っております。

橋本議員の質問にお答えをいたします。

初めに、議員のご質問の中で、子どもたちが自分たちの町をよりよくするために真剣に考える時間、それを町長や教育長に伝えることにより、責任感も大きく芽生え、さらに深く町のことを知ることができると、子どもたちの成長や町を知る教育に直結するようにお考えいただいたのかなと、大変ありがたく受け止めさせていただいたところでございます。

議員お考えの趣旨のとおり、自分たちの住む町を真剣に見詰め、まちづくりに参加する意識を持つことは大変重要であると考えております。内容としては、前回もお答えさせていただきましたが、小中学校で教える内容については、国で定めた学習指導要領に基づいて教育

課程というものが編成されており、この編成権というのは校長先生にあるのであります。

その教育課程の中で、子どもたちは自分たちの町を見詰めながら、広く世界を、広く未来を志向しながら生きていってほしい、そのような願いを持って、日々、子どもたちの教育に努めているところであります。

ご質問にあります子ども議会の開催のご提案と学習内容を照らし合わせてみると、小学校6年生及び中学校3年生における公民の学習との関わりが考えられますが、公民の学習においては、民主主義政治の理念や仕組みを学ぶことを基本に、具体的な事例を取り上げて学習することになっているので、その一例として、町議会を傍聴したり、議員になって町のことを考えたりするという活動が仕組まれるということになります。

これはあくまで一例であって、基本的には日本は民主主義の国であり、憲法に基づいて社会が成り立っているということを学ぶわけですので、その目的にかなうような学習は多様に展開できるのであって、町議会というのは、その一例であり、授業を受け持つ先生の考えや、最終的には校長先生の責任の下に授業が行われるということになります。

学校には目指す子ども像があって、それぞれの教育目標が掲げられており、その目標に近づけるべく、各学校の裁量において、子どもたちの実態に即した教育課程を編成して活動しているということでもあります。

町の教育プランでは、子どもたちの故郷を愛する、ふるさとを愛する心とまちづくりへの参加意識を高めるための教育として、大江町を愛する子どもを育成する教育の推進をうたっておりますので、教育委員会といたしましては、町議会と私たちの暮らしのような観点で、学習として取り上げることは大変意義のあることだというふうに思いますので、学校の実情に合わせて奨励してまいりたいと、このように思います。

最後になりますが、学校側にある、ほかの負担を減らす努力をしてでも子ども議会を開催することには大きな意義があるとのことにつきましては、子ども議会にはもちろん意義があり、開催できれば、参加する子どもたちの成長にプラスになる、これは当然あるというふうに思います。

ただ、町長からも具体的な、話聞き出張サービスというような具体的な方法の提示がございましたけれども、子どもたちの意見や提案を聞く機会というふうにするならば、子どもの代表だけが参加する議会というスタイルにこだわらずとも、これは仮称ですけれども、子どもミーティングとか、議員さん方が学校に出向いて懇談するとか、負担にならず、意味ある方法もあるのではないかとこのように思っております。

現在は、コロナ禍の中で正常な教育活動になるよう最善の努力を重ね、工夫をしながら学校を運営しているところでございます。たとえコロナが収束しても、先生方が心に余裕を持って子どもたちに接することができるよう、学校づくりを進めることが最も大事なことだというふうに考えておりますので、そういった状況をつくることを第一に、その上で、子ども議会の開催が必要であると校長先生が判断すれば、進めていくようになるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

様々お答えいただいて、まず1問目からいきたいと思います。

町長と語る会を今後も実施していく、若者の声を拾っていく、次代を担う若者は財産であって、声を拾って意見交換をしていく、若い方、男女問わずということと、広聴はがき、また、メールでホームページからご意見を承ることができるということ、私、メールのことはちょっと分からなかったものですから、周知していただくことでとてもいいと思います。

若者との意見交換を目的とした町長と語る会について、令和4年度は今後、何か今までと変わる予定があるのでしょうか。それとも、職種、世代ごとということでしたが、何か人選など、もしくは公募するなど決まっていることがありましたら教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 令和3年度後半において、区のほうの希望調査を行って、区ごとの町長と語る会を企画しました。しかし、年明け以降、オミクロン株の感染拡大というふうなことで、今年度内の開催はちょっと難しいというようなことで中止をさせていただきました。

なので、まずはその部分、区さんの希望があった部分について、4年度当初の部分から組み立て直しをしてやっていきたいというふうに思います。あとは、町長と語る会については、区単位というよりは、先ほど申し上げた世代、もしくは職種といいますか、業種とか、そういうくくりの中で意見交換会をできればいいのかなというふうに思っております。

どうしても既存の団体が中心となるのが、そういうふうに組み立てた場合、なってきたのですが、私はもっと多種多様な方々から参加いただけるような座談会の場、1つのテーマに沿って参加していただくとか、そういったこともやってみたいなというふうには考えています。

私だけがやりたくても、参加者が来てもらえなければ駄目なわけで、そこら辺は検討しながら、まずは前半、区のほうとの座談会をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

コロナの感染状況で区の語る会が中止になったのは私も拝見しておりまして、楽しみにしていた区民の方もいらっしゃったようで、非常に残念がっていました。ぜひとも、令和4年度、少し落ち着いてから、語る会をどんどん実施していただきたいなと思います。

また、世代ごと、業種ごと、また団体中心であると、やっぱりこぼれる人が出てきてしまうのかなと、世代ごとだとこぼれないのかもしれないですけれども、今までの、以前も申し上げたことがあると思うんですけれども、委員会であるとか、意見を述べる機会というのが役場からお声がかからないと呼ばれないみたいな状況があるように感じています。

柏陵エリア整備構想のように、公募によって、若手職員の方を公募されたというふうにお聞きしましたがけれども、公募によって参加者を募る枠があってもいいのではないかなというふうに感じています。その点についてはいかがでしょうか。町内の皆さん方にどうしてもお願いすることが多いのかなというふうに思って、同じ人に聞いてしまうような状況にはなっていないかなというふうに思いますが、そのような人選についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、公募でこういうふうなことができるのではないかなというふうなことはちょっと頭の中にはないんですけれども、橋本議員が言われる趣旨は十分に理解できるというふうなことであります。座談会、今の若い人というのは、なかなか自ら手を挙げて、そういう場に参加するというふうな形があまり得意でないといえますか、手を挙げていただけないという現実もあります。

私は、先ほどのメールのこともありましたが、町長への手紙、広聴はがきについている、これが非常に件数が以前に比べて多くなっていると。ただ、中身を見てみますと、なかなか、若い方が書いているような意見が少ないのではないかなというように感じもしております。なので、そこをどう関心を持っていただいて、様々な意見が寄せられる、または座談会等で聞ける、そういったことを組み立てていくことが若者の声を行政に反映していくというふうなことに繋がると思っていますので、ぜひその部分はいろんな手段を考えながら取り組んでいきたい課題だと思っております。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

私もそのように思います。若い方自ら手を挙げて参加する方が少ない、プレーヤーが少な

いということにつながっているのだと思います。山形新聞によりますと、2月8日、朝日町の宮宿小学校の6年生が授業の一環で町政に関心を持ち、町の将来を考えるきっかけにしようと子ども議会を開催されたとのことでした。

人口減少、環境問題、ジェンダー平等など、子どもたちの視点からの質問に町長からお答えいただき、体験した児童は、町長は活力のある町にしたいと言っていたので、自分たちができることを考えて実現したいと話していたとの記事でした。朝日町の議員に聞いたところ、今回は宮宿小学校からの強い要望により実現したとのことでした。

遊佐町の少年議会は2003年から続いており、町に関心を持つだけでなく、活動のリーダーが育ち、若者の活気が町を盛り上げているようです。愛知県新城市の若者議会は、若者を取り巻く様々な問題を考え、若者の力を生かすまちづくり政策を練り上げていくという若者政策ワーキングというグループから始まっており、現在はメンターの役割をする若手の役場職員や市民を含み、多くの若者に関わってもらうことによって、自分たちのまちを楽しみながら活気づけることに成功しています。

特徴的なのは、1,000万円の予算提案権を持っていることで、政策を立案し、市長に答申し、市議会の承認を得て、市の事業として実施されるという一連のサイクルが2015年から毎年繰り返されてきたとのことでした。

日本財団が18歳に行ったアンケート調査では、自分で国や社会を変えられると思うと答えた人は18.3%しかいませんでした。5人中4人は、自分には社会は変えられないと諦めていることになりました。

私は大江町の議員になり、町民の方からのご意見を一般質問や予算などの質疑、また直接町長や課長にお伝えしています。今回の新年度予算案には、ご提案したものが幾つか採用されていました。

このように、自分たちの声が届いたことで、町の施策に反映されることは、町民の方々にとって非常に大きな喜びとなり、町政をより身近に感じられることは間違いありません。それを子どものうちから感じられるようにしておくことは、未来を担う人材を育てる上で非常に大きな違いになっていくのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、様々な事例も含めてありましたけれども、私もほとんど橋本議員のおっしゃることはよく理解できます。ぜひ、行政に関心、まちづくりに関心、こういうものを持っていただけるように、いろいろと施策を講じていきたいという思いでありますので、

ぜひ、町民の方からも、その辺のところ、行政だけが変わっても駄目だと思います。町民の方の意識も変化するところは変化し、一緒にやっていくというふうな機運づくりも大切だというふうに思いますので、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

まちづくりに必要なプレーヤーとなる貴重な人材を育成することは急務であると考えます。今現在、なかなか難しい状況であることですから、意見交換に終わらず、子どもたちが主体的に考え、自分たちが住みよい町をつくる、住みよい町を維持し続けるために、自ら動くことができるような何かしらの大きなアクションを町として起こす必要があると考えます。

先ほどのお話、すごく町長が自ら学校に伺って、対話の出張サービスであるとか、教育長がおっしゃった子どもミーティングであるとか、非常に素晴らしいと思うんですが、それで話し合うだけで終わらずに、動いてくれるような仕組みが必要だなというふうに思っています。未来の大江町を担う若い世代への投資をどうかよろしく願いいたします。

では次に、大江町地域福祉計画、私は第2期からの資料しか持っていないんですけども、2期、3期ともに生活支援体制の担い手育成について、ボランティアへの意識高揚を図り、ボランティアをしてみたいという潜在的なニーズを後押しするために、商品券等と交換できるポイント制度などの導入についても今後検討を進めていくとありました。福祉ニーズはもちろんのこと、それ以外の町民の様々なニーズを町民同士で支え合う仕組みをつくる必要があると考えます。

昨日もお話があったかと思いますが、人手が不足している時代になっています。厚生労働省からも副業、兼業を促進する動きが出ています。人口6,000人に満たない岡山県奈義町というところで作られたしごとコンビニ、これは登録商標を取っているものですが、しごとコンビニという官民連携で行う業務委託型短時間ワークシェアリング事業があります。多様な望む生き方を実現することを理念に、地域の働く人と仕事を発掘してつなぐ仕組みをモットーにされており、地域内にお金が循環するもので、少しずつ全国的に広がっている制度です。非常に興味深く、私の申し上げた仕組みに合致することから、ぜひとも一度ご検討いただけたらと考えます。

また、総務省の特定地域づくり事業協同組合という制度もありました。実はこれ、私、今朝知ったものでして、今朝の山形新聞に、小国町で同制度を活用された報告会が昨日行われたとの記事がありました。地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工

業等の地域産業の担い手を確保するために、国が財政的、制度的な支援を行うというものでした。マルチワーカーとして移住者を呼び込むという効果もあるようです。

町民の地区、年齢、性別を超えたつながりがあることは、防災などの面からも非常に有効であると考えます。通告までに資料が間に合わず大変恐縮でしたが、しごとコンビニについては先日直接お話をさせていただいたこともありますので、少しご確認いただけたのではないかと思います、町長、いかがでしたでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 先ほど福祉計画の部分で申し上げましたが、地域の福祉を支えるに当たっては、これまでの行政中心のやり方だけではなかなか大変な状況が今生まれているという認識、そして、そのためには、より近くにいる地域の方々の力をお借りしながら、一緒にやりながら、そこの部分は担っていかないと、今後の福祉、地域の福祉、細かな福祉、そういった部分が補われていかないのではないかとというのは先ほど申し上げたとおりです。

そして、今、しごとコンビニの話があり、資料を頂いた中で若干調べてみました。そうしたところ、内容的にはシルバー人材センターが行っている様々なお仕事をお願いされて実施している、そんなことと似たようなシステムなのかなというふうに思いました。

シルバー人材センターというふうなことで、登録者の確保もなかなか厳しい状況もあるんですが、非常にうまく町民の方とつながっているシステムだなというふうに感じております。それを若い世代なり、もう少し幅を広げた世代にというふうなことなんでしょうけれども、これはシステムとしては理想の形なのかもしれませんが、これはやっぱり需要と供給のバランスというふうなことを見極めながらやっていかなければならない課題だというふうに思います。

幾らこちら側がシステムを準備したとしても、必要性というふうな部分でどうなのかというふうなことも十分に勉強しながら進めていかなければならないものだと思いますし、そのためには、現在のシルバー人材センターさんが担っている部分とかぶらないようにするのか、それとも、今の業務を拡大するような形でやったほうがいいのか、また、それと連携するような組織をもう一つ立ち上げたほうがいいのか、そういったことも必要かというふうに思います。

ただ、現段階では、シルバー人材センターさんが行っている様々な業務というふうな部分では、一定程度、住民の要望にはお応えできているのかなというふうに思います。ただ、やっぱり若い方ならでは、もしくは女性の方ならでは、といったような部分がもう少し必要な

のかどうか、その辺も考えながら取り組んでいくべきものではないかと思ったところでありました。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 町長のお考えはとてもよく分かるんですけども、行政中心ですることとは大変であって、地域の方に助けていただかなきゃならないと、重々に分かるんですけども、先ほどもお話あったように、今、シルバー人材であるとか、高齢の方とかはすごく活発に動かれているんですけども、若い方が自ら手を挙げる、また参加することが少ない、関心を持っていない方が多いということがすごく問題なので、それに対するアクションが何かないと、どんどん先細りになってしまうんじゃないかなという不安が大きいです。うまくやっている事例がほかの町にあるということできれば勉強していただいて、検討いただけたらなというふうに思います。

令和4年度の町政の運営に関する所信と主要施策の大要は、新しい事業も多く、大変わくわくするものでありました。町民の方に喜ばれて、役場職員の方もうれしくお仕事をされて、笑顔があふれる大江町になることを楽しみにして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地勝秀君） これで、橋本彩子さんの一般質問を終わります。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時55分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 関野幸一君

○議長（菊地勝秀君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） おはようございます。

長く厳しかった冬も、ここに来て、ようやく春めいてきたかなと思います。前にある啓翁桜のように、桜の芽も膨らみ始め、あと1か月もすれば桜が咲くのかなと思ったら、昨日の夜には、また雪が降りました。古くから、この時期には三寒四温を繰り返しながら、だんだんと暖かくなっていくと前に聞きましたが、春はもうそこまで来ていると感じています。

しかし、そんな中、現在、世界の平和を乱すような侵略がロシアによって行われております。毎日のテレビ報道でも、ウクライナの国民の姿、子どもの涙をする顔、何とひどいことをするのだと思います。1日も早く、この侵略をやめて、再び平和な争いのない世界を願っております。

こういう暗いニュースの中、昨日、私ごとであります、1つ明るいニュースがありました。以前、中学校でバスケットを教えていたときの子供と偶然会い、今は何をしているのと聞いたら、今年の春、大学を卒業し、県内の企業に勤めると聞きました。町内の企業でなかったことは少し残念だったんですが、ふるさと大江町に戻ってきてくれたことに大変うれしく思いました。今後も、学業などで町を離れた子どもたちが1人でも多く戻って来れる、そんな大江町のまちづくりをこれからも頑張っていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

住宅建築にかかる西山杉の利用促進について、西山杉の利活用と使いづらい住宅補助事業をどのように考えているか伺います。

町内産西山杉の利用促進に向けた取組は十数年前から行われており、以前は大江町型住宅も建築し、テルメ柏陵の駐車場にモデル住宅として建築され、一般の方にも開放しながら、西山杉のPRに一役買っておりました。しかし、成果はあまり芳しくなかったと聞いております。その建物は、現在はテルメ柏陵内の食堂川かぜさんの分店として使われております。

さて、町内産西山杉に関しては、町の新築住宅、また住宅のリフォームなどで利用する場合、町の補助制度があるわけですが、町内の大工さんや住宅の建主さんから話を聞くと、町では本当に西山杉を使ってもらいたいかわからないという声を聞きます。

例えば、家を建てたいからといって、どういう補助なんだと聞きに行き、その中で言われるのは、建物はいつできるんですかと聞かれるそうです。話を聞けば、年度をまたぐと、この補助事業は使えません、制度を使えませんと言われたと、何度か相談を受けました。確認のため、担当の職員に聞きに行くと、補助金の性質上、しょうがないという話でした。

町民の方が町内の西山杉を使い家を建てる、すばらしい話だと思います。町内の西山杉は

決して安くはないと思います。それでも、補助金が出るなら、町の西山杉を使おう、リフォームする方も使ってみようと思っても、結局使えなかった。西山杉ではなく、ほかの建築材を使ったと言っていました。

補助金の性質上、仕方がないことだとは思いますが、このように使いたくても使いづらい制度をずっと続けてきたと思います。少し知恵を出して、町の人が望んでいるような形で町内産西山杉の利用拡大のため、新たな制度を考えてはどうかと思いますが、町長の所見をお聞かせください。

壇上からの質問は以上になります。

○議長（菊地勝秀君） 町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） それでは、関野議員の1問目の住宅建築にかかる西山杉の利用促進について、この件に関してお答えをさせていただきます。

ご質問が、課題は何かという事前の通告でありましたので、課題について整理をした中でお話をし、また、最後にあった新たな制度の部分については、別な角度からお話をさせていただきたいと思います。

西山杉の利用促進を図るためには補助事業の課題というふうなことで様々あるのだというご指摘のようでございますが、西山杉の利用促進を図るためには、西山杉材の魅力の発信、そして、川上から川下に至るまでの全体的なコストの縮減、こういったことが重要ではないかと思えます。

山から切り出す搬出から始まりまして、製材、そして建築、消費、そういったことの活用までの複数の工程がありますが、それぞれがよりよい、今よりもよいようなことになるような総合的な結びつきが必要だというふうに思います。

ご承知のとおり、現在、町では、町内産西山杉材の利用促進のために、西山杉材利用促進事業を実施しており、町内の建築業者により住宅建築を行うこと、そして、大江町産西山杉材を使用すること、町内の製材業者により納入された材料を使用することなど、先ほど申し上げた川上から川下までの様々な方への支援というふうなことも含めまして、要件をクリアする中で、補助率30%、そして上限50万円という補助を行っております。

当該補助金についての今年度、現時点までの実績といたしましては、利用件数が2件となっており、過去5年の実績の平均値を下回っている状況にあるという事実があります。過去5年間の実績を見ますと、町内の木造住宅新築件数が90件に対し、西山杉材利用促進事業の

利用件数、これは新築の利用であります、12件と新築件数全体の13.3%ということにとどまっております。

こうした状況からも、本制度を町内業者のみならず、町外業者にも広げ、パイを大きくすることで利用促進につなげることも考えられますが、町内業者の先ほど申し上げた振興にもつながる施策であることから、本制度についての町内業者への一層の周知を図り、積極的に活用していただき、町内建築業者の施工及び西山杉の利用促進を図っていく必要があると考えているところです。

次に、いわゆる川上と言われる部分に関して少し申し上げますと、西山材の利活用策や町単独事業について様々行っております。地域の木材資源を積極的に活用して、森林再生と環境保全に努めることを目的としている大江町美しい森林づくり協議会が組織されております。

西山杉を使用した住宅建築はもとより、会員各社の持っている技術などを活用できるネットワークを確立し、家具や装飾品などの製作により、西山杉の販路拡大を目指しております。

町の単独事業については、間伐や作業道の開設を対象とした、おおえを潤す森林再生事業や町内製材業者などへの搬出を奨励するため、西山杉搬出奨励事業、また、そのほかといたしまして、森林環境譲与税を活用した森林整備等を進めているところであります。

以上、西山杉の利用促進について、建築のみならず、アイデアと工夫を凝らした加工品等の製作により、さらなる販路拡大を図っておりますことをご理解いただきたいと思います。

補助制度の新たな活用というふうなことに关しましては、様々な町内には、この西山杉以外にも活用ができる補助制度が、このことに限らずあります。ただ、補助制度を運営、運用していく中では、一定のルールの中で運用することが、これは税金を預かる私たちの大きな一つの目安だというふうに考えています。そのルールの中で、運用を図れる部分は、もしくは解釈を広げる中で対応できる部分については、もちろん、利用者の方の意に沿うような形でできる部分はできるように、今も取り組んでいるところであります。

ぜひ、ルールの中でできる部分について、ご利用いただくことをお願いしながらも、改善点をその補助制度の中でできる部分についてはもちろん検討をしながら、幅を広げるというふうなことも必要ですし、もっと言えば、新たな制度として立ち上げるというふうなことも一つの方法なのかもしれません。

そういったことは、今後、十分に検討しながらやっていくというふうなことでありますので、現時点では、その補助事業のルールにのっとった運用をしていくというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、町長から様々な話をいただきました。西山杉に関しては、川上から川下へと、何かあるたびに、こういう話は出てくるのかなと思っております。

その中で、西山杉の今回、利用促進事業補助金というところでちょっとお話を進めさせていただきたいと思いますが、多分私の見間違いでなければ、来年度、新年度の当初では、多分その補助事業の予算が150万ではなかったかと思っております。1,500万だったらよかったと思うんですけども、150万では、はなからこの制度は使えないよみたいなことでの予算の取り方ではないのかなとちょっと厳しく言わせてもらいます。

やはり、町内の、先ほど町長がお話ししました町内の業者さんで、町内の製材所から町内の建物ということで、この制度で西山杉を使ってもらう、この町内の業者を使うということは私は大賛成だと思います。やはり、町内の大工さんとか建築会社さんから、一生懸命この制度を使って、町の住宅に西山杉を一つでも多く使ってもらおうということは私は大賛成であります。新築のみならず、リフォーム等でも、こういうものがどんどん活用できる、そういうことを考えていただければ大変ありがたいと思っております。

ただ、やはり私も聞いたんですけども、西山杉を山から伐採して、実際、家を建てるための製品になるまで、やはり早くて半年、きちんと天然でとか、そういうふうに乾燥すると、1年なり1年半かかると、そういう中で、住宅を建てる、そのときに使える材がないと、そういうこともやはり今の現状だとあるのではないかと考えております。

その中で、家を建てるということになると、補助金の制度の枠の中で言えば、年度内での着工、完成ということになると、なかなか難しいと。建てる人の考えもあるし、お願いした業者さんとの絡みもあると思います。その中で、そういうものが難しくなってきたときに、例えば、上限の50万の補助金が、制度上、これはちょっと今回は該当しないとなれば、本末転倒になるのではないかと。そんなときのために、町長が新たな制度を考えると今言ったと思いますけれども、町のほうでも様々な予算の中で債務負担行為とか、そういうふうなことが、金額は小さいと思いますけれども、町内の業者の方、また、町民のことを思えば、そういうことも使えるのではないかなと私は思っております。

その辺のところ、本当にこの西山杉というのは、もう十数年というか、町でずっと推している事業の一つだと思っておりますけれども、やはり話を聞くと、なかなかその成果が出てこないというのは、やはりそういうところに問題があったのではないかと私は思っており

ますので、その辺のところをやはりできるのかできないのか、町長のお考えをお聞きしたい
と思います。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 今、使える材がない場合もあるというふうなお話がありましたが、製材さんのお話を聞けば、それは一時的な、時期的にはそういったこともあるのかもしれませんが、西山杉材としては、林家さんも、製材業さんも、そして、町としても推しているというふうな中では、西山杉材の住宅用建材については、ある程度は確保されているし、希望に沿えるような形で提供できるのではないかというふうに思っております。

というのは、工務店さんとて、あした使いたいという話ではないと思いますので、そのこの部分は連携をしながら、使いたい方が使えないというような事態が生じないような組立て方を、先ほどから申し上げている川上から川下までの連携というふうな中ではやっていかなければならないんだというふうに思いますし、今のところは、そういった部分は、一定程度整備されているというふうに感じているということでございます。

あとは、年度内の完成、債務負担、繰越明許、様々なことがあります。こちらのほうの現在の取組、取り組んでいる補助につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業というふうなものを活用しながら、この補助事業を行っているというふうなところです。なので、町の部分の対応だけで、今言ったような手続を進めていくということがなかなか難しいというふうなことです。

先ほど、新たな制度などについても検討をすることもというふうに申し上げましたが、この辺の部分について、全く町が持ち出しの中で事業をするという、制約を少なくすることによって、その部分が解消されるのか、されないのか、そういったことも十分検討しなければならないと思いますし、周知の仕方として、計画的に進める中においては、補助事業の要件としては、こういったことがありますよというふうなことを事前に十分にお知らせしていくというふうなことが必要なのではないかというふうに感じたところでございます。

今年度2件というふうなことで、5か年平均に比べて非常に少ない実態です。これはコロナの影響も少しあるんだと思います。あとは、部材の提供が遅れているというふうなこともあるようです。それから、ウッドショックの関係のこともあるのかもしれませんが、そういった中で、一番大きな影響、西山杉の活用が上がらない一番大きな要因としては、やはりハウスメーカーさんの建築が多くなっているというふうな中で、集成材等の利用を前提とした、そういった建物が増えているというふうなことが一番の原因なのかなというふうにも思いま

す。その辺のところを、地元業者なり、西山杉をそういったことで活用できるようなことを組み立てていくことも検討に値するのかなというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

様々なことで、補助に関しては、国の社会事業のほうのお金を使っているということの話もあったと思います。その辺のところは、今後、町でできるところは、町のほうでも単独で予算を取っていただいて、利用の進むようなことを考えていただきたいと思います。

あと最後に、今、町長のほうから、やはりハウスメーカーのほうの需要が大きくなったことの話があったと思います。ちょっと通告にはないんですけども、そのところだけ1つ言わせていただきたいと思います。

今、町では、住宅団地の造成をしていて、今現在でもあおぞら団地のほうに7区画まだ残っていると思います。その中で、町の建築業者の方が家を建てたとすると、多分聞いていないかなと思っております。あったら申し訳ございません。その中で、大半の方がやはりハウスメーカーなりに住宅を発注して建てている現状というのがあると思います。

その中で、町長一つ、いきなりの提案になるんでありますが、大江町の建築会社、また工務店の方たちが、大江町の方の発注により建てるときには、少し大きな、西山杉の補助だけじゃなく、大きな補助を出すなど、住宅補助などを出すなりして、今も出していると思いますけれども、多分金額が少ないんじゃないかと思います。やはりそういうことで、町のそういう建築業者などにも大きな支援をしながら、やはり町の西山杉で住宅を建ててもらえるようなことを考えていただければなと思っておりますので、その辺のところの検討もよろしくお願ひしたいと思ひます。

あまり言うとも、またあれになりますので、次の質問に移りたいと思ひます。

2つ目の質問は、流雪溝の質問になります。今回で3回目の質問になりますので、本当に、町長には毎度ご苦勞かけますけれども、よろしくお願ひいたします。

本年も思いがけず雪の多いシーズンになりました。連日連夜、早朝より町民の足を守るためご尽力いただいた除雪作業員の皆さん、また、関係者の皆さんに感謝を申し上げます。

さて、流雪溝の整備という質問は今回で3回目になります。そのほかにも、委員会等でも質問させてもらっておりますが、依然進まない流雪溝の内容になりますので、ずばりお聞きします。流雪溝の整備を考へているか、町長に伺ひます。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 3回目というふうなことで、かなり簡潔にストレートにご質問いただいたわけでありませうけれども、進まないというふうなことが、進まない理由があるというふうなことだというふうに理解をお願いしたいと思います。

何回となく、このことについては、課題について、整備するための課題について、お話を申し上げているところだと思います。もし、町内に流雪溝があり、町民の方の除排雪の協力をいただきながらやっていければ、特に左沢の市街地地区の部分については、雪処理が非常に楽になりますし、まちづくりにとっても、克雪という大きな課題の一つが解決されるものだというふうに思います。

なので、できれば、そういったことが実現させられればいいなという思いはありますけれども、現実として進められない課題がたくさんあるというふうなことです。少しお話をします。

今年度も1月、2月と除雪費については追加の補正を行いながら対応してきているところですが、道路の除雪のほかにも、高齢化の進展とともに、屋根の雪下ろし、除雪車が作業を行った後の間口除雪、玄関の除雪、そういったことも住民の方にとっては大きな負担というふうなことになった年ではないかと思えます。

一例ですが、町のほうで高齢者世帯等に対し、雪下ろしや玄関間口除雪費用の9割を助成する事業を行っておりますが、今年度も130名を超える方にご活用いただいているというふうなことで、非常に大雪のシーズンになったというふうなことです。今提案のありました流雪溝、これは雪を解かすことなく、側溝に入れた雪を水の力を借りて下流に流していくという側溝でありますので、各家庭の玄関や間口、路肩の雪を処理する際には非常にいいものだというふうに先ほども申し上げたとおりです。

その一方で、流雪溝の整備のためには、これも以前にも何度も申し上げたんだと思いますが、大量の水量の確保、これなくして流雪溝としての機能は図れないというふうなことであります。

水量の確保についての現状であります。以前には、流雪溝の整備について検討した消流雪溝整備事業基本計画、このための調査を行っておりますが、その報告書の内容は、流雪溝を左沢地区全域に整備し、常時通水した場合には1秒当たり2,000リットル、なのでドラム缶10本分の水が1秒間に必要だという計算です。また、必要な水量をできる限り少なくするという方法として、左沢地区の中心部だけ、ほぼ半分ぐらい流雪溝を整備し、かつ、雪を投入できる時間を限定して、一気に全世帯が入れるというふうなことのないように調整をして

行った場合でも、1秒当たり約800リットルの水量が必要だという計算になっています。

この水量をどう確保するかというふうなことを何度もこれまでも議論はされてきたと思います。一番は、北堰からの水の利用というふうなことを考えながらでありますので、土地改良区が管理している北堰からの、つまり月布川、ここからの取水できる許可をもらっているのが1秒当たり200リットルというふうなことです。先ほどとは大きな差があると。流雪溝の整備のために必要な水量は大きく不足しているという計算になります。

次に、費用についても、その計画をつくった際に、概算で、全域にした場合には6億8,000万、左沢地区の中心部だけというふうなことで約半分やった場合は、5億程度というふうなことで試算がされていますが、これはあくまでも調査時点の話でありますので、現在はさらに高額になってしまうというふうなことだと思います。

ただ、雪対策については、まちづくり、定住移住、そうしたものを進めていくため、または住民の満足度を高める、こういった中では、対策として、様々な手を使わなければならないというふうなことは十分認識しております。似たようなもので、御免町通りでは、20メートルごとに側溝の水をためて、そこで雪を解かしてから流す消流雪溝の水路の整備、これを行っております。

これは、雪を流すだけではなくて、雪が解ける時間が必要になってくるというふうなことで、大量の雪を短時間で処理することはできませんが、雪を解かすことなく流す流雪溝に比べて、必要とする水量が少なくて済みますので、付近の住民の皆さんの協力をいただきながら、道路の排雪に効果を上げているという方法でございます。

また、来年度の予算の中では、左沢地区の町道において、老朽化した側溝の入替えに合わせて、側溝内に水の通りを確保しながら、つまり、雪を投入すれば雪が詰まってしまう、詰まってしまうと、水路から水があふれてしまうというふうなことを防ぐために、常に水の道は確保しながら雪を入れる。そして、その水をもって入れた雪を解かしていくという、そういった水の通りを確保する仕切りパネルを入れた側溝、そういったものの工事をやってみたいというふうなことで、今後、整備を進める上で、参考の事例になっていくかなと思っております。

また、ほかにも、道路の消雪流雪というふうなことでは、井戸水を利用した消雪パイプ、こういったことを今行っておりますが、これも井戸の状況を確保しながらありますが、こういったこともさらに増やしていくとか、そういったことも費用対効果を考えながらやっていくことも選択肢の一つかもしれません。

住み慣れた場所で住み続けていくために、また、移住定住につなげていくためにも、様々な手法を検討しながら、できる範囲内での対応を進めていきたいと思っておりますし、全体的にすれば、この程度の予算と規模と水の量というふうなことです。例えば、幹線的な部分について、先ほど来年度の予算の中でやってみるといふことを申し上げましたが、そういった部分的な処置をやりながら進めていくというふうなことも一つの選択かなというふうにも考えております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、話の中で来年度の話もありました。最初にいろんな話を聞く中で、これまで2回質問した中でも、検討委員会があって、こういう話をしたというのは1回も答弁になかったような気がして、今、初めて6億かかるとか、5億かかると聞いたんですけども、そんな中で、やはりこういう事業をするには、それなりのお金は当然かかってくると思います。やはり以前にも話をしましたけれども、1年でやる、2年でやるという事業ではないと私は思っております。来年、試しにこういうことをやってみるといふことも大変前向きな話だと私は受け止めております。

その中で、今、町長も言いましたけれども、毎年側溝の補修修繕の予算というのは出てきていると思います。それを使いながらでもいいですし、それに少しプラスをしてもらいながらでもいいですから、そういうようなことを前向きに検討しながら、ここはこういうことができるのではないか、何かできるのではないかということをやっていたきたいほかに、いろいろ時代も変わってきていますので、再度、時間と予算が許すのであれば、もう一度調査をしてもらって、どういう形だったら、この町は流雪溝なり消流雪溝というものができるといふのを検討していただきながら、やはり町内の方の除排雪というところが一番のネックになっていると思います。

これはやっぱり移住定住の、そういうところにも、やはり町の中に人を呼び込むにしても、そういう雪があるからなとなってくるのが、この町では一番のネックになって、人が来ない部分になっているのかなと私も思っております。雪が好きで来る人もいますけれども、そういう人はまれでありますので、やはりそういう雪対策ということは、流雪溝だけでなく、町内全域にわたって、きちんと丁寧にやっていかなければならないと思います。

その中で、やはり町なかというの狭いところもあります。自分の家の周りの雪はある程

度そうやって片づけられる、そういうことができるとなれば、少しでも住みやすい町になるのではないかと考えておりますので、ぜひいろんなことを考えながら検討して進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 水路の整備というのは、面的にというか、線的に出口から考えないと、下が狭くて上が広いというのでは必ずあふれますので、そういったことを考えていながら整備をしていかなければならないというふうなことがあります。

なので、基本的には下流の部分から整備していくというふうなのが一般的なやり方でありますけれども、今の断面を確保しながら、できるところから、さっき言ったような、消流雪のような形とか、やれる部分をやれていければいいのかなというふうなことが一つと、もう一つは、百目木地区の築堤整備の計画を今進めておりますが、左沢地内の水は全て最上川と月布川にほぼ落ちるといふふうなことになります。当然、出口が一番大きいのが多分、前田川という百目木地区の川に最終的に流れ込んで、最上川に流れるというのが一番大きな流れではないかなというふうに思うんですが、堤防整備の内水面のことと大きく関わってくるといふふうなことではないかと私は思っております。

その辺のことも含めて、ひょっとしたら堤防整備と合わせたようなことでも、この水路の問題は考えなければならない課題かもしれないという思いでおりますので、その辺はタイミングを合わせながらやっていかなければならない課題だというふうに思いながら進めたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、町長が言ったように、下からということは私も分かっております。やはり以前にも、下のほうから工事をしないと絶対駄目だよねという話をしながら質問させていただきました。やはり今、その中に百目木の築堤という話も出てきました。やっぱりそういうふうになると、ある程度の考えを持ちながら、これもその中に入れていただきながら考えていかないと、いざつくるとなったときに、そっち塞がっていたのかとなると、ちょっとなかなかできなくなると思っておりますので、その辺のところも十分検討していただきながら、よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで、関野幸一君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じて会議を再開します。

一般質問を続けます。

◇ 毛利 登志浩 君

○議長（菊地勝秀君） 次の質問は、一問一答方式で行います。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 6番、毛利でございます。

長かった一般質問も私が最後ですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

全国的にオミクロン株によると見られるコロナ感染症が猛威を振るい、第6波が到来し、危機感が生まれている今日、山形県でもまん延防止法等の適用を受けましたが、いまだに収束が見えてきません。また、今冬はまれに見る降雪に見舞われ、高齢化が進んでいる本町では厳しい生活を余儀なくされたのではないかと考えております。

私は、1951年、昭和26年の生まれですが、2年前に本郷中学校卒業生の古希を祝う同級会を企画しましたが、コロナの影響で順延となり、いまだに実施することができません。私たち同級生は139名おりました、吉村知事と同年ですが、吉村知事が学んだ七軒中学校は87名、そして、左沢中学校があったんですが、左沢中学校については200名を超える子どもがいたということで、かなりの人数がいたということでございます。

同級会というのは皆さんもいろいろとやっていると思いますが、私たち同級生も非常に仲がよくて、半分ほど集まりまして、仲よく過ごしているというふうなことで、今年こそ同級会を開催できるように願っているところであります。

そういった意味から、一般質問をさせていただきたいと思いますが、学びやはいつまでたっても心に残るものであります。学校は子どもの知識を育むとともに、共同生活の中で他者

との関係を醸成する場でもあります。他方、地域住民の心のよりどころとなっているということは言うまでもありません。

本町の小中学校の歴史をひもとくと、大江町が誕生した昭和34年当時は、左沢地区には三郷小学校と左沢小学校、本郷地区には本郷東小学校と本郷西小学校、七軒地区には、七軒東小学校、七軒西小学校、七軒南小学校の7つの小学校があり、また、南又、十郎畑、古寺、大鉢というところに4つの分校がございました。また、中学校については、先ほど申しましたように、左沢、本郷、七軒の3校が存在していた。

しかし、日本経済の高度成長と生活様式の変化は、農山村から大都会へと若者層を中心に移動させ、大幅な人口減少をもたらし、過疎という造語を生み出しました。

ご多分に漏れず、本町の人口減少も山間部を中心に激化し、昭和46年に準過疎地域、同じ昭和51年には、過疎地域というふうな指定を受けることになりました。必然的に、人口減少の影響は児童生徒の数の減少へとつながり、現在では、2つの小学校と、藤田の丘分校、あと、大江中学校というふうになっているのが現状であります。

学校統合、廃校は、地域のコミュニティーの醸成の場、よりどころの場がなくなるという側面を併せ持っておりまして、学校統合計画の推進は最善の努力を傾注したと理解しておりますが、一方では、跡地利用という面もあり、思うように進んでいない地域もあると。

時代の流れは速いもので、令和4年の年が明けた現在、多くの議員が町の最大の課題は超少子・高齢化にどのように対応していくかという観点から議論を傾注しており、一般質問でも、そういう内容が多かったのではないかなというふうに思っております。

県内の市町村では、小学校の統合、あるいは新しい小中学校の建設構想等が報じられている現在ですが、大江町の総合計画、あるいは第3次教育振興計画では、学区並びに学校編成等の取組の文言がどこにも出ていないというふうに思っております。学区再編あるいは統合は、環境変化への不安、保護者の考え方、地域の理解などが複雑に絡み合い、数年間の話し合いが必要であることは言うまでもありません。

このことから、現在の出生人口の激減を踏まえた学校再編についての考え方について、教育長の所見をお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 教育長の答弁を求めます。

犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 一般質問の最後に、非常に重い、また、教育長らしい答弁ができる

ものというふうに思っておりますが、感謝申し上げたいと思います。

お答え申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、自分が巣立った学校、学びやというものは、一生忘れ得ぬものだというふうに思いますし、恩師や学友との思い出というものもまた、人生の大きな糧になっているのではないかなというふうに思っております。

さらに、学校の校舎については、たとえ休校、廃校になろうとも、地域住民の心のよりどころであり、町としては、これまでも様々な形で新たな利用方法を模索しながら、これまで、2つの校舎について、宿泊型自然体験施設と県立の特別支援学校として有効な活用が図られたと。十分というふうなことではないかもしれませんが、2つについてはそういう活用をさせていただいているというところだというふうに思います。

さて、ただいま毛利議員からも本町の学校の統廃合の変遷についてご紹介いただきましたが、数字を挙げて申し上げますと、中学校につきましては、大江町が誕生してから6年後の昭和40年には、七軒中、本郷中、左沢中の3校合わせて、実に1,219人もの生徒が在籍しておりました。ところが、この10年後の昭和50年には、ほぼ半数の607人まで減少しております。このことから、昭和51年には、左沢、本郷、七軒の3つの中学校を統合し、現在の大江中学校が誕生いたしました。

一方、小学校につきましては、昭和46年時点での本町の児童数は1,318人であり、この時点では、将来的には複式学級になる学校はあっても、七軒南小学校以外は本校機能を有した独立校としての維持が可能と判断されておりました。

ただし、将来的な中学校の統合と合わせて、分校の在り方や学区の再編について、今後対策を講じていくという方針が打ち出されたところでありました。

しかし、その後、出生率の低下や若年層の町外流出による山間部の過疎化が進み、平成13年には七軒西小学校が、また、平成18年には七軒東小学校、そして、平成24年には三郷小学校、さらに、翌25年には本郷西小学校がそれぞれ休校となっております。そして、この4校は、いずれも平成25年の3月に閉校となったことはご存じのとおりでございます。

現在、本町では、左沢と本郷東の2つの小学校、そして、大江中学校の3校体制で義務教育を担っておりますが、今年度は左沢小学校が240人、本郷東小学校が103人、そして、大江中学校が169人という人数で学んでいる状況であります。

小学校については、先ほど申し上げました昭和46年の時点から45年の間に、実に74%もの児童が減少したことになります。そして、この2年間は新型コロナウイルスの影響もあって、

出生者数が激減しており、この結果、将来的な児童数を推計してみますと、左沢小学校においては、令和6年度までは200人台を維持するものの、令和7年度には200人を割り込み、同じく本郷東小学校においても、令和7年度以降は100人を切って、2桁の児童数になる見込みでございます。

さて、現在は令和元年度から策定に着手いたしました第3次大江町教育振興計画、いわゆる大江町教育プランに基づき、共生の理念の下、学校教育、社会教育、生涯学習全般を推進しているところであります。

ただいま議員からは、この計画の中に学区再編等の取組の文言がどこにも出てこないとの指摘がございましたが、毛利議員さんもこの計画の策定委員をお願いをし、共に計画作成を進めていただいたところですので、それを踏まえて答弁させていただきますと、令和元年度の計画策定着手時にも、将来的に小学校2校体制で進められるのか、また、中学校との関わりはどのようにするのかという議論は当然ございました。

しかしながら、当時はまだ新型コロナウイルスの拡大前であり、これほど急激な出生者の減少は見られなかったため、小学校2校体制で進められるのであれば、2つの学校がバランスよく切磋琢磨できるという点や、より地域に根差したふるさと学習を進める上でも、その利点を最大限に生かして進めるべきだとのご判断をいただいたところであります。

その上で、今計画においては、いずれは人口減少によって、2校体制の利点よりも、1町1校にしたほうの利点が勝るときが来るであろうことを見越して、第2節、安心安全な教育環境の充実のところ、将来的に少子化が進む中において、子どもたちが最善の環境で学べるようにするため、適切な規模の学校の在り方や、小中一貫教育をも含めた検討のための準備を進めますという文言を入れさせていただいたところです。

本計画の策定段階においては、将来的に1校にすることや、早急な学区再編等の文言を記すには、まだ時期尚早であるとの判断であったこともご理解願いたいと存じます。

しかしながら、昨今は状況が一変し、新型コロナウイルスがいまだ収束する気配も見えない中において、方向性を見極める時期に来ていると感じているところであります。

教育委員会といたしましては、まずは教育委員各位と意見交換をしながら、現状の認識を共有するとともに、来年度は、仮称ではありますが、教育展望検討委員会を設置して、各方面の委員から、大江町の教育環境と学校の在り方について議論していただく予定としております。その経費を来年度の当初予算に計上させていただいたところであります。

また、折しも、本町では、今年度から学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクール制

度を導入し、学校は先生と保護者だけで運営するのではなく、地域の方々や有識者の意見も取り入れるとともに、子どもたちにとってよりよい学校の在り方を探りながら運営していくという、そういう制度を利用した運営をしているというところでございます。

その中において、やはり将来的な学校の方向性を話し合っただき、子どもたちを第一に考えた学校の在り方を探っていただくことは非常に重要なことだと考えておりますので、各校の学校運営協議会でどのような話合いがなされるか注目してまいりたいと、このように思います。

学校というところは様々な姿があって、小規模校、そして少人数というふうなところでは、しっかりと一人一人に目と手をかけられるメリットがございます。でも、大規模校は大規模校として、人との関わりを学ぶ、そういう機会にも恵まれるわけですので、社会性という意味では、そういう規模の学校があったほうがいい。それぞれ一長一短がございます。

本町にとって、また、本町の子どもたちにとって、適正な学校の姿はどうあるべきなのか、来年度から、しっかりと議論したり、意見を聞き取ってまいる予定でありますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 教育長のご答弁ありがとうございます。

それで、大江町の総合計画があるわけでございまして、先ほど教育長は、第3次大江町教育振興計画をつくった中での現在の対応というふうなことで回答いただきました。そんな中で、平成29年の3月に大江町公共施設等総合管理計画というふうなものをつくっております。そして、令和3年の3月にいわゆる公共施設の長寿命化に関する個別計画、これを町所有の公共施設、あるいは学校の教育関連の長寿命化の計画をつくっております。

その中で、学校施設については、教育長が申しましたように、現在ある小学校2校、中学校の1校、合計3校を長寿命化の対象施設にするということの中で、学校施設の劣化状況というふうなものを列記してございまして、建築年度と、それから劣化の度合いを採点、A B C Dというランクづけでしております。

それが大江中学校では、先ほど言ったように、昭和51年の開校ですので、46年経過しているというふうな中で、屋根の屋上、外壁、内部仕上げ、電気関係、機械関係、全部がCランクというふうなことで、このCランクというものは、広範囲に劣化して整備が必要だというふうな計画であります。

それから、これに伴う実施計画というふうなのを見ても、令和3年から令和10年まで、かなりの設備投資というか、劣化に伴う耐震補強工事を行わなければならないというふうになっておまして、左沢小学校と本郷東小学校も同じく令和12年頃までに耐震補強工事を含めた中での計画をつくったというふうになっておりますが、校舎の劣化状況と児童生徒の減少というものを考えた場合は、施設の長寿命化計画というものも、かなりの乖離と申しますか、児童生徒に伴う整備状況というものが乖離している部分もあるんじゃないかと私は思うんですけども、今現在の3校の校舎の今後の整備計画と子どもたちの減少というふうなものを考えた場合、教育長は今現在の考えの中で、どういうふうな考えをお持ちでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） お答えします。

長寿命計画、私も見せていただいて、うろ覚えですけども、大江町の場合は80億ほど今後かかるような、積算して、それぐらいの額がかかるというふうに見せていただいたものを見て、これは大変なことだなと思ったことはございます。

もちろん、一番劣化の激しい大江中をどうするかというようなことが一番、私の頭の中にはありますけれども、それと学校のあるいは統廃合、あるいは子どもの減少と一体的に考えていかないと、それぞれ個々の学校をどうするかというふうな、今の段階では、そういうふうな考えではなくて、総合的に子どもの減り具合、町の子ども全体の子どもを見たときの学校の姿、在り方、もちろん、今ご指摘あったような劣化の問題もございますので、総合的にやっぱり見ていくほかないのかなというふうには今思っているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 今現在の状況の中では、現行の学校を維持するというふうな中での長寿命化というふうなことで理解するわけでございますけれども、冒頭でも申し上げましたように、県内の子どもの数というのが、コロナの関係もあると思うんですけども、非常に激減しているというふうな中で、先月あたりから新聞紙上で、各市町村の小中学校の統廃合の関係について、新聞に載っているというふうな、取扱いだと思っただけですけども、例えば、尾花沢市では、現在の5つある小学校を1つに統合するというふうになっているようでございまして、中学校の2つは、福原中学校を尾花沢中学校に統合すると。尾花沢市では、中学校1つ、小学校1つということで、2027年開校を目指すというふうには新聞に出ておりました。

大石田町でも、3つの小学校を2027年度までに統合して1つにするというふうなことが載っております。少し驚いたのは、寒河江市の出した中学校1校というふうなことでござい

すが、現在3校ある中学校は2028年をめどに新たな場所に校舎を建設して1校にするということでもあります。

また、9つある小学校は段階的に6校、5校に統合するということでありまして、用地は22年度に選ぶ予定、統合時の生徒数、中学校ですが、690人というふうなことであります。

それから、小学校は、三泉小と醍醐小学校にある複式学級を早急に解消するため、26年度をめどに三泉小学校は西根小学校を使い統合、醍醐小学校は高松小学校、白岩小学校と統合するというふうになっておりまして、ほかに、南部小と寒河江小、柴橋と寒河江中部小学校を統合するというふうな大胆な計画を示した。これは総合教育会議の中で示されているというふうなことですけれども、いわゆる2028年、今後6年、あるいは5年をめどに、寒河江市でも、かなりの出生率の低下が見られるというふうな中でのこういった打ち出し方だというふうに思うんですけれども、5年先、6年先というのは、時代の流れが非常に速くて、あっという間に過ぎるという時代の中で、先ほど教育長が未来を展望して教育指針の展望検討委員会を今年度立ち上げるというふうになってはいますが、隣の市町村の動きなどを見ると、期間を区切って、例えば令和4年度に、そういうような将来展望を協議してもらおうというふうな検討委員会を立ち上げたとすれば、長くかかっても、やっぱり1年ぐらいで結論を出さないと、ますます周りの市町村との関係というかな、そういうものがちょっとどうなのかなというふうに思うんですけれども、その点、教育長の考えはどう思っていますか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 冒頭申し上げましたが、急激な、これほど急に減るというふうなことは正直頭になかったことで、実は複式になるかどうかというのも一つの選択肢のような気がしますが、複式のよさも確かにあって、一人一人に十分時間をかけられるとか、あるいは自学自習の態度がつく、つまり先生が1時間のうちの半分いないわけですから、自分で勉強しなきゃいけない。だから、自学自習の態度がつくとか、いいところもあるんですね。

ただ、やっぱり保護者の皆さんのお考えというふうなことになるかと思いますが、なかなか複式というふうになれなくて、学力がつかないんじゃないかというふうなことのご心配はあるような気がいたします。

寒河江市の場合は、複式の解消ということ全部をぼんと出して、解消のためにこうしていくということを考えた計画だというふうに思っています。

本町の場合、複式のこと考えますと、本郷東が一番複式になる可能性があります、今のところですよ、今のところ、令和10年度になるかならないか、複式があるか、複式になら

ないかというふうな、そういうデータ、子どもの数から見て、そういうことはあるかなというふうには捉えています。

ただ、やっぱりそこまで見通して、ある程度の姿、意見をいただきながら、考えていかなければならないというふうに思っておりますので、10年度から、10年に合わせてというふうなことでなくて、やっぱり早めに学校の姿はどうあるべきか、先ほど申し上げたように、真っさらな状態から、複式解消というふうなことだけの学校の姿でなくて、大江町らしい姿がもっとあるかもしれない。そういうことも含めながら検討していくということが必要なのかなというふうに感じているところです。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 教育長が答弁したように、左沢小学校は令和4年度の生徒見込みということで214人、本郷東小は95人、大江中は404人というふうな中で、土田議員も申し上げているようですけれども、赤ちゃんの生まれる数が非常に少ないということの中で、今後、小学校に入る見込みの方は、5歳児が52名、4歳児が42名、だんだん今度減ってきてまして、令和7年度に36人、令和8年度に24人、令和9年度に31人、令和10年度に20人というふうな見込みの中で、その後の出生は誰しも分からないわけでありましてけれども、20人前後で推移するのではないかなというふうに思っているんですよ。

そして、先ほども申し上げましたように、校舎そのものも非常に危険性があるとか、というふうな中で、回答があった教育展望検討委員会というふうな名称、仮称だそうでございますけれども、私は素直に学校の再編のための、学区再編検討委員会というふうな、前面に出しながらいったほうがいいのではないかなというふうに思うんですよ。

そして、今回のタイトル、私のタイトルが、学区編成でなくて、学校編成というふうな文言、一般質問の題を出したわけですが、やはり時代というのは先が見えませんが、ある程度の予測はつくというふうな中で人口が7,000を下回るとかというのもあると思うし、子どもの数が20人前後で推移するというふうなことも踏まえるとすれば、先ほど教育長も答弁していたように、小中学校を一緒にした形の中で学園を整備していくというふうなものも必要かなというふうに思うんですが、戸沢村辺りでは、ふるさとCMで学園のあるまち、戸沢村とかというふうな文句の中で小中学校を一緒にしていると。

西川町についても、小中学校を一緒にしたというふうなことがあるわけで、教育長として、今現在、2校体制を1校にするとか、あるいは小中を一緒にしたほうがいいのか、言えないと思うんですけども、一緒になって、小中学校をした場合は、こういうふうな点がいいとか

悪いとか、というふうな考え方がありましたら、お聞かせください。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 学校を設置するには、学校教育法という法があつて、それが義務教育は市町村でというふうなことがあつたわけですが、今は変わって、いわゆる県立の東桜学館のように中高一貫というふうな考え方が出てきたり、あるいは義務教育学校と言っていますけれども、小学校と中学校を一緒にすると。今、議員さんからあつた戸沢学園、その前は新庄の明倫学園と萩野学園というのが義務教育学校という形で小中一緒のものになっています。

それは、いろいろ社会の情勢も変わって、考え方も変わって、そのほうがいいだろうというふうなことでしたというふうに思います。例えば、中1ギャップと言われる小学校から中学校に上がって、担任が教科担任制になります。あと、制服も着なければいけない。そういう中で、なかなかすんなりと中学校に、いわゆる中1ギャップというものがあつて、それを解消するために、いわゆる6、3でなくて、例えば、4、3、2とか、いろんな形で組める、教育課程を組めるというメリットなどもあるというふうに思います。

だから、ずっと子どもたちの姿を見ながら、9年間教育できるという、逆に言うと、恐ろしいのは、小学校で出来上がった人間関係が壊れないまま中学校に行ってしまうと。つまり、壊れていいようなものもあるわけですね。いろんなところからやってきて、いろんな関わりが持てるという、そういうところなどもデメリットとしてはあると、その辺も吟味しなければいけないし、考えなければいけないようなことだと思います。

ただ、小中一貫で持っていくというやり方もあれば、逆に、私などは、例えば中高一貫のようなものが町でできれば面白いなど、面白いというのは決して、ただ面白いじゃなくて、興味をそそられるといいますか、そういうふうなものができないかなど、そんなことも含めながら、教育展望の委員会の中では話し合っていたらいいのかなというふうな気持ちでいるところであります。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 左沢高等学校の今年の入学予定というか、受験した子どもたちは、推薦を含めて33名というふうな中で、非常に厳しい状況かなというふうに思うわけでございますが、先ほど教育長も言ったように、小中高というふうな議論もあると思います。そういった中で、先ほどの教育展望検討委員会というものの名称もしかりでございますが、今後の小中の在り方というふうなものを、例えば小学校は2つを1つにするんだと。中学校はその

まま、小中一緒だというふうなことを教育委員の方々に、まずは話し合うというふうなことを先ほど申し上げました。

検討委員会の進み方として、教育委員会である程度話し合った中で、こういうふうな現状であるから、こういうふうなことを教育委員会で話し合いましたというふうなことをぶつけていくのか、それとも、ゼロベースの中で、いわゆる検討委員会の方にゼロから出発というふうに進めていくのか、その点はちょっとどういうふうに考えているかお聞きしたい。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 寒河江の場合は、保護者さんに諮問をして、答申を受けるような形でのあの形だというように聞いております。教育展望と大きく掲げて、まずはどういう形が大江町にとっていいんだらうかねということのを来年度は聞いてみたいと。ひょっとしたら、その再来年度、議員がおっしゃったような、もっと具体的になって、学校再編というふうな、学区でなくて、学校再編のようなものになるかもしれませんが、来年度差し当たっては、今の状況を見ながら、どんな姿が大江町にとっていいんだらうねという、そういった議論をしていただければなというふうに今は思っているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 現在で答弁するというのは非常に難しい面もあるというふうな中で、答弁だったというふうに思いますが、最後に、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が大幅に改正されまして、教育長が、今まで教育委員長がいて、教育長がいて、教育行政全般を運営してきたというふうに理解するんですが、教育委員長という職がなくなり、教育長と一本化というふうな中での法律改正がなっております。

そういった中で、非常に大きいなというふうな法改正の中身の中で、総合教育会議というふうな新しい会議が設けられたというふうなことで、地方行政、地方公共団体の長、すなわち、総合教育会議を主催するのが町長だというふうになっております。

それで、今までのやり取りを聞いたと思うんですが、総合教育会議の長である大江町長から、今後の大江町の学区でなくて、学校の再編というふうな形で、どういうふうに聞いておられて、どういうふうに感じて、どういうふうに進めていったほうがいいかなというふうなことがありましたら、町長からお伺いしたい。

○議長（菊地勝秀君） 松田町長。

○町長（松田清隆君） 総合教育会議の中では、教育委員の方々との意見交換の場というふうなことで、町のこれからの方針、そして、教育委員会の方針、そのすり合わせ、または、町

と教育委員会の連携についてどうしていくかというふうなことを協議する場として取り組んでいるところではありますが、今までの一般質問のやり取りを聞いていて感じたことも含めて少しお話しさせていただければ、まずは現実として、1年間に生まれる子どもが二十数人だというふうなことになるのであれば、なっているの、今の現状の学校配置でいけば、中学校の1学年の人数が二十数人になるという現実間違いなく来るというふうなことが1つあり、それが1年限り、2年限りというようなことではないのではないかと心配があるということが1つ。それと併せて、下がってきて小学校になれば、その部分については、当然ながら現体制であれば複式というふうな学級が出てくるというふうな現実があると。

この状況をまずは十分に説明をし、理解していただく中で、果たして、子どものためになる教育というのはどうなのか、どうあるべきか、そういうことをまずはお話をさせていただく必要があるのではないかとこのように思います。

今までは、そういうことに少し目を背けてきたといいますか、現実を真つすぐ見ない中で、こうだろうというふうなことをしてきたのではないかとこのように思います。なので、そこは逃げずにといいますか、正面から、その部分の議論をしなければならない時期に入っているというふうに思います。

あとは、今までも小学校の休校、統合、こういったことが行われてきましたが、今お話しされている部分については、これまでのそういった統廃合というレベルの話ではないのではないかと捉えています。というのは、もう先ほどからいろいろ出ておりますが、小中学校を一体にとか、小学校と中学校が町に1校だとか、そういうふうなことになるわけですから、これはもう大江町の教育そのものの問題だというふうに捉えながら、事を運んでいかなければならないというふうに思います。

今までの学校の統廃合等の成り行きを私なりに振り返ってみますと、やっぱり子どもたちイコール、私は保護者だというふうなことになると思いますが、今の学校の当事者の人、それと地域の学校に対する思い、そういった部分の意識の乖離がこれまでは少しあったのかなというふうに思います。その部分は、丁寧に意見をまとめていかなければならないというふうに思いますので、それはやってみないと分かりませんが、意見を聞きながら、丁寧に説明して、感情ではなく事実として、そのことを受け入れながら、どうしていくべきかというようなことを議論していかなければならないというふうに思います。

ひょっとしたら、スムーズに運ぶかもしれませんが、ひょっとしたら、いろんな面で問題が出てくるかもしれません。そこは、町の姿勢、教育委員会の姿勢は示しながらも、丁寧に

そこはひもほどしていかなければならない。そうしないと、大江町の教育の在り方の方向性として、ひょっとしたら間違ってしまうリスクもあるというふうに思います。

これから現実として、全体の数字を見たときに、令和10年度に入学される1年生の数が20人になるというふうなことがありますので、そこに向かって議論を進めながら、早急に町教育委員会としての方針をまとめていくというふうなことになると思います。

私は段階的に進んでいかないと、一気に行政なり、教育委員会側の考え方を押しつけるような形にはできないというふうに思っておりますので、白紙の段階から意見を集約し、そして、教育委員会の方針を出しながらまとめていき、そして、総合教育会議、町としてというふうなことで進めていくと。ただ、いつまでも、1年ごと今の段階を踏んでいくという時間的余裕がないのかもしれないので、スピーディーにやっていくべきところは進めたいというふうに、教育委員会と共に進んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ありがとうございます。

時代の流れは非常に速い、速くて、追いつくのがちょっと遅かったというふうなことにならないように、そして、実際、子どもたちの教育環境としてどうあるべきか、子どもたちの負担にならないように、保護者の気持ちを酌んでいただいて、早急に結論を出しながら、よい方向で進めていっていただきたいと思っております。それを希望して、一般質問を終わります。

○議長（菊地勝秀君） これで、毛利登志浩君の一般質問を終わります。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議。

令和4年2月24日。ロシアは、世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへの侵略を開始した。さらに現在は、核の力を背景に国際社会の安定を一層脅かしている。

ロシア軍の侵略により多くの人々が住み慣れた地を追われ、避難を余儀なくされている。武力攻撃は居住地にも及び、幼い命が奪われるなどの罪のない民間人にも被害が広がっている。

このようなウクライナの主権と領土を侵害する行為は、明らかに国際法、国連憲章に違反している。

また、今般のロシアの行動は、欧州にとどまらず、海を挟んで対面する日本はもとより、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない。

よって、大江町議会は、ロシアのウクライナへの侵略に対し断固抗議するとともに、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を強く求める。

大江町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年3月4日、大江町議会議長、菊地勝秀殿。

大江町議会議員、伊藤慎一郎。

○議長（菊地勝秀君） 発議第1号の質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これ以降、週明けの9日水曜日まで議案調査等のために本会議は休会とします。

3月9日水曜日午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。
大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時54分

令和4年第1回大江町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

令和4年3月9日(水) 午前10時開議

- 日程第 1 議第 4号 西村山広域行政事務組合と大江町との事務委託に関する規約の一部変更について
- 日程第 2 議第 5号 大江町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について
- 日程第 3 議第 6号 大江町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第 7号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第 8号 大江町条例で定める押印を求める手続きの見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議第 9号 大江町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第10号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第11号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第12号 大江町本郷東放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第10 議第13号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第11 議第14号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議第15号 令和3年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議第16号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議第17号 令和3年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第18号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議第19号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議第20号 令和3年度大江町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第 18 予算特別委員会設置及び付託（新年度当初予算 8 件）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、議第4号 西村山広域行政事務組合と大江町との事務委託に関する規約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） おはようございます。

それでは、議第4号 西村山広域行政事務組合と大江町との事務委託に関する規約の一部変更についてご説明いたします。

資料2の新旧対照表をご覧ください。

西村山広域行政事務組合で運営している交通災害共済事業は、関係市町の住民が不幸にして交通事故に遭った場合に見舞金を支給する相互扶助の理念に基づいた公的な保険制度であります。安価な掛金という利点もあり、昭和54年から多くの町民の皆様からご利用いただてきましたが、近年は人口減少や民間保険の充実など、社会情勢の変化を背景に加入率が極端に下がっており、今後の事業の在り方について首長による理事会などで検討されてきた結果、廃止する結論に達したところであります。

これらの経緯につきましては、令和3年6月定例会の行政報告でご説明しており、9月定例会では、西村山広域行政事務組合規約に関して、事業に関連する部分を削る改正を行ったところであります。

今回の規約変更は、事業の廃止に伴い、事務委託に関する規約第1条第1号の条文、西村山広域行政事務組合交通災害共済条例第6条に規定する共済会員の加入の募集、勧誘に関する事務第7条に規定する共済会費の受領及び収納に関する事務を削り、それに伴い号番号を整理するものであります。あわせて、同条第3号中、前各号を前号に改めるものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第4号の質疑を行います。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 3件ほど質問させていただきたいと思います。

1件は、現在の1市4町が加入しているいわゆる基金の残高というか、どのぐらいのお金になっているのか。

それから、その残高をいわゆるどう扱うのか。例えば、1市4町の加入率、加入者数はそれぞれ全然違いますので、その加入率を参考として案分して分配されるのか。

それから、加入者へそのお金を戻すというか、還元するのかなど、これ等についてお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

令和3年3月末現在で基金残高については9,582万9,000円ほどであります。

残高の使途でありますけれども、まず加入率が1市4町の割合を比較しますと、大江町が36.17%になっております。この率によりまして、この基金残高を分配するというようなことになるかと思っております。その時期については、令和6年度になるかと思っております。

加入者へ還元するかということでございますが、その率によって大江町に還元されると見込まれる金額につきましては、約1,000万円というふうに見込んでおります。そのお金につきましては、担当課としましては、基金的なものをつくりまして、交通安全の経費に充てるために基金を造成して今年度それを取り崩して事業をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 確認のためにお聞きしますけれども、附則の中の第2、この規約の

施行前において、交通災害共済の会員に発生した交通事故についてはなお従前の例によるというふうになっておりまして、大江町と広域との事務委託については4月1日から解消されるというふうな中で、この交通災害共済の施行、この規約の施行前というのはどういうふうな理解でよろしいのか。いわゆる、今年度3月末までの交通事故等があった場合、翌年度に支払いになるというふうなことだと思っただけけれども、その事務手続等については、直接広域のほうにあって、広域で処理して、大江町は全然関与しないというふうになるのでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

いわゆる、この見舞金の請求する請求事由とといいますか、その原因については、今年の3月末で消滅するというようなこととなります。その見舞金の支払う有効期限とといいますか、それにつきましては、令和4年度、令和5年度の2年間有効というようなこととなります。

実際の手続につきましては、市町村のほうでもそれを一旦受理しまして進達すると、そういった事務は残ってくるというふうになります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第4号 西村山広域行政事務組合と大江町との事務委託に関する規約の一部変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、審議の方法についてお諮りします。

日程第2、議第5号 大江町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定についてから、日程第4、議第7号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案は関連していることから、詳細説明を一括して行うこととし、議案の審議は1議案ずつ行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

◎議第5号～議第7号の説明

○議長（菊地勝秀君） それでは、議第5号から議第7号について議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第5号から7号まで一括してご説明いたします。

初めに、議第5号 大江町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定についてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

本議案は、令和4年7月1日より行政不服審査会に係る事務を県に委託することに伴い規約を制定するものであり、多くの市町村と一部事務組合が広域連携の一環として事務の効率化を図ることとしています。

当該業務の委託料として、市町村の人口割等で算出する方法により、年間2万6,000円の費用負担が発生します。

なお、県への事務委託に至る背景につきましては、特に町村においてこれらの審査請求の件数が極めて少数であることが挙げられます。仮に審査請求の事案が発生した場合は、速やかに学識経験者による審査委員を委嘱し、第三者機関である行政不服審査会を設置しなければなりません。現実問題として小規模自治体では不服申立てを適正に審査し得るような専門的知識と経験を兼ね備えた人材が不足している現状にあります。

大江町ではこれまで行政不服審査請求に至ったケースはありませんが、今後一層、個々の権利主張が強くなることが予想される時代におきまして、行政不服審査請求の事案が発生した場合、迅速かつ適正に審査し得る体制を備えておくことが肝要であります。このことから専門的知識と経験を兼ね備えた人材を擁している県の行政不服審査会に、事務の効率化と広域連携の観点から事務を委託することに至ったものであります。

参考までに、県の行政不服審査会における年間の審査請求処理件数は過去5年平均で1年

当たり3.8件となっています。また、行政不服審査請求の主な事例としましては、住民税の減免措置や固定資産評価の妥当性、介護保険の要介護認定、生活保護の認定、飲食店の営業許可、建築基準法に基づく許認可などがあるようです。

続きまして、第6号 大江町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。

ただいま申し上げたとおり、令和4年4月1日より行政不服審査会に係る事務を県に委託することに伴い、審査会としての組織や運営に係る箇所を全て削除し、条文を整理するものです。具体的には、第1条の一部と第2条から第11条、そして第13条を全て削除することとなります。また、別表に関連して、第12条関係を第2条関係に改正するものであります。

議第7号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料5をご覧ください。

本議案も、第6号と同様、県に事務を委託することに伴い、行政不服審査会委員に係る箇所を全て削除して、条文を整理するものです。

具体的には、別表第2の非常勤の職員の報酬表の中の行政不服審査委員会委員の日額が記載されている欄を全て欄を削除することになります。

以上であります。

◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） それでは、議第5号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第5号 大江町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について、これを原案のとおり

賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 次に、日程第3、議第6号 大江町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第6号 大江町行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案どおり可決されました。

◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 次に、日程第4、議第7号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） どうもすみません。新たに政策推進課の……。失礼しました。

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第7号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、議第8号 大江町条例で定める押印を求める手続きの見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第8号 大江町条例で定める押印を求める手続きの見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

町長説明にもありましたように、行政手続等における住民の負担を軽減し、オンラインによる申請手続を可能にすることにより、将来的な行政のデジタル化の足がかりとすることを目的としています。

押印廃止の基準としては、登録印によらない押印、いわゆる認め印については、押印を求める合理性が乏しいと考えられる場合が多いため、基本的に廃止する方向で考えているところです。

資料6をご覧ください。

押印廃止に伴い改正を必要とする関係条例は、大江町職員のサービスの宣誓に関する条例、大江町固定資産評価審査委員会条例、大江町火入れに関する条例の3本であります。

具体的な改正箇所については、職員のサービスの宣誓に関する条例は、宣誓書の様式にある「氏名 印」を「氏名」に、固定資産評価審査委員会条例は、意見陳述調書や口頭審理調書、実地調査調書、議事調書等の調書作成時に求められている「署名押印」を「署名」に、火入

れに関する条例は火入れ許可申請書の様式にある「氏名 印」を「氏名」に改めるものであります。

なお、押印廃止の施行日は令和4年4月1日を予定しています。

以上、押印を求める条文が規定されている条例は僅かであり、多くは規約や規程で定められています。今後それぞれの担当課で関係する規約等の洗い出しを行い、役場全体での調整も加えながら、並行して規約等の改正も進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 議第8号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を終わります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第8号 大江町条例で定める押印を求める手続きの見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第6、議第9号 大江町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第9号 大江町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

現在の政策推進課は、政策推進係、商工振興係、観光振興係、そして令和3年度に設置した移住・定住推進室に属する地域交流係の4つの係で構成されています。

さきの全員協議会と議案一括上程の中で町長が申し上げておりますが、新たな行政課題への対応に加え、移住・定住促進の目に見える成果を求めてさらに力を注ぐ必要があること、道の駅再整備や健康温泉館浴室改修などの大規模プロジェクトの存在、そして左沢駅と花火大会の100周年記念イベントなど、特に政策推進課には4年度の町の重要事業が集中しております。

したがって、役場全体の業務バランス等も考慮し、政策推進課を政策推進課と地域振興課の2つの課の体制に分割、再編するものであります。

資料4の新旧対照表のとおり、第1条第2号政策推進課の次に、第3号として地域振興課を加え、以下、各号を繰り下げて条文を整理いたします。

なお、政策推進課は現在の政策推進係をベースに、主に政策企画立案などソフト的な業務が中心の係と、道の駅再整備などハード的な業務も担う係の2つの係で構成することを想定しています。

移住・定住推進室の地域交流係は新設する地域振興課の所属とし、商工振興係、観光振興係と共に3つの係で構成することを想定しています。

なお、現時点ではこのような考えであります。係につきましては他課を含めて名称変更や統廃合を行う可能性など流動的要素がありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 議第9号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第9号 大江町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第7、議第10号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第10号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

資料8の新旧対照表をご覧ください。

条例の別表第2につきましては、条例第14条で規定される特別休暇の事由と期間が規定されております。

別表第2の（5－2）には、国の人事院勧告に基づき、職員が不妊治療に伴う通院等のため勤務しないことが相当と認められる場合を追加するものです。

期間については、1年において5日の範囲内とし、体外受精等の特別な治療においては10日の範囲内と規定するものであります。

これは国と山形県でも制度が整備されたことから、本町においても同様に条例で定めるものであります。

次に、別表第2の（14）については、男性職員の育児参加休暇を追加するものであり、男性職員が妻の産前6週、産後8週の期間において、出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため勤務しないことが相当と認められる場合に、5日の範囲内で取得できるよう規定するものであります。

こちらも国と山形県で当該制度が整備されていることから、本町の職員においても男性の育児に関わる時間を増やすことを奨励し、職員の家庭での子育てを支援、そして子育てしやすい職場環境を整備するものであります。

次に、別表第2の（18）であります。職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合、いわゆる夏季休暇につきましては、これまで7月から9月までの期間において3日の範囲内としておりましたが、山形県や近隣自治体と比較して休暇日数が少ない現状であることから、職員のワークライフバランスの確立の観点や、国が提唱している働き方改革の必要性を鑑み、2日を増やし、5日の範囲内と改正するものであります。

なお、大江町特有の事情として、夏まつり大会が開催されるお盆前後は休暇取得が困難であることから、取得期間の始期を6月とし、1か月早めることで取得率向上を促すものであります。

職員の休暇を充実させることで、仕事のオン・オフのメリハリを利かせ、近年、重要性が高まっているメンタルヘルスにも好影響が生まれるものと期待しているところであります。

以下、これらの所要の改正を行うことから、各項を1項ずつ繰り下げて条文を整理するものであります。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 議第10号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第10号 大江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第8、議第11号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第11号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

まず、経緯について申し上げますと、令和3年8月10日付で人事院が行った「公務員人事

管理に関する報告」と「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため講じる措置が示されました。この中で、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等の措置について、令和4年4月1日から施行されることとなっております。

このため、地方公務員においても地方公務員法第24条第4項に規定される均衡の原則に基づき、国家公務員と同様の措置を講ずることが求められていることから、大江町においても国の人事院規則の改正に伴い、本条例を改正するものであります。

資料9の新旧対照表をご覧ください。

第2条については、これまで非常勤職員は任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上でなければ育児休業を取得することができませんでしたが、その取得要件が廃止されることにより、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、雇用当初からこれらの休業を取得できるよう改正するものであります。

第17条の部分休業に関しても、考え方は第2条の改正と同様であります。

また、第21条におきましては、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置として、当該職員の意向を確認するため面談等の措置を講じること、第22条においても、研修機会の充実や相談体制などを構築することについて義務化されることから、新たに条例で規定するものであります。

このことにより、男性女性の性別を問わず育児休業を取得しやすくなる体制を整え、職員が育児に積極的に関わっていく環境を整備することで、子どもを産み育てやすい職場づくりを推進していくものであります。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 議第11号の質疑を行います。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 1件だけお伺いしたいと思います。

第22条の第1号に職員に対する育児休業に係る研修の実施とありますが、こういった研修はどういった機関というか、どういった方の下で研修をされるのか。あと、役場職員の方で、もちろんご結婚される方のみなのか、それとも皆さん総員というか、全部研修されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 研修の在り方ではありますが、今のところは外部講師を呼ぶとか

そういうところまでは想定していないんですが、役場の中で若手職員を対象に、こうした育児休業に対する意識を高める、そういった勉強会的なものを実施していきたいというふうに考えております。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございますか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第11号 大江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第9、議第12号 大江町本郷東放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 議第12号 大江町本郷東放課後児童クラブの指定管理者の指定の詳細についてご説明申し上げます。

大江町本郷東放課後児童クラブにつきましては、本郷東小学校区の児童を対象とした放課後児童クラブとして平成28年度に施設を整備し、平成29年度から指定管理者制度を活用しながら事業を運営してまいりました。

このたび、当初5年間の指定期間が今年度末で終了するため、改めて令和3年11月18日から令和4年1月18日までの期間において指定管理者の公募を行ったところでございます。

この結果、期間内に1つの団体から申請があり、この申請内容を令和4年2月2日開催の

大江町公の施設に係る指定管理者（候補者）選定委員会において審査を行ったところ、大江町大字藤田402番地の4、社会福祉法人あゆみ会、理事長小関政一が候補者として選定されたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案をするものでございます。

また、指定管理の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間で公募しておりましたが、指定管理者（候補者）選定委員会において、少子化による将来児童数の減少による施設経営の影響などを鑑み、指定期間を3年間として指定管理者（候補者）が選定されたため、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとするものでございます。

なお、資料10として選定結果、社会福祉法人あゆみ会の法人の概要、事業計画書及び収支計画書を添付しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第12号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第12号 大江町本郷東放課後児童クラブの指定管理者の指定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（菊地勝秀君） それではお諮りします。

議第13号から議第19号までの一般会計及び各特別会計補正予算については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言の際はページ数を明らかにして発言していただきたいと思います。

◎議第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、議第13号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第13号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第12号）の詳細についてご説明いたします。

初めに、6ページの第2表繰越明許費補正は、国の経済対策の補正予算に関連したもので、このたびの補正で予算計上した事業のほか、コロナ禍でいわゆる半導体不足の影響を受け部品等の調達が遅れによるもの、今シーズンの豪雪の影響を受けたものなど、年度内での完了が困難となった事業を追加するものであります。

7ページの第3表地方債補正は、公共交通対策事業をはじめ7件につきまして、事業費の精査等に伴い限度額を変更するものです。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

期末手当の支給月数減に伴う款項目ごとの職員手当等の減額のほか、経常的な事務経費や年度末の精算処理、各特別会計の繰出金の精算、コロナの影響で中止や縮小となった事業の減額などについては、説明を一部省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

16ページをお開きください。

1款議会費は250万円の減額です。行政調査の中止による研修旅費や自動車借上料の減額をはじめ、今後の支出見込みを精査したものであります。

下段からの2款総務費は1億9,412万9,000円の増額です。

17ページの4目財産管理費は、道の駅再整備をはじめとする今後の公共施設の整備、改修等に備えるため、町有施設整備基金への積立金と国の経済対策に関連して普通交付税の追加交付があったもののうち、臨時財政対策債の償還額に対する繰上げ措置分について、減債基

金の積立金を追加いたしました。また、燃油高騰の影響で電気料金や灯油代等にも影響が出ているため、庁舎の燃料費と電気料を追加しております。

5目企画費は、地域おこし協力隊1名を募集しておりましたが、応募がなかったため報酬などの経費を減額しております。

18ページの7目公共交通対策費のバス路線維持費補助金は、寒河江宮宿間の山交バス路線について、補助対象期間中の実績が確定したことから追加するものであります。

8目移住定住促進費の各補助金の減額は、対象者が当初の見込み数を下回ることから減額するものです。

20ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続をワンストップ化するためのシステム改修委託料などを追加しております。

4項2目衆議院議員選挙費は、実績により精算減額するものです。

21ページ下段からの3款民生費は229万1,000円の増額です。

1項1目社会福祉総務費のうち福祉バス運行委託料は、コロナの影響で一部事業が中止となったため減額するものです。また、高齢化社会の進行による新たな福祉サービス需要や将来的な財源不足に備えるため、地域福祉振興基金への積立金を追加いたします。

4目障害者福祉費は、地域生活支援事業委託料や扶助費の各給付費について、利用者の減少などにより減額しております。また、返還金の追加は、過年度に過大交付された国庫負担金等を返還するものです。

23ページをお開きください。

2項1目児童福祉総務費は、国の補正予算により措置された保育士等処遇改善臨時特例給付金を追加したほか、当初想定よりも利用が伸びている子育て支援医療費を追加しております。また、返還金の追加は過年度に過大交付された国庫負担金等を返還するものです。

2目児童措置費は、民間立保育園運営委託料及び施設型給付費負担金について、入所者数の減少により減額するものです。

24ページをお開きください。

4目児童福祉施設費は、放課後児童クラブの実績見込みに基づき、放課後児童健全育成事業委託料を追加しております。

下段からの4款衛生費は683万8,000円の減額です。いずれも事業精算による減額が多くなっていますが、25ページの2目予防費のうち健康診査委託料は、人間ドック等の受診率が当

初想定よりも高かったため追加するものです。

また、ワクチン接種委託料は3回目の接種について、接種間隔の前倒しに対応するため追加をしております。

下段からの6款農林水産業費は3,453万円の追加です。

26ページをお開きください。

3目農業振興費は、農林水産物等災害対策事業補助金など各補助金について、事業の中止や実績見込みに基づき減額をしております。

5目農地費のうち測量設計等委託料と農村地域防災減災事業負担金は、いずれも国の補正予算に対応したもので、農業用ため池の廃止に向けた測量設計と大江中部地区、大江三郷地区の県営事業負担金を追加するものです。

27ページをお開きください。

8目農地利用調整事業費の農用地流動化奨励事業補助金は、当初想定よりも対象面積が増えたため追加するものです。

2項2目林業振興費も国の補正予算に対応したもので、林道小新檜山線ののり面保護工事費を追加しております。

下段からの7款商工費は3,773万3,000円の増額です。

28ページをお開きください。

2目商工振興費は、雇用調整助成金申請代行補助金など、実績見込みに基づき減額をしております。

3目観光費は、さきの全員協議会でご説明したとおり、コロナの影響が長期化し、公共温泉施設等の経営状況が厳しさを増しているところです。これらの施設は観光誘客だけでなく、住民福祉の向上、健康増進、そして雇用の場確保の面からも町にとって欠くことのできない施設であるため、産業振興公社の経営改善に資するための支援金を交付することといたします。

中段からの8款土木費は1,734万円の減額です。

29ページをお開きください。

4目道路新設改良費は、町道所部線側溝整備工事の施工延長が伸びたことなど進捗状況を精査し、工事費を追加いたしました。

30ページをお開きください。

5項2目住環境整備費は、西山杉材利用促進事業補助金など実績見込みに基づき減額をし

ております。

9款消防費は273万3,000円の減額です。

いずれも精算による減額であります。1項4目災害対策費の自主防災組織育成・活動支援事業補助金は制度発足から7年目を迎え、申請件数が落ち着いてきたことなどが影響しております。

31ページをお開きください。

10款教育費は124万2,000円の増額です。

2項1目小学校管理費の光熱水費の追加は、燃油高騰の影響に加え、コロナ対策として常に換気をしながらの授業となっている影響で、電気料が想定よりもかさんだものであります。

スクールバス購入費は、令和4年度からバス通学区域を拡充するに当たり、費用面だけでなく、可能な限り早く取得したいとの考えから、中古車両を購入しようとするものです。

32ページをお開きください。

3項1目中学校管理費のうち学校給食設備整備等補助金の追加は、学校給食会から調理業務の委託先に貸与している冷凍庫が故障したため、その修繕に係る経費の2分の1を補助するものです。

33ページをお開きください。

4項1目社会教育総務費のうち20歳のつどい実行委員会補助金は、今年度の開催が中止となったことから減額するものです。

2目公民館費においても、燃油高騰などの影響により、中央公民館やふれあい会館の燃料費、光熱水費を追加しております。

34ページをお開きください。

5目文化財保護費は、町道改良工事関連の試掘と、左沢楯山城の発掘調査業務委託料について、事業精査により減額するものであります。

2目体育施設費についても、各施設の燃料費、光熱水費を追加するほか、工事請負費は体育センターの火災報知器受信機更新工事ではありますが、部材の調達が困難となり、発注できなかったため減額するものであります。

11款災害復旧費は548万6,000円の増額です。

1項1目土木施設災害復旧費は、町道山田原市野沢線の地滑り災害に係る解析設計業務を追加するほか、町道小清十郎畑線道路災害復旧工事費などを追加計上いたします。

以上が歳出予算の概要であります。

8ページに戻っていただきたいと思います。

歳入予算です。

1款町税は307万円の増額です。各税目の滞納繰越分について、12月末の収入済額に基づき追加をしております。

6款法人事業税交付金及び10款地方交付税の普通交付税は、本年度の交付状況を前年度と比較しながら収入見込額を推計し、追加をしております。

9ページをお開きください。

12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料は、収入見込額や収納実績に基づく精査により、それぞれ減額または追加しております。

10ページをお開きください。

14款国庫支出金から15ページ上段までの20款諸収入は、歳出予算の特定財源であり、歳出決算見込み等に基づき補正しておりますが、このうち13ページ下段の不用品売払収入は、本年度、除雪ドーザを県から払下げを受けましたので、不要となった除雪ドーザを売却した収入を計上しております。

15ページをお開きください。

21款町債は、冒頭の第3表地方債補正及び歳出予算でも説明しておりますが、それぞれの事業費を精査したほか、県との協議による同意額の範囲内で事業間の調整を図ったものであります。

以上が令和3年度大江町一般会計補正予算（第12号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） 11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第13号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 34ページをお願いします。

34ページの文化財保護費の中で、機械等借上料についてお伺いしたいと思います。これはどういう機械で、どういう契約で借りているのか、ちょっと詳細をお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

文化財保護費の中の機械借上料でございますけれども、34ページのその一つ上をご覧くださいと思います。発掘調査業務委託料、こちらのほうと連動するものでございます。発掘調査業務委託料につきましては、舟唄碑元屋敷線の改良工事が予定されておりましたが、用地の関係で工事ができなかったということです。工事をするというふうになると、発掘調査、埋蔵文化財の包蔵地になっておりますので、発掘調査をしなければならないというふうになっております。そのために委託料と借上料、バックホーなどの機械を借りて発掘するため、機械の借上料を取っていたのですが、工事が今年度始まらなかったということで、今回補正で落とさせていただくものであります。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） バックホー、もうちょっとマイク、籠って聞こえないところがあるんでお願いしたいと思います。

バックホーの借り上げということで今聞きましたけれども、バックホーを使用する方はどなたなんですか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

業者のほうに委託をして、発掘調査に協力していただくというようなことを考えておりました。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤慎一郎君。

○8番（伊藤慎一郎君） 業者でバックホーを借りて、恐らく請負の中にバックホーなんかも入っているのかなという感じがするんですけども、例えば業者によって事業を請け負うと。そのときに、バックホーというのは見積りに入っていなかったということでいいのかな。お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

様々な機械の借り上げが想定、ただいまバックホーというふうに申し上げましたが、草刈り機でありますとか、ちょっと様々な発掘に必要な機械をここで借り上げとして見ておりま

したので、実際、委託が始まらなかったの、どこにどういうふうに含まるかはまだ精査していませんでしたので、予算で取っていた金額をここで落とさせていただきたいということでございます。

○議長（菊地勝秀君） ほかにありませんか。

3番、藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

ページ数が29ページ、8款2項5目の中の14節工事請負費、交通安全施設等設置工事費652万6,000円減についてお伺いします。

先ほどの説明では、できていない工事があるというふうにお伺いしていますけれども、今年度は諏訪堂中山線の線引きとか、町内グリーンベルト、あと中沢口のガードレール事業等があったと思いますけれども、どの事業がなっていないのかお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えいたします。

8款2項5目交通安全施設費の工事請負費になりますが、この部分については、小清十郎畑線の防護柵補修工事、ガードレールですね、そちらのほうの補修工事、あと原町小漆川線ほか交通安全施設というようなことで、外側線の関係。あと、あかざクリニックさんのほうで開業したということで横断歩道もつけておりますが、そちらの部分がちょっと低く抑えられたというようなこと。それと、沢口勝生線の防護柵の補修工事というようなことで請け差部分があったので、その部分を合わせて減額というような形でさせていただいたものでございます。

○議長（菊地勝秀君） 藤野広美さん。

○3番（藤野広美君） あと、来年度にするというのはないのでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 来年度につきましては、また来年度の予算の中で優先箇所、確認をさせていただいた上で、実施したいというようなことでは考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 1番、橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

6ページの繰越明許費の中から、消防費の中の防災情報伝達多重化システム構築事業2,145万円についてお伺いいたします。

こちらは、来年度のいつ頃完成見込みか教えてください。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

繰越明許費となった事業でありますけれども、この件につきましては、先ほどご説明したとおり、繰り越した理由が、そういったコロナの影響で部材が入ってこないというのが理由であります。やはり事業の性質からして、なるだけ早く来年度の降雨シーズン前にはというように考えてはいますけれども、ちょっとそれも難しい状況になってきておりまして、上半期にはぜひ終了したいということで今進めているところであります。

○議長（菊地勝秀君） 橋本彩子さん。

○1番（橋本彩子君） では確認ですが、これはシステムといってもソフトじゃなくて、ハードの面で今うまくいっていない、進まないということで間違いないでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 資材が入ってこないということが原因になります。

○議長（菊地勝秀君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 28ページの民生費の中の18節保育士等処遇改善臨時特例交付金というのがあるんですけども、毎年いろいろ給与が安いから出ていると思うんですけども、これはどのぐらい給与に上乘せになったのかということで……

○議長（菊地勝秀君） 結城議員、もう一度ページ数を提示してください。

○9番（結城岩太郎君） 23ページ、民生費。

○議長（菊地勝秀君） どうぞ。

○9番（結城岩太郎君） ここの児童福祉総務費の18節保育士等処遇改善臨時特例交付金の108万の中身といたしますか、どのぐらい改善になったかというか、上乘せになったかというか、そこら辺お願いします。

○議長（菊地勝秀君） 伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましては、国の新しい資本主義の分配戦略ということで、例えば介護職員、看護職員、保育職員、あとは幼児教育に関わる職員等につきましては、コロナ禍の中でも最前線で一生懸命頑張っていたということで、国の政策のほうで、その方々の賃金を約3%、月額9,000円ほど引き上げる処置を令和4年2月から実施をするものでございます。

以上でございます。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） それでは、28ページの観光費の14節の工事請負費が450万円。健康温泉館の改修工事で減になっておりますが、これはどういった内容で、何でこういうふうなことが生じたのかお伺いします。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 7款1項3目観光費の工事請負費450万円の減につきましては、当初予算では健康温泉館の生け垣を工事する予定でございましたけれども、来年度、石風呂の改築工事を行いますので、その辺との兼ね合いを見ながら、来年度に生け垣工事を一緒に、石風呂の工事と一緒に生け垣工事をやりたいということから、今年度の予算からは減額させていただいたところでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 毎日私は温泉に行っているんですけども、新しい風呂の渡り廊下の雨漏り、これが非常にみだぐなくて、3か月ぐらいバケツを置いているんですよ。それで、1か月前あたり、直したんだか知らないけれども、バケツがなくなったということで安心していたんですが、またこの頃バケツを3つも置いて、上にペットボトルを下げると。非常にみだぐないのよ。こういうふうな工事請負費の減額、先ほどの生け垣というのもあったんだけれども、ああいうふうなのは、まだ10年もたっていないところの渡り廊下が雨漏りしてバケツを置いておかないとというような、そういうふうな、健康温泉館でも非常に来る方に対して不愉快な思いをしているというふうに思うんですけども、その点は取り組んでいるんですか。現状、分かっていますか。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 今、議員おっしゃったとおり、新しいお風呂、新浴室、木風呂を改修した部分の渡り廊下の部分については、以前からペットボトルなどを使用というか、対応してきたところで、議員おっしゃったとおり、1か月前に応急処置を行ったところですが、なかなか改善に至らなかったということがございます。

ただ、来年度、今現在の石風呂を改築すると、今現在の石風呂の浴室の部分が脱衣室になってきます。原因が今現在の浴室から、石風呂のところの浴室からの湯気がこちらのほうに入ってきているというような状況がありますので、その辺のところは来年度の工事の中で抜

本的な見直しを行った上で、雨漏りというか、水滴が落ちてこないような抜本的な解決をしていきたいと思えます。

ただ、今現在でもやっぱりバケツを置いたり、あとは三角コーンを置いたりして、かなり利用者の方にはご迷惑をおかけしておりますので、その辺のところは応急処置で早急に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 先ほど10年もたっていないというふうなことを言ったわけけれども、今後石風呂を整備するにも、渡り廊下等の新しい浴槽には渡り廊下も造るというふうな平面図になっているようだけれども、施工ミスとか設計ミスとかというのはなかったんでしょかね。そこら辺はどのように担当課としては捉えているのでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 当然、設計及び施工をする場合については、万全の体制で行っている。ただ、状況としてはそのようになってきたということがありますので、今後、来年度、石風呂の改築を行いますので、その辺のところは十分に対応していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページ数が31ページ、一番下、教育費、所管でありますけれども、再度質問させていただきたいと思えます。

スクールバス購入費の900万円というところがあります。私はこのスクールバス購入、バスで子どもを通学に使ってもらうことには反対ではありませんが、一言、意見を申させていただきます。

以前、4年前にある議員の方が遠方の子どもに対して、また小学校全校生徒に対して、バス通学をするべきではないかと質問されました。そのときの教育長の答弁の中で、私が本当にすばらしい教育長だと思った言葉があるんですけども、子どもたちは毎日の通学の中で様々なことを学ぶという言葉が本当に心に残っております。やはり遠いところから通う子どもは、それなりに大変だと思いますけれども、その通学の道で、お兄さんとかお姉ちゃんに様々なことを教わりながら、学校に通って、多くのことを学びながら通学しているものだと思います。また、体力的にもそういうふうなこと、毎日歩くことによって、子どもの体力

が増進してくるというか、そういうふうになるということを教育長が毅然とした態度で言われたことが今でも思い出します。

その中で、ここ何回かの議会の中で一部の議員から、バス通学のことで質問されたと思います。その中で、一部の町民の方、またある区長さんから言われました。そういうふうに行われれば、やはりそれは我々議員が行政に対して圧力をかける言葉になるのではないかと私は率直に思っております。ただ、そのところで、教育長が私は本当は負けないで、やはりこういうことでバスの通学に関してはもう少し時間をくださいとか、時間をいただきたいということを言っていただければ、私はよかったなと思っているんですけども、今回このバスを導入することになったということで、昨日、課長にどういうふうな感じでそのバスを運行するんだと言ったら、ある区の一部、いわゆるある区の区長さんがお願いした区の、全部じゃなくて一部、大体2キロ相当を計算して、2キロ以上の子どもたちに対してバスの送迎をするという話が出てまいりました。

ここも私は違うかなと。何で2キロという線を引くのか。やるのであれば、やはり一律に、本郷東、左沢小学区、全部の子どもたちにバスで通学、下校させるべきではないかと思っております。

今後、小学校に関しては統合ということも考えなければいけないと思います。そういうふうになったときに、やはりそのところで初めて全校生徒のバスの通学、下校、そういうものを考えても遅くはなかったのではないかと思っておりますが、昨日、課長から、この件に関して一応回答いただいておりますけれども、この件に関して教育長は今どういうふうに思っているか、教育長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 6年前のことというふうなことで、私が答弁したのか、前の教育長なのか、ちょっと私は記憶にないのですけれども、ただ基本的には、私が言ったとすれば、通学そのものは私は子どもの足で通って行くというのが基本だという考えは全然変わっておりません。それが基本だと、そういうところに学校は本当はあるべきなんだというような考えがありますので。ただ、今までの経過から、やっぱり統合があったり、それから場所が変わったり、そういうことの中で、いろんな状況が出てくる。例えば、交通事故の問題、安全に関わる問題、雪、それから暑さ等々があって、当然2キロという線は引いているのですけれども、それは一つの目安であって、それに準ずるようなところも状況によっては考えなければいけない。

昨年の6月と12月にもご質問をいただいているわけですが、その中でやっぱり安全ということを考えれば、例えば近くでもバスの子がいたり、あるいは遠くでも歩いたほうが良いような場合もあるだろうと。そこを総合的に考えたところで、やっぱり考えるべきだろうというふうに思っています。だから、状況によって違ってくるといようなこともあります。今回、スクールバスの要綱の中に2キロというふうな線を引かせていただいておりますけれども、2キロという部分で考えて、保護者、藤田区の方の要望などもお聞きをしながら、そこで今回バスを買わせていただいて、2キロというのは大体ですけれども、藤田でも縦に長いものですから、本当は行政区単位ということもあるわけですが、O-KIDSの藤田小見線の南側の子どもさんについてを頭に入れながらバスを購入して、あその部分の子どもたち、柏陵団地の子どもを含めて送迎をするというふうなことを考えさせていただいているというふうなことであります。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、私は区のほうは隠してしゃべったんですけれども、教育長は言ってしまったので。そういうこと、今教育長がおっしゃったことはありますけれども、その中で、私も注意しなければならないんですけれども、議員がこの場所で質問するということは、それなりの威圧感もあると思います。そういう中で、執行部の方が議員が言っているんだからということで、何とかそれをしなければならないとか、そういうのはやはり違うのではないかと思っております。やはり、この場できちんと議論をして、どういうふうにしてそれを解決していくかということをしちんとしないと、何かおかしいのかなど。

このバスに関しても、今回購入費が900万、それに関わる運転士等を雇い入れるのに約200万、1,000万円かかるということなんです。そういうものをただこの場所に出た、何が出た、教育長の考えは、歩くのが基本だと言いながらも、そういうふうなところで、2キロの範囲でということで、新しく今回要綱に入れたと思いますけれども、そういうようなことでバスを入れるというのであれば、次の6月の議会で、私はもっと近い区の場所にスクールバスを通してくださいと質問をさせていただきます。そうすると、多分今年度、今年の12月頃には、また1台バスを買って、そこにバスを走らせる。そういう考えで、私は毎回定例会でバスの運行をお願いするような形の質問をさせていただきますけれども、どうでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） バスの問題は非常に微妙で、というのは、必ずこう線引きをすると、ここはどうだ、ここはどうだというふうなことは必ず出てきます。例えば、10メートル、20

メートル離れた子どもがどうなんだというようなことがあります。それは状況に応じてというふうなことかと思いますが、基本的に私が申し上げたようなことは間違いないというふうに私は思っていますけれども、その状況に応じて要望があればやっぱり耳を傾けるということも必要だと思いますし、保護者のお考えや、地域のお考えというふうなことも、やっぱり聞く必要があるだろうというふうに私は感じているところであります。

議会の中できちんとというふうなお話があったというふうに思いますけれども、議員さん方からもそのことについて、いろんなご意見があったと思いますので、そういう意見なども、私は例えば議員さんと一対一でお話しするというふうなことではなくて、例えば議員さん方のお考えなどを聞くという機会などが、もっとフランクにあってもいいのかなというふうなお話を今感じたところであります。

○議長（菊地勝秀君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今回の件というのは、これまでの様々な議会活動の中の一つだと思います。我々議員も、やはりきちんと襟を正して、どういうふうなことをやはり質問の中でするかとか、質疑の中でするかというものを考えながら、どうやったらこの町をよくするかとか、子どもたちのためになるかというものをきちんと考えながらしなければならないということに改めて感じさせるような、このスクールバスの問題になったと思います。

そういうところをきちんと我々も頑張ってやりますので、執行部のほうもやはりきちんとぶれないで、やはりきちんと話をしてやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「関連」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） このスクールバス購入に対しての関連質問を行いたいというふうに思います。

900万で中古車のスクールバスを購入するというふうなことをございますけれども、何年式で、何人乗れるのかというふうなことが第1点。

それから、学校教育法の中の学校設置というのは、やはり4キロを範囲とした中での学校をつくるというふうな建前の中で、これまでそれを遵守した形の中で、登下校もやってきたということの中で、やっぱり時代の流れとともに、子どもたちが少なくなっているというふうなこともあるでしょうし、あるいはスクールゾーンというか、登下校の際の歩道があまりできないというふうなこともあると思うんですけども、やはり基本的には歩くということが

基本だと思います、私も。そういった中で、ある地区を2キロの範囲で組んでいるということであるとするならば、これまでやってきた教育の理念というか、子どもが小さいときの集団登下校なんていうものは、分断されるのではないかなというふうに率直な不安を持っているんだけど、要するにやっぱり登下校は子どもたちの中でのいろんなコミュニケーションを取りながら、上級生あるいは下級生を面倒見るとか、そういうふうなのが醸成されてくるのかなというふうに思うんですよ。

だから、こういうことで対応するというふうなのはいいんですけども、あくまでも地域、区、集落を分断するような形は取ってほしくないなというふうに思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 毛利議員の質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目であります。何年式で何人かというご質問ですけども、中古車でございますので、こちらで様式を示す必要があるということなので、今現在考えているところでは、平成30年度式以降の新しいもの、比較的新しいものを考えております。乗車人数といたしましては28人乗りを考えているところでございます。

それから、2つ目の質問ですけども、学校を4キロ範囲にということでございましたけれども、基本的にやっぱりかつては学校がたくさんあった時代があったと思います。その後、教育長も申し上げておりましたけれども、子どもたちが減少して、今現在、中学校1校、小学校2校体制というふうなことになりまして、歩く範囲の子どもが増えてきたということがございます。その中で、関野議員からも毛利議員からも歩く大切さということを教えていただいておりますけれども、やはり遠くてどうしても低学年になると大変だということの方が保護者の方からも要望がございました。その中で、これまでバスの運行範囲を定めてきたわけでございます。

状況がやっぱり大きく変わっていますのは、少子化によりまして、かつてのような集団登校で、上級生が1年生を見るというのがやはり理想だとは思いますが、その登校班自体すら組めない区も出てきたということもあり、1人で通学させるのは危険だというようなこともございまして、組み直ししながらこれまで進めてきたわけでございます。

このたびも藤田区の一部をということで進めてまいりましたけれども、毛利議員がおっしゃる、区を分断してしまうようなことがあってはならないのではないかなということ、それは我々も重々承知しながら進めてまいりました。保護者の方と、それから学校とも打合せをし

ながらこの区切りを、あと登校班の見直しを進めながら、ここまで来たわけでございます。その中で、何とかいち早くバスを運行させてあげたいなという思いで計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 率直にお伺いしますけれども、藤田区の来年度の入学も含めた中で藤田区の左沢小学校の生徒は何人というふうに見込んでおり、そしてそのスクールバスに乗せるというふうな人数は何人ですか。

○議長（菊地勝秀君） 西田教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えを申し上げます。

藤田区の中で卒業する子、それから新たに入学する子を含めまして、来年度の予定は58名でございます。そのうちスクールバスに乗車予定数が28人ということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 28人乗りで満杯乗せるというふうなこと。外れるのが30人ぐらいになるわけ。ということになると、今までどういうふうな登下校をしてきたか分からないんですけれども、南と西がちょっと分かれて登下校しているというふうな状況なのか、分からないんですけども、28人乗りで28人を乗せるというふうな意味での区切りみたいなことを捉えるんですけども、先ほど言ったような分断するような行為というか、そういうふうなのは、もう一度聞きますけれども、その辺は教育長はどのように考えていますか。

○議長（菊地勝秀君） 犬飼教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 分断というのは大変重い言葉だというふうに思いますが、一つの行政区があつて、今までも子ども会があつて、子ども会を中心に班編成をして、6年生が小さい子を見ながらという、そういうパターンはあるわけで、それは大事だと思います。

今回、藤田区というのは非常に大きくて、隣組も多いし、子どもの数も多いといった中で、一つのまとまりとして考えるということは大事だと思いますけれども、苦渋の線引きをさせていただいたということで、ご了解をお願いしたいというふうな気持ちであります。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ございませんか。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 30ページの9款1項4目の負担金、自主防災組織育成活動補助金ということであります。120万ほど減額になっていますが、自主防災につきましては、私が住

んでいる区でも、毎年、避難訓練ですか、こういったものを蛍水グラウンドで毎年避難訓練をやっております。

そこでこの活動支援補助金というのは、どういう内容に対して補助金をされているのか。それと、自主防災組織は町内何か所というか、何区、どのぐらい組織されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

自主防災組織育成活動支援事業補助金であります。内容的には30万円を限度額として、3年間、この補助を受けられることになる制度であります。中身としましては、災害の備蓄品の購入でありますとか、そういったものが主になります。あとは、テントでありますとか、そういったものになります。

自主防災組織の数であります。今現在、28の区で組織されておまして、ちょうど全体の半分ぐらいで組織はしているというふうなことであります。そのうち、この補助制度を利用している組織は19であります。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございます。

私のほうに、ある区長さんのほうから、もうこの自主防災組織につきまして、町内で今ようやく28区で組織があるとお伺いしましたんですが、この自主防災につきまして、各区でそれぞれやっているものを例えば大江町自主防災組織連絡協議会、仮称ですけれども、このようなものを立ち上げて、各区、防災組織の強化、連携、これからお互いに情報交換し合ったり研修会の実施というようなことを目的とした協議会を立ち上げてはどうかというようなことでございました。実際県内の状況を見ますと、白鷹町とか、高島町とか、山形市も、全部調べたわけではないんですけれども、ほかにもあろうかと思うんですけれども、この辺に対する考え方などは、前向きにどう思ってもらえるか、ちらっとお伺いしたいと思います。

○議長（菊地勝秀君） 五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 総務課でもその問題は十分認識しておまして、ここ数年、検討はしてきておりました。ただ、コロナにかこつけるわけでありませんが、なかなか集う機会がないものですから、それが頓挫していたところであります。

今年、職員のほうでも防災士の資格を取った職員がおりますので、ぜひコロナが落ち着きましたら、そうした組織化に向けて検討したいというふうに思っていたところです。

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第13号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第12号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、議第14号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第14号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

補正予算書の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款総務費のうち、1項総務管理費、2項徴税费と、8ページの3項運営協議会費、4項趣旨普及費については、人件費や事務費などの事業実績を見込み減額するものでございます。

2款保険給付費のうち、1項療養諸費、5項葬祭諸費については、今年度の支給実績及び今後の所要見込みにより追加補正するものでございます。

9ページをご覧ください。

5款1項1目保健衛生普及費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、体力づくり事業などの催しが開催できなかったことにより減額するものです。

6款1項1目基金積立金826万円は、令和3年度の基金利子相当分及び令和3年度歳入歳出の差額分を見込み追加補正するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

1款1項国民健康保険税は、滞納繰越分について、今年度の収入見込みにより追加補正するものです。

3款1項1目災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、収入が減少した世帯の国民健康保険税の減免額の10分の1が当該補助金により補填されることから追加補正するものです。

3款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカード取得促進に係る補助対象事業を実施したことにより1万7,000円を計上しております。

4款1項1目保険給付費等交付金の普通交付金は、歳出の2款1項療養諸費の補正額と同額を計上し、5ページの特別交付金は、それぞれ交付見込みにより追加補正するものです。

5款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子収入の見込みにより追加補正するものです。

6款1項1目一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金は、交付決定見込額により追加補正し、出産育児一時金等繰入金は実績見込みにより減額、一般繰入金は事業精査に伴い減額するものです。

6款2項1目基金繰入金は、決算見込みにより77万3,000円を減額するものです。

8款1項1目延滞金は、決算見込みにより減額するものです。

これにより令和4年3月末の基金残高は、2億6,732万8,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第14号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第14号 令和3年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地勝秀君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第12、議第15号 令和3年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第15号 令和3年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金20万円の減額は、後期高齢者医療保険料の収入見込みによるもののほか、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金分の確定により計上するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

1款1項後期高齢者医療保険料は、滞納繰越金分について、収入見込みにより追加補正するものです。

3款1項2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金の確定により減額するものです。

5款2項1目保険料還付金は、令和3年3月から5月までの還付金について、後期高齢者医療広域連合より精算された額を計上したことによる増額になります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第15号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第15号 令和3年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第13、議第16号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 議第16号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明申し上げます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、人件費及び事業費の精査による減額のほか、前年度繰越金の精算及び本年度の保険給付費の実績見込みに基づき、介護給付費準備基金への積立金を1,490万4,000円追加するものでございます。

1款3項1目介護認定審査会等費は、今年度の実績見込みに基づき、介護認定に係る主治医意見書作成手数料及び認定調査委託料をそれぞれ減額するものです。

2款1項1目介護サービス等諸費は、今年度の給付見込額の精査により保険給付費を

8,536万円減額するものです。

主な内容としましては、居宅介護サービス等給付費は新型コロナウイルス感染症による介護サービスの利用控え等の影響が継続し、訪問・通所系サービスにおいて、当初見込みより給付実績が減少していることなどにより1,400万円を減額するものです。

また、施設介護サービス等給付費は、入所者の死亡、長期入院による退所が多かったことから、あわせて、近年近隣市町における高齢者向け住宅等の新設により入所施設の選択肢が広がり、主に介護老人保健施設への入所者が減少していることなどにより6,000万円を減額いたしました。

8ページをご覧ください。

2款2項1目審査支払い手数料は、介護サービス等諸費の給付実績の減により、国民健康保険団体連合会への審査手数料を減額するものでございます。

4款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、今後の事業費見込みに基づき委託料を追加するものです。

4款2項1目一般介護予防事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の一部を中止したため、委託料を減額するものです。

4款3項1目包括的支援事業費は、人件費の精査により減額をいたしました。

次に、歳入についてご説明をいたします。

4ページをご覧ください。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、今年度の収入見込みに基づき現年度分を減額し、滞納繰越分を追加するものであり、3款国庫支出金、5ページの4款支払い基金交付金、5款県支出金、5ページから6ページにかけての7款繰入金につきましては、歳出予算の保険給付費及び地域支援事業費等の精査により、その特定財源をそれぞれ減額をするものでございます。

戻っていただきまして、4ページ下段の3款2項5目保険者機能強化推進交付金は、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組等を支援する交付金として128万3,000円を、3款2項6目保険者努力支援交付金は、介護予防、健康づくりに資する取組に対する交付金として146万6,000円を新たに計上いたしました。

5ページ下段の6款1項1目基金運用収入は、今年度の収入見込みに基づき介護給付費準備基金利子を2万3,000円追加するものでございます。

6ページをご覧ください。

7款1項4目低所得保険料軽減繰入金は、保険料軽減額の精査に伴い6万8,000円を追加するものであり、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、前年度繰越金の精算及び本年度の保険給付費の実績見込みに基づき1,377万9,000円を減額するものでございます。

これにより歳出予算の積立てと合わせて、今年度末の介護給付費準備基金の残高は1億6,990万5,000円になる見込みでございます。

8款1項1目繰越金は、前年度繰越金の精算により424万1,000円を追加するものでございます。

9款1項1目第1号被保険者延滞金は、今年度の収入見込みに基づき延滞金を2,000円追加するものであり、3項2目雑入は、今年度の収入見込みに基づき介護予防支援計画作成収入を20万円減額をいたしました。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第16号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第16号 令和3年度大江町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第14、議第17号 令和3年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第17号 令和3年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

1款1項1目宅地造成費は、今年度の分譲実績に応じて一般会計への繰出金を1,026万3,000円減額するものでございます。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

上段のほうをご覧ください。

1款1項1目不動産売払収入は、当初4区画の分譲を予定しておりましたが、現在2区画の分譲となっていることから、分譲収入を1,026万3,000円減額するものでございます。

以上であります。

○議長（菊地勝秀君） 議第17号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第17号 令和3年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第15、議第18号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第18号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

第2表繰越明許費として805万2,000円を計上しておりますが、これにつきましては浄化センターの屋根修繕などに係る処理場補修工事について、豪雪による事業中断により工事完了が遅れる見込みであるため設定させていただくものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。

歳出の1款1項1目一般管理費の手数料3万4,000円の減、2款1項2目処理場管理費の処理場保守点検業務委託料86万7,000円の減額につきましては、それぞれ決算見込みに基づく精算によるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

2款1項1目下水道使用料の9万1,000円の追加、2項1目手数料の8,000円の追加は、決算見込みによるものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳入歳出の補正に伴いまして411万6,000円を減額するものでございます。

5款3項1目雑入は、過年度分の消費税申告の更正を行ったことにより、消費税還付金を305万6,000円計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第18号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第18号 令和3年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第16、議第19号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第19号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の2万円の減額につきましては、決算見込みに基づく精算によるものでございます。

2款1項1目維持管理費は、施設補修工事の精算により減額をするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

3款1項1目一般会計繰入金は、歳出の減額に合わせて11万3,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第19号について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第19号 令和3年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第17、議第20号 令和3年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第20号 令和3年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算明細書によりご説明いたしますので、7ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出からご説明いたします。

1款1項1目原水及び浄水費は、令和3年度において更新を予定しておりました柳川浄水場ろ過膜モジュールについて、性能検査の結果、再利用が可能なため、継続して借り上げるということから、当該借上料を減額するものでございます。

2目配水及び給水費、5目減価償却費、6目資産減耗費は決算見込みにより、それと4目総係費は給与改定により減額をするものでございます。

次に、収益的収入についてご説明をいたします。

1款1項1目給水収益は、民間部門全般におきまして使用水量が減少しているということから、精査により減額をするものでございます。

8ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出についてご説明申し上げます。

1款1項1目増設改良費は、荻野志津橋の水道管布設工事について、橋梁添架から単独水管橋に変更したことにより設計費が不要となったということから減額をするものでございます。

次に、資本的収入についてご説明いたします。

1款1項1目企業債は、借入先であります地方公共団体金融機構からの貸付資金の調整が

あったというようなことから、企業債の借入れを減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） お諮りします。

議第20号については、収入及び支出について一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議第20号については、収入及び支出について一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、議第20号の質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第20号 令和3年度大江町水道事業会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員会設置及び付託

○議長（菊地勝秀君） 日程第18、予算特別委員会設置及び付託です。

お諮りします。

議第21号から議第28号までの令和4年度大江町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算、計8件の議案は、議長を除く10名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思います。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、令和4年度の予算に係る議案8件は、議長を除く10名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

予算特別委員会は、大江町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議場におきまして、本日、13時40分に招集いたします。

◎散会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で予定された本日の議事日程は全て終了としました。

予算特別委員会の審査が終了するまで本会議は休会とした上で、本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時23分

令和4年第1回大江町議会定例会

議事日程(第5号)

令和4年3月14日(月)午前10時40分開議

- 日程第 1 予算特別委員会報告(新年度当初予算8件)
- 日程第 2 議第21号 令和4年度大江町一般会計予算
- 日程第 3 議第22号 令和4年度大江町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議第23号 令和4年度大江町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議第24号 令和4年度大江町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議第25号 令和4年度大江町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 7 議第26号 令和4年度大江町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議第27号 令和4年度大江町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 9 議第28号 令和4年度大江町水道事業会計予算
- 日程第10 発議第2号 大江町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 閉会中の継続調査について
- 日程第12 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時40分

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎予算特別委員会報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、予算特別委員会報告です。

議第21号から議第28号までの令和4年度大江町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算、計8件の議案に関して、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

3番、藤野広美さん。

○予算特別委員会委員長（藤野広美君） 予算特別委員会審査の結果をご報告いたします。

予算特別委員会審査報告。

1、件名。

議第21号 令和4年度大江町一般会計予算、議第22号 令和4年度大江町国民健康保険特別会計予算、議第23号 令和4年度大江町後期高齢者医療特別会計予算、議第24号 令和4年度大江町介護保険特別会計予算、議第25号 令和4年度大江町宅地造成事業特別会計予算、議第26号 令和4年度大江町公共下水道事業特別会計予算、議第27号 令和4年度大江町農業集落排水事業特別会計予算、議第28号 令和4年度大江町水道事業会計予算。

2、審査の経過。

本委員会に付託されました令和4年度大江町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業

会計予算 8 件について、慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本委員会は、以上のとおり決定したのでご報告いたします。

令和 4 年 3 月 14 日、予算特別委員会委員長、藤野広美。

大江町議会議長、菊地勝秀殿。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） ご苦労さまでした。

◎議第 21 号～議第 28 号の質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第 2、議第 21 号から日程第 9、議第 28 号までの令和 4 年度大江町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算、計 8 件の議案に関する予算特別委員会委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとの内容です。

それでは、令和 4 年度予算 8 件について、まとめて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

まずは、採決の方法についてお諮りします。

議第 21 号から議第 28 号までの令和 4 年度予算 8 件については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、一括して採決することに決定しました。

それでは、令和 4 年度大江町一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算、計 8 件の議案について、これを委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、議第21号から議第28号までの令和4年度予算8件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第10、発議第2号 大江町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、伊藤慎一郎君。

○議会運営委員会委員長（伊藤慎一郎君） 発議第2号 大江町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回、主たる改正内容につきましては、9日の本会議において、大江町課設置条例の一部を改正する条例が可決され、新たに地域振興課が設置されることによるものです。

改正内容の詳細につきましては、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第2条において、常任委員会の名称、委員の定数及び所管を定めておりますが、第2号の産業厚生常任委員会の所管に地域振興課を追加するものです。

第4条の2につきましては、議会運営委員会の設置についての規定ですが、第3項において、議会運営委員会の任期については第3条及び第4条の常任委員会の任期に係る条文を準用していることから、「前3条」を「前2条」とするものです。

なお、施行期日については、課設置条例の施行期日に合わせ、令和4年4月1日の施行とするものです。

以上、地方自治法第109条第6項及び大江町議会規則第14条第2項の規定により提出いたします。

○議長（菊地勝秀君） 発議第2号の質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 以上で質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

発議第2号 大江町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（菊地勝秀君） 日程第11、閉会中の継続調査についてを議題とします。

ご覧のとおり、各常任委員会委員長と議会運営委員会委員長との連名で、大江町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

本件については申出のとおり継続調査を行うこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は申出のとおり継続調査を行うことに決定しました。

◎議員の派遣について

○議長（菊地勝秀君） 日程第12、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本件についても、記載のとおり研修会等に積極的に派遣し、議員個人の資質向上と議会全体の活性化を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、記載のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で、本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和4年第1回大江町議会定例会を閉会いたします。

皆様方のご協力に感謝し、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月24日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 藤 野 広 美

署 名 議 員 櫻 井 和 彦